

平成26年11月27日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成22年(行ウ)第13号 政務調査費返還履行等請求事件

(平成26年7月31日口頭弁論終結)

判 決

当事者 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、被告補助参加人改革ネット・自民に対し、658万9635円を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、被告補助参加人民主クラブ仙台に対し、221万6453円を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、被告補助参加人きぼうに対し、411万8950円を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、被告補助参加人公明党仙台市議団に対し、475万5227円を支払うよう請求せよ。
- 5 被告は、被告補助参加人社民党仙台市議団に対し、358万4388円を支払うよう請求せよ。
- 6 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 7 訴訟費用は、これを10分して、その3を原告の負担、その余を被告の負担とし、被告補助参加人改革ネット・自民の補助参加によって生じた費用は、これを5分して、その2を原告の負担、その余を同補助参加人の負担とし、被告補助参加人民主クラブ仙台の補助参加によって生じた費用は、これを5分して、その1を原告の負担、その余を同補助参加人の負担とし、被告補助参加人きぼうの補助参加によって生じた費用は、これを5分して、その1を原告の負担、その余を同補助参加人の負担とし、被告補助参加人公明党仙台市議団の補助参加によって生じた費用は、これを5分して、その1を原告の負担、その余を同補助参加人の負担とし、被告補助参加人社民党仙台市議団の補助参加によって

生じた費用は、これを10分して、その1を原告の負担、その余を同補助参加人の負担とする。

事実及び理由

【目次】

第1 請求	3頁
第2 事案の概要等	3頁
1 前提事実等	4頁
2 関係法令等	5頁
3 爭点及び争点に関する当事者等の主張	7頁
第3 当裁判所の判断	
1 総論	
(1) 政務調査費の支出の違法性に係る主張立証責任等について	12頁
(2) 経費を按分して政務調査費から支出することについて	14頁
(3) 調査研究活動に要する旅費の支出について	15頁
2 各論	
(1) 被告補助参加人改革ネット・自民	18頁
(2) 被告補助参加人民主クラブ仙台	63頁
(3) 被告補助参加人きぼう	79頁
(4) 被告補助参加人公明党仙台市議団	94頁
(5) 被告補助参加人社民党仙台市議団	109頁
3 各会派の不当利得の額	128頁
4 附帯請求について	129頁
第4 結論	129頁
(別紙1) 当事者目録	131頁
(別紙2) 交付額等一覧表	134頁
(別紙3) 平成20年度仙台市議会政務調査費の支出一覧	135頁

(別紙4) 関係法令等の定め	176頁
(別紙5) 主張整理表	183頁
(別紙6) 佐藤正昭議員の出張一覧	201頁

## 第1 請求

- 被告は、被告補助参加人改革ネット・自民に対し、1131万6297円及びこれに対する平成21年5月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 被告は、被告補助参加人民主クラブ仙台に対し、272万4669円及びこれに対する平成21年5月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 被告は、被告補助参加人きぼうに対し、522万0526円及びこれに対する平成21年5月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 被告は、被告補助参加人公明党仙台市議団に対し、567万1986円及びこれに対する平成21年5月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 被告は、被告補助参加人社民党仙台市議団に対し、396万2102円及びこれに対する平成21年5月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

## 第2 事案の概要等

本件は、地方行財政の不正を監視・是正すること等を目的として結成された権利能力なき社団である原告が、仙台市議会の会派である被告補助参加人らにおいて、仙台市から交付を受けた平成20年度分の政務調査費の一部を違法に支出し、これを不当に利得したと主張して、地方自治法（平成24年法律第7号による改正前のもの。以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づき、仙台市長である被告に対し、被告補助参加人らに対して違法に支出した

政務調査費相当額の金員の返還及びこれに対する平成21年5月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

- 前提事実等（争いがない事実、当事者が争うことを明らかにしない事実及び当裁判所に顕著な事実については特に根拠を明記しない。）

### （1）当事者等

ア 原告は、地方行財政の不正を監視・是正すること等を目的として結成された権利能力なき社団である。

イ 被告は、仙台市の執行機関である。

ウ 被告補助参加人らは、いずれも、仙台市議会議員によって構成された権利能力なき社団である。

### （2）平成20年度分政務調査費の支出等

ア 被告補助参加人らは、法100条14項及び仙台市政務調査費の交付に関する条例（平成13年仙台市条例第33号。平成22年仙台市条例4号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）2条に基づき、仙台市から、平成20年度分の政務調査費として、別紙2「交付額一覧表」の「交付額」記載の各金額の交付を受け、同別紙の「支出額」とおり支出した（自主返還分を除く。）。（以上につき甲2の1）

イ 上記アの「支出額」には、別紙3「平成20年度仙台市議会政務調査費の支出一覧」の「支払額」欄又は「金額」欄に記載された各支出（ただし、同別紙の「3. きぼう」の「資料作成費内訳（会派）」のNo.5の支出額は、8万2094円ではなく3万2094円であった。）が含まれており、原告は、本件訴えにおいて、上記各支出（以下「本件政務調査費の支出」という。）のうち同別紙の「違法支出額」欄記載の金額の各支出が違法であると主張している。

### （3）本件訴えに至る経緯

ア 原告は、平成22年3月30日、仙台市監査委員（以下「監査委員」という。）に対し、平成20年度における仙台市議会各会派の政務調査費からの支出に違法不当な点が多数存在するとして、別紙2「交付額等一覧表」の「監査請求額」記載の金額について住民監査請求を行った。

監査委員は、平成22年5月26日、上記監査請求について一部を認め、被告に対し、別紙2「交付額等一覧表」の「勧告額」記載の金額の返還を求める措置を講じるよう勧告し、その余の請求を棄却した。（以上につき甲1、2の1）

イ 原告は、同年6月25日、上記監査請求を棄却された支出の一部につき、その違法を主張して、被告に対する本件訴えを提起した。

## 2 関係法令等

### （1）仙台市における政務調査費の交付に関する規定等

ア 法は、普通地方公共団体が、条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる旨規定し、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法については条例の定めに委ねている（100条14項）。

イ 本件条例は、法100条14項を受けて制定され、政務調査費を市議会における会派に対して交付する旨（2条）や収支状況報告書等の提出義務（9条）などを定めており、具体的な使途基準については規則に委ね、会派は政務調査費を必要経費以外に充ててはならない旨を定めている（5条）。

ウ 仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年仙台市規則第32号。平成23年8月改正前のもの。以下「本件規則」という。）は、本件条例の施行に関し必要な事項を定めており、本件条例5条に基づき、次のとおり、政務調査費の使途基準（以下「本件使途基準」という。）を

規定している（2条）。

- （ア）調査研究費 市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費（1号）。
  - （イ）研修費 研修会、講演会等の実施に要する経費及び各種団体が開催する研修会、講演会等への所属議員等の参加に要する経費（2号）。
  - （ウ）資料作成費 調査研究活動に必要な資料等の作成に要する経費（4号）。
  - （エ）資料購入費 調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（5号）。
  - （オ）広報広聴費 議会活動及び市政に関する政策等の広報及び広聴活動に要する経費（6号）。
  - （カ）人件費 調査研究活動を補助する者の雇用に要する経費（7号）。
  - （キ）事務所費 調査研究活動のための事務所の設置及び管理に要する経費（8号）。
  - （ク）事務費 調査研究活動に要する事務経費（9号）。
  - （ケ）その他の経費 前各号に掲げるもののほか会派が必要と認めた調査研究活動に要する経費（10号）。
- 二 仙台市政務調査費の交付に関する要綱（平成13年3月27日議長決裁。平成23年8月改正前のもの。以下「本件要綱」という。）は、仙台市議会議長により制定され、本件条例の施行に関し必要な事項を定め、政務調査費の対象外となる経費（2条）や、調査研究活動に要する旅費の支出（7条）等について規定している。
- オ 仙台市議会は、平成20年4月、全会派で構成する政務調査費に関する条例等整備会議における全議員の申合せとして、政務調査費取扱い手引書（仙台市議会平成20年4月。平成23年8月改訂前のもの。以下「本件手引書」という。）を作成した。本件手引書には、政務調査費の対象とな

る経費例や、本件使途基準の運用指針等が記載されている。（以上につき乙1）

(2) 調査研究活動に要する旅費に関する規定

ア 本件条例や本件規則には、調査研究活動に要する旅費につき直接言及した規定はなく、本件要綱において、特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和31年仙台市条例第35号。以下「特別職給与条例」という。）に基づき支給する場合の旅費の額に相当する額を超えて支出することはできないと規定され（7条），本件手引書において、特別職給与条例に基づき支出することとする旨が記載されている（3章5項）。

イ 特別職給与条例は、市議会議員の内国旅行の旅費につき、職員等の旅費に関する条例（昭和27年仙台市条例第32号。以下「旅費条例」という。）の市長等の例によることとしている（2条1号、14条1項）。

ウ 旅費条例は、出張の際の旅費につき、旅費の種類（費目）を、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料等と定めた上（6条1項），鉄道賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給することとし（同条2項），日当や宿泊料は旅行中の日数ないし夜数に応じた定額で支給することとする（同条6項、7項）など、旅費の費目の一部について、一定の事由に該当する場合に実際の支出額によらずにあらかじめ定めた額を支給する、いわゆる定額方式を採用している。

(3) 関係法令等の詳細は、別紙4「関係法令等の定め」に記載したとおりである。

3 爭点及び争点に関する当事者等の主張

本件の争点は、本件政務調査費の支出に違法な支出が含まれるかであり、この点に関する当事者等の主張は、以下のとおりである。

(1) 総論

ア 政務調査費の支出の違法性に係る主張立証責任等について

(ア) 原告の主張

原告が、政務調査費を不当利得として返還することを請求するよう求めるためには、当該支出が調査研究のために用いられる可能性がないことをうかがわせる一般的・外形的事実（例えば、収支報告書の記載に表れた、研修会・物品の名称、書籍の表題等や研修会の趣旨・目的、講演者、講演の演題等），あるいは、一般的・外形的事実からは調査研究のために用いられる可能性があるとしても、当該支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的な事実を摘示すれば足りる。これに対し、被告及び被告補助参加人ら（以下「被告側」という。）において具体的な反証を行わなければ、当該政務調査費の支出は違法な支出であると推認されるというべきである。

(イ) 被告側の主張

政務調査費を不当利得として返還することを請求するよう求めるためには、返還を請求する側において、具体的な政務調査費の支出が本来の政務調査費の使途及び目的に違反した不適切な支出であることを推認させる一般的・外形的事実を、客観的証拠に基づき主張立証する必要がある。

本件において原告が主張する違法事由は、会派ないし議員の説明が政務調査費の支出を正当化するものとしては不十分であるなど抽象的なものにすぎず、具体的な政務調査費の支出が本来の使途及び目的に違反した不適切な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の主張立証がされているとは到底認められない。

このように、原告から具体的な主張がなされず、かすかな疑いが生じ得るにすぎない場合であっても、被告補助参加人らが、常に証明書類を提出してその支出状況を詳らかに説明しなければならないという反証責

任まで負っているということはできない。

イ 経費を按分して政務調査費から支出することについて

(ア) 原告の主張

本件要綱 8 条が、「政務調査費に係る経費と政務調査費以外の経費を明確に区分しがたい場合には、従事割合その他の合理的な方法により按分した額を支出額とすることができるものとし、当該方法により按分することができる場合には、按分の割合を二分の一を上限として計算した額を支出額とすることができる。」と規定していることからすれば、政務調査に限らない用途での支出に関しては、合理的な按分割合に関して会派ないし議員が主張立証しない限り、2 分の 1 で按分されなければならない。

本件政務調査費の支出のうち、人件費、資料購入費、広報広聴費、事務費等として支出されたものの大部分は、各論において主張するとおり、その性質上、その用途・目的は政務調査に限られないものであるから、被告側において、政務調査に用いたとの抽象的な主張をするだけではなく、客観的資料に基づいて使用実態を明らかにし、「政務調査のみに用いたこと」ないし「政務調査以外の用途に用いることがある場合の按分割合」を主張立証しなければ、2 分の 1 で按分されるべきであり、経費の 2 分の 1 を超える部分を政務調査費から支出することは許されないというべきである。

(イ) 被告側の主張

被告補助参加人らは、別紙 3 「平成 20 年度仙台市議会政務調査費の支出一覧」の「按分率」欄記載のとおり、本件政務調査費の支出のうち、按分すべき支出については、実態に即した按分割合を用いて実際の支出額を按分した上で政務調査費の支出を行っているから、更なる按分の必要はない。

個々の支出の按分の要否及び按分率については、各論において主張するところである。

ウ 調査研究活動に要する旅費の支出について

(ア) 原告の主張

被告補助参加人らは、調査研究活動に係る出張に要した旅費につき、交通費や宿泊費等の実費ではなく、旅費条例による算出額を調査研究費として政務調査費から支出している。

しかし、法 100 条 14 項は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部としてのみ政務調査費を交付することを許容しており、実際に支出していないければ調査研究活動に必要な経費とはいえないものであるから、本件使途基準にいう調査研究費として支出可能な金額は、市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費として実際に支出した額のみであることが明らかである。

被告側は、本件手引書に調査研究活動に要する旅費の支出にあたっては、旅費条例に基づき支出するものとする（本件要綱 7 条）旨が記載されていることを根拠としているものと思われるが、本件手引書の上位規範である本件要綱 7 条 1 項は、「『旅費条例』に基づき支給する場合の旅費の額に相当する額を超えて支出することはできない。」と、支給の上限を画するのみである。本件条例 10 条が、必要経費として支出した額を控除して得た額に残余がある場合には清算して返還することを規定していることに鑑みても、実費を超えて支給された部分を利得することは許されないというべきである。

したがって、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費から支出することを認める本件手引書の記載部分は、法や本件条例に違反する。

被告補助参加人らは、原告による求釈明にもかかわらず、本件で問題とされている旅費の実費額を明らかにせず、各証人も支払った額や利用

した旅行会社名を隠す態度が明らかである。これは、旅費条例に基づいて算出した旅費の額が、旅行会社に支払った実費を大きく超えているからである。社会常識に照らしても、旅行会社が各種割引等を利用して、正規料金（すなわち旅費条例に基づく額）よりも低額な旅行代金に抑えていることは公知の事実である。そうすると、宿泊付きの出張につき、少なくとも旅費条例に基づき算出された額の1割に相当する額が実費より過大に政務調査費から支出されているというべきであり、当該1割に相当する額は違法な支出である。

#### (イ) 被告側の主張

旅費の支給については、いわゆる「定額方式」と「実額方式」という2通りの支給方法が考えられるところ、政務調査活動に要する旅費の支給にあたり、いずれの方式を採用するかについては、議会の裁量に委ねられていると解される。

仙台市が旅費について旅費条例により定額方式を採用している取扱いは、冗費・乱費の抑制と事務の簡素化という合理的な目的に基づくものであり、旅費条例で定められた金額についても標準的な実費の範囲を逸脱するものとはいえないから、合理性がある。

そして、この趣旨は、会派及びその所属議員に対して旅費を支給する場合にも妥当するということができるから、調査研究活動に要する旅費について、合理的な制度である旅費条例の例により計算された金額を定額支給することは、十分な合理性が認められ、議会の裁量権を逸脱・濫用するものではないから、適法である。

#### (2) 各論

個々の支出の適法性に関する当事者等の主張の骨子は、別紙5「主張整理表」のとおりである。

#### 第3 当裁判所の判断

### 1 総論

#### (1) 政務調査費の支出の違法性に係る主張立証責任等について

ア 法100条14項、15項の規定による政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るために、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。

そして、法100条14項は、政務調査費を「議員の調査研究に資するため必要な経費」の一部として交付する旨を規定するにとどまり、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めることとしているが、これは、各地方自治体の実情に応じた運用を図るべく、条例等にその具体化を委ねることとしたものと解される。

そうすると、政務調査費に係る支出の適否は、上記法の趣旨に反しない限り、各地方公共団体における条例等の定めるところに従うべきであり、条例等における使途に係る定めが上記法の趣旨に則って定められているときには、それらの定めに基づいて上記適否を判断するのが相当であるというべきである。

イ この点、本件条例5条に基づき本件規則が定めている本件使途基準の内容（前記2(1)ウ）は、法100条14項にいう「議員の調査研究に資するため必要な経費」を具体化したものであって、法の趣旨に反するものではないというべきであるから、本件政務調査費の支出の適否の判断は、各支出が本件使途基準に合致するか否かを基準に判断するのが相当である。

そして、本件要綱及び本件手引書は、法規範性を有するものではないが、本件要綱は、本件条例の施行に関し必要な事項を定めるものとされ、政務

調査費の対象外となる経費や、諸手続などを規定し、仙台市議会議長の決裁を経て作成されたものであり、また、本件手引書は、仙台市議会の全会派で構成する政務調査費に関する条例等整備會議において、本件使途基準の解釈等について全議員の申合せとしてまとめられたものであるから、いずれも、本件使途基準の趣旨や具体的内容を推知させるものとして、具体的支出の本件使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

ウ そして、本件使途基準は、調査研究費につき「市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費」、人件費につき「調査研究活動を補助する者の雇用に要する経費」と定めるなど、調査研究のための必要性をその要件としているから、調査研究のための必要性が認められない支出は、本件使途基準に合致しないものとして違法になるというべきである。

議員の調査研究活動は市政全般に及び、その調査研究の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、調査研究活動の手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべき要請も存在することから、いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、議員の広範な裁量的判断に委ねられている側面があることは否定できないが、その裁量にはおのずから一定の限界があるというべきであり、当該支出に係る個別の事実から調査研究活動と市政との関連性を慎重に検討した結果、同支出に係る議員の判断に合理性があるということができない場合には、同支出につき調査研究のための必要性を認めることができず、本件使途基準に合致しないものとして違法になるものと解するのが相当である。

そして、議員の判断に合理性があるといえるかどうかについては、上記のとおり当該支出に係る個別の事実に基づき上記関連性について慎重に検討すべきであり、例えば、収支状況報告書の記載に表れた事実等（研修会・物品の名称、書籍の表題等や研修会の趣旨・目的等）から調査研究のた

めに用いられる可能性がないことがうかがわれる場合、あるいは、その可能性があるといい得ても、当該支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的な事実が認められる場合にあっては、議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたり、市政に関する具体的な調査研究が現にされたとか、それが予定されていたなどの特段の事情について適切な立証が行われないときは、当該政務調査費の支出は本件使途基準に合致しない違法な支出であると判断するのが相当である。

## (2) 経費を按分して政務調査費から支出することについて

本件要綱及び本件手引書は、本件使途基準に掲げる費用について、政務調査費に係る経費と政務調査費以外の経費を明確に区分し難い場合には、従事割合その他の合理的な方法により按分した額を支出額とすることができるものとし、当該方法により按分することが困難である場合には、按分割合を2分の1を上限として計算した額を支出額とすることができる旨を規定している（本件要綱8条、本件手引書3章4項）。

弁論の全趣旨によれば、会派及び議員の活動は、政務調査活動以外にも政党活動、後援会活動等と広範かつ多岐にわたることに伴い、会派や議員が使用する事務所、事務用品等につき、政務調査活動のための利用とそれ以外の活動のための利用とが事実上混在し、明確に区分することが困難な場合があり得ることが認められる。このような場合について、経費の全額を政務調査費から支出することを認めず、経費を按分して政務調査費から支出することとする上記の取扱いは、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として政務調査費の交付を認めた法の規定や調査研究のための必要性を要求する本件使途基準に沿ったものであるということができる。

そして、一般的、外的的事実から政務調査活動以外の活動にも利用されていることが推認される経費については、被告側において政務調査活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合を客観的資料に基づいて立証

した場合には当該割合で按分した額を政務調査費から支出することが許され  
るが、そのような立証がされない場合には、当該経費の2分の1を超えて政  
務調査費から支出することは許されないとすべきである。

(3) 調査研究活動に要する旅費の支出について

ア 原告は、被告補助参加人らが、調査研究活動に係る出張に要した旅費につき、いわゆる定額方式を採用している旅費条例に基づいて算出した額を政務調査費から支出したことが、法や本件条例に違反する旨主張する。

法100条14項は、政務調査費の交付は「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」することができる旨を規定しており、上記経費は、本来的には、現実に要した費用、すなわち実費をいうものと解される。

もっとも、実費の経費の算定方法として、費用を要した都度その実費を計算してこれを支給すること（実額方式）は、本来の建前には忠実であるものの、経費の中には実費の算定が困難なものもあり、また、個々の支出について証拠書類の確保を要求し、事務担当者にもその確認の手数の負担を負わせることになって、当該費用の額や支出の頻度によってはいたずらに手続を煩雑にし、そのための経費を増大させることになりかねない。上記のような実額方式の問題点に鑑みると、政務調査費の支出について、あらかじめ一定の事由又は場合を定め、それに該当するときには、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を経費として認めることとする取扱い（定額方式）も、法100条14項にいう経費の算定方法としてこれを採用することが許されると解すべきである。そして、この場合、いかなる事由を政務調査費の支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の額をいくらとするかについては、政務調査費の交付に関する条例を定める当該地方公共団体の議会の裁量判断に委ねられていると解するのが相当である。

この点、本件条例9条2項は、政務調査費に係る支出額につき、実費によるものとしつつも、これにより難いときは、別に定める方法により算出した額によることができる旨規定しているところ、法100条14項や、これを受けた本件条例1条において、調査研究活動に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付する旨が規定されていることに照らすと、本件条例9条2項の上記の規定は、実費の経費の算定方法として、原則として実額方式によることを定めた上で、実額方式を採用することに上記のような問題が生ずる場合には、社会通念上、実費を対象としてこれを交付するとの政務調査費制度の本来の建前を損なうものでない限り、標準的な実費である一定の額を経費として認めることとする定額方式を採用することも許容する趣旨であると解される（なお、本件条例9条2項にいう「別に定める方法」が、本件条例や本件規則で定められた方法以外の方法を排除する趣旨とは解されない。）。

これに対し、原告は、定額方式によることは、必要経費として支出した額を控除して得た額に残余がある場合には清算して返還することを規定した本件条例10条に違反すると主張するが、本件条例10条は、会派が交付を受けた額（四半期ごとに、会派の所属議員数に35万円及び各四半期に属する月数を乗じて得た額）から必要経費として支出した額を控除して得た額に残余がある場合の返還手続を定めた規定であって、必要経費の算出方法について定めた規定ではないから、原告の上記主張は採用することができない。

イ そこで、本件の旅費の支出についてみると、調査研究活動に係る旅費の支出について、本件要綱は、特別職給与条例に基づき支給する場合の旅費の額に相当する額を超えて支出することはできないこととし、本件手引書は、特別職給与条例に基づき支出することとし、特別職給与条例は、市議会議員の内国旅行の旅費につき旅費条例の市長等の例によることとし、旅

費条例は、定額方式をも採用している。

そして、調査研究活動に係る旅費については、これを実額によるとした場合には、移動に用いる交通手段や宿泊場所の選択いかんによってかえつて格差が生じかねず、制度を濫用する弊害が懸念されるところ、全ての移動手段に係る料金、宿泊料等について、実際の証拠資料に基づき支出額を確認した上で、その支出額が高額に過ぎないかや、これより低額の支払で済んだ可能性がないかなどの支出額の妥当性を個別具体的に逐一検討し、旅行中の一切の必要経費を算出しなければならないとする、そのための事務処理手続が煩雑化してその経費が増大しかねないというべきである。そうすると、調査研究活動に係る旅費の支給にあたり、あらゆる費目について実額方式を採用することの問題点があることは否定できないから、一定の旅費の費目につき標準的な実費の額をあらかじめ定めてこれに従う定額方式を採用することは、それが社会通念上、実費を対象としてこれを交付するとの政務調査費制度の本来の建前を損なうとはいえない難いものである限り、本件条例に反することはないと解すべきである。

これに対し、原告は、旅費条例に基づいて旅費の額を算出することは、旅費条例に基づく額を支給の上限と規定する本件要綱7条1項に反する主張するが、その文理に照らして同項が定額方式を禁止しているということはできず、同項で上限とされた額（旅費条例に基づき支給する場合の額）を支給する取扱いが、同項に違反するということはできない。

ウ 被告においては、上記のとおり旅費条例に基づく取扱いをしているところ、旅費条例は、国家公務員等の旅費に関する法律を踏襲して制定されているものと認められ、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することを前提に、鉄道賃については路程に応じ旅客運賃、急行料金、特別車両料金、座席指定料金により支給し、市長等の出張に係る日当については3300円、宿泊料については宿泊先の地方によ

り1万6500円又は1万4900円を支給するなどの内容を定めており（旅費条例7条本文、19条1項、20条1項、附則9項、別表第1）、同条例において定額方式を採用している旅費の費目及び各費目に係る額の定めは、いずれも、社会通念に照らして相当性を欠くとは認められず、標準的な実費の範囲内であるというべきである。

そうすると、調査研究活動に要する旅費につき、定額方式を採用している旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いは、社会通念上、実費を対象としてこれを交付するとの政務調査費制度の本来の建前を損なうとはいせず、本件条例に反しないと解するのが相当である。

以上の検討を踏まえると、上記の取扱いをすることは、仙台市議会の裁量権の範囲を超える又はそれを濫用したものであるともいえないから、法100条14項にも違反しないと解するのが相当である。

## 2 各論（原告が問題としている各支出について）

### （1）被告補助参加人改革ネット・自民（以下「補助参加人自民」という。）

#### ア 会派全体

##### （ア）調査研究費

原告は、補助参加人自民の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

##### （イ）人件費

a 原告は、補助参加人自民が政務調査費から会派控室の常勤職員2名の入件費を支出したことにつき、その2分の1を超える部分は違法である旨主張するところ、証拠（丙A3の1～丙A4の12、丙A15

0, 丙D 1 6, 1 7 の 1 ~ 3, 証人佐藤正昭, 証人橋本啓一) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

- (a) 補助参加人自民は, 会派控室における常勤職員 2 名分の人事費として, 平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までに合計 275 万 5880 円を政務調査費から支出した。
- (b) 上記支出に係る領収書の名目は, いずれも「常勤調査研究補助」である。
- (c) 補助参加人自民は, 市議会各会派に対する職員雇用費交付規則(昭和 60 年仙台市規則第 5 号。以下「職員雇用費交付規則」という。)に基づき, 控室業務に従事する常勤職員 1 名当たり毎月 11 万 0400 円及び特別手当を仙台市より支給されている(以下, 仙台市が職員雇用費交付規則に基づき会派に支給する職員雇用費を「会派職員雇用費補助」という。)。
- b(a) 本件使途基準によれば, 人事費として政務調査費から支出することが許されるのは, 調査研究活動を補助する者の雇用に要する経費であるから, 当該職員の雇用に要する経費全額を政務調査費から支出することが許されるというためには, 雇用していた職員につき調査研究活動の補助業務への専從性が認められなければならないといふべきである。
- そして, 会派や議員が行う活動は, 調査研究活動以外にも政党活動や選挙活動, 後援会活動など極めて広範かつ多岐にわたるものであるところ, 一般的, 外形的には, 会派控室は, 各会議出席のための準備, 待機・休憩が基本的な用途であること, そこに勤務する職員もそれらの準備の補助や議員の世話をする業務に従事することが推認され, そうすると, 上記の職員の事務が調査研究活動の補助に当たるか否かについては容易に峻別し難い面があるといわざるを得

ない。

補助参加人自民は, 上記常勤職員 2 名につき, 会派控室において調査研究活動の補助業務に専従させていた旨主張するが, 補助参加人自民の会派控室が調査研究活動のみに利用されていたことを認めに足りる証拠はなく, 会派控室の職員に専従させていたとする調査研究活動の補助業務の具体的な内容等も明らかではないといわざるを得ず, かえって, 証拠(丙A 1 5 0, 1 6 4, 証人佐藤正昭, 証人橋本啓一)及び弁論の全趣旨によれば, 補助参加人自民は, 会派控室に配置された職員をして, 郵便物の受領, 市民からの陳情への対応, 電話・来客の対応, 取次ぎ等の業務に従事させていることが認められるのである。以上によれば, 会派控室の職員が調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されているということはできず, 当該職員に係る人事費は, その 2 分の 1 を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

- (b) 補助参加人自民は, 常勤職員 2 名に対して支払っている毎月約 9 万円のうち 11 万 0400 円は, 会派がその控室業務に従事する職員を雇用した場合に職員雇用費交付規則に基づいて仙台市から交付を受ける会派職員雇用費補助であり, 政務調査費からの人事費の支出は, その残額についてのみであって, 調査研究活動の補助業務のみに対して支給されているから, 按分の必要はないと主張する。

しかし, 証拠(丙D 1 7 の 3)によれば, 会派職員雇用費補助は, 控室業務に従事する職員を雇用する会派に対し, 当該職員の業務内容にかかわらず, 定額で交付されるものである上, 上記(a)のとおり, 控室業務を調査研究活動の補助業務とそれ以外の業務に明確に区分することは困難であることからすれば, 会派職員雇用費補助が控室

に配置された職員の業務のうち調査研究活動の補助業務以外の業務に優先して交付されるものであると認めるに足りず、上記職員の業務全体に対して交付されるものというべきである。

よって、会派控室に配置された常勤職員の人事費の一部が会派職員雇用費補助によりまかなわれている事実は、残額について支払われた政務調査費の按分に係る上記(a)の結論を左右するということはできない。

(c) したがって、補助参加人自民が人事費として政務調査費から支出した額の2分の1に相当する137万7931円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### (イ) 事務費その他の経費

a 証拠(丙A150, 164)及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人自民が、会派控室における事務用品やコピーに係る経費として、合計28万4252円を支出したことが認められるところ、原告は、そのうち2分の1を超える部分は違法である旨主張する。

b 会派控室は、上記(a)で検討したとおり、各会議出席のための準備、待機・休憩が基本的な用途であることや、そもそも会派や議員が行う活動は極めて広範かつ多岐にわたるものであること、事務用品やコピー機は、その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であるというべきであることを総合考慮すると、一般的、外形的事実からは、会派控室における上記備品等は、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

補助参加人自民は、同じ会派に所属する議員であっても、選挙になればライバル同士となることがあり、そのような者同士が会派控室を後援会活動や選挙活動、個人的業務に使用することはある得ないから、

上記事務用品やコピー機は全て調査研究活動のみに使用されている旨主張するが、会派や議員が行う活動は、後援会活動や選挙活動、個人的業務にも調査研究活動にも属しない種類のものもあり得ると考えられ、上記主張をもってしても、会派控室における事務用品やコピー機等が調査研究活動のみに利用されたと認めるには足りないというべきであり、ほかにこれらが調査研究活動のみに利用された事実を認めるに足りる証拠はなく、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が具体的に立証されているということもできない。

よって、会派控室における事務用品やコピーに係る経費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきであり、補助参加人自民が支出した額の2分の1に相当する14万2122円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### イ 大内久雄議員

##### (ア) 調査研究費（旅費）

a 原告は、大内久雄議員（以下「大内議員」という。）が平成20年7月及び同年12月にした各出張について、調査研究としての実質を備えていないから、支出の全額が違法である旨主張するところ、証拠(丙A5の1～丙A6の2、丙A134, 157、証人大内久雄)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 大内議員は、平成20年7月22日から同月25日にかけて、大地震後の復興と今後の課題、除融雪対策と費用と課題、特養ホームの整備と課題、待機児童対策、横浜未来21の整備と課題、駅前広場の整備と費用についての調査研究を目的として、新潟市、長岡市、静岡市及び横浜市に出張し、出張に要した旅費が政務調査費から支出された。

(b) 大内議員は、平成20年12月24日から同月25日にかけて、

地下鉄運営及び課題、並びに地下鉄沿線まちづくりについての調査研究を目的として、大阪市及び神戸市に出張し、出張に要した旅費が政務調査費から支出された。

b 上記各事実によれば、上記2回の出張の目的は市政に関する調査研究活動であったということができるが、原告は、大内議員が各出張の具体的な訪問先や成果を証言できなかったことなどからすれば、これらの出張は調査研究としての実質を備えていない旨主張する。

確かに、大内議員の証言には、具体的な訪問先や成果について不明である部分が存するが、同議員は、新潟市には中越地震後の復興と課題を調査するために行き、静岡市には、津波対策を調査し、待機児童がゼロである点を参考にするために行き、横浜市には駅周辺の整備について調査するために行き、大阪市及び神戸市には地下鉄の運営に関する課題等について調査するために行った旨を証言しており、その目的や出張先に不合理な点はうかがえないこと、上記証言は上記各出張から5年以上が経過した時点でのものであることを踏まえると、詳細部分を証言できないからといって、直ちに政務調査の実質が否定されるとはいい難く、ほかに上記2回の出張がその実態を欠くとまで認めると足りる証拠はないというべきである。

よって、上記2回の出張に要した旅費の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であったということはできない。

#### (イ) 調査研究費（ガソリン代）

a 証拠（甲A24の1、2）及び弁論の全趣旨によれば、大内議員が、平成20年7月19日及び同月25日に購入したガソリンの代金合計3万2554円のうち、約7割に相当する2万2788円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち上記ガソリン代金の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 自動車は、その性質上、適宜必要に応じて使用するものであるから、同一の自動車を調査研究活動とそれ以外の活動に用いている以上、これをいかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であるというべきである。

補助参加人自民は、上記の政務調査費の支出は、自動車の使用実態を踏まえて政務調査活動業務の割合を7割として按分した上での支出であるから、更なる按分の必要ないと主張するが、その使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、大内議員が使用した上記のガソリンが調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記ガソリンに係る代金は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記ガソリン代金に係る政務調査費の支出のうち6510円は違法である旨の原告の主張は理由がある。

#### (ウ) 調査研究費（大広間使用料及び茶菓子代）

a 証拠（甲A6、7、丙A157、158、証人大内久雄）及び弁論の全趣旨によれば、大内議員は、平成20年4月27日に荒浜コミュニティ・センターの大広間において、同年5月31日に下荒井公会堂において、周辺住民を集め、東部地区治水対策整備事業の進捗状況について報告するとともに、住民の要望を聴取したこと、上記コミュニティ・センターでの集まりの際には、大広間の使用料として500円、参集した住民156名分のコーヒーとおつまみ代として7万8000円が政務調査費から支出され、下荒井公会堂での集まりの際には、公会堂使用代金として1万円、参集した住民97名分のコーヒーとおつまみ代として4万8500円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、上記各支出の全額が違法であると主張する。

b(a) 上記の各集まりは、市政に関する政策の広報又は広聴活動であるということができるから、上記の大広間及び公会堂の使用料は、本件使途基準にいう広報広聴費に該当すると認められる。

原告は、上記大広間や公会堂は、その広さに照らして156名や97名もの大人数を収容することは物理的に不可能であり、上記広報広聴の機会の実態があつたかどうか疑わしいと主張する。

確かに、証拠（甲A 2.7）によれば、荒浜コミュニティ・センターの大広間の広さは約113平方メートルであり、156名の住民が一堂に会するには手狭であるといわざるを得ないが、当時の会場の具体的な配置等は明らかではなく、上記の集まりが物理的に不可能であったとは認めるに足りない。ほかに上記の各集まりがその実態を欠くとまで認めるに足りる証拠はないというべきである。

よって、上記大広間及び公会堂の使用料に係る政務調査費の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であったということはできない。

(b) 次に、上記各集まりにおいて参考した住民に振る舞ったとされるコーヒーやおつまみ等に係る支出について検討する。

証拠（乙1）によれば、本件要綱2条1項2号及び本件手引書3章「8. 対象外の経費」において、政務調査費を会議に伴う食事以外の飲食に要する経費に充ててはならない旨が規定されていることが認められるところ、原告は、実質的な広報広聴活動である上記各集まりにおけるコーヒーやおつまみ等に係る支出を政務調査費から支出することは、上記各規定に照らして許されないと主張する。

しかし、一般に、外部者を集める場合に社会通念上相当の範囲内の軽食を提供することが広く行われていることからすれば、広報広聴のために外部者を集める場合であっても、社会通念上相当と認め

られる範囲内の軽食の提供であれば、その費用を本件使途基準にいう広報広聴費に当たるものとして政務調査費から支出することは許されるというべきである。本件手引書（乙1）においても、例えば、研修費として政務調査費からの支出が認められる経費例には会食経費（茶菓代を含む）が記載されており（3章「7. 項目別の政務調査費支出」「研修費」）会議費名目以外でも飲食に要する経費を支出することが許容されていることが認められるのであり、広報広聴のために外部者を集める際に、社会通念上相当と認められる範囲内の軽食を提供するために必要な経費を政務調査費から支出することを禁じているものと解することはできない。なお、証拠（乙3）及び弁論の全趣旨によれば、本件手引書には、平成23年8月の改訂により、広報広聴費の経費例として「広報広聴に伴う茶菓代（社会通念上妥当な範囲内に限る。）」が加えられたことが認められるが、これは、上記の趣旨を確認したにすぎないと解される。

証拠（丙A 157, 158, 証人大内久雄）及び弁論の全趣旨によれば、上記の各集まりにおいて参考した住民に提供された軽食は、コーヒー及び茶菓子にとどまり、その金額も一人当たり500円であつて、社会通念上相当と認められる範囲内であるというべきであるから、これらの費用に係る参考した住民に振る舞ったとされるコーヒーやおつまみ等に係る政務調査費の支出が違法であったということはできない。

## (c) 研修費（懇親会会費）

a 証拠（甲A 8, 丙A 159）及び弁論の全趣旨によれば、大内議員は、平成20年11月30日、荒浜ビックウェーブ親の会の懇親会会費として5000円を支払い、これが政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、上記支出の全額が違法であると主張す

る。

b 補助参加人自民は、荒浜ビックウェーブ親の会懇親会とは、少年野球クラブの子どもとその保護者が集まる会合であり、政務調査活動の一環であって懇親を主たる目的とする会合ではない旨主張する。

しかし、上記懇親会の名称や支出の名目からすると、市政との関連性は希薄であることがうかがわれ、監査委員に提出した調査票（丙A 159）や陳述書（丙A 157）等によても、同懇親会の主たる目的や具体的な内容は明らかではないから、本件使途基準に合致しない支出であると推認され、上記5000円の支出の全額が違法である旨の原告の主張は理由がある。

(才) 研修費（会場費及び茶菓子代等）

a 証拠（甲2の1、甲A 9、丙A 157、159、証人大内久雄）及び弁論の全趣旨によれば、大内議員は、①平成20年10月22日に、仙台市若林区所在の飲食店において周辺住民を集め、地下鉄東西線仮称荒井駅建設予定地について関係住民から話を聞いたこと、②同年1月21日に、荒浜コミュニティ・センターにおいて周辺住民を集め、離岸堤、護岸堤の破損状況の調査結果を報告し、今後の対応等について意見を聞いたこと、③上記①の集まりに係る会場費及び参考した住民28名分のコーヒー代として1万5900円が、上記②の集まりに係る大広間使用料として500円、参考した住民157名分のコーヒーとおつまみ代として5万1810円が、政務調査費から支出されたことが認められる。

b 上記の各集まりは市政に関する政策の広報広聴活動であるということができ、振る舞った軽食も社会通念上相当の範囲内であるということができるから、上記(才)bのとおり、いずれの経費についても、本件使途基準にいう広報広聴費に当たり、政務調査費から支出することが

許されるというべきである。

よって、当該支出の違法をいう原告の主張は、理由がない。

(才) 資料購入費

a 証拠（甲A 10）及び弁論の全趣旨によれば、大内議員が、「憲法と日本のあゆみ—昭和元年・終戦」と題する書籍及び「憲法と日本のあゆみ—明治・大正」と題する書籍を合計7万円で購入し、その購入費用が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、上記支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 上記いずれの書籍についても、その題名や推認される内容に照らすと、市政との関連性を認めることができ、大内議員は、これらを調査研究活動の資料として利用したと認めるのが相当であるから、その購入に係る支出が調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くとはいはず、その全額を政務調査費から支出することについて違法であるということはできない。

(才) 広報広聴費

a 原告は、大内議員が使用した街宣車等の経費に係る政務調査費の支出につき、その2分の1を超える部分が違法であると主張するところ、証拠（甲A 34～39、42、丙A 157、160、証人大内久雄）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 大内議員は、平成20年4月20日に1回、同年5月から同年1月までに4回、平成21年1月から3月までに1回、東部地区治水対策整備事業の進捗及び今後の課題並びに都市計画道路等の進捗及び今後の課題についての経過又は結果を報告するため、各回3万円で運転手付きの街宣車を利用し、その費用合計18万円が政務調査費から支出された。

(b) 大内議員は、平成21年3月1日、離岸堤、護岸堤の破損状況と

復元の調査のため、砂浜を走行することができる軽トラック2台を利用し、その費用2万4000円が政務調査費から支出された。

b 原告は、大内議員が都市計画道路を調査した時期は平成21年1月であるから、上記a(a)の街宣車の使用のうち平成20年に行われた5回において都市計画道路の調査の結果等を報告することは不可能であると主張するところ、確かに、証拠(甲A40、丙A109の4、証人大内久雄)によれば、大内議員が都市計画道路等を調査したのは平成21年1月以降であると認められるから、平成20年の5回の街宣車の使用の際に都市計画道路等の報告が行われたとは認められない。しかし、大内議員は、上記街宣車の使用の際には東部地区治水対策整備事業の進捗と今後の課題についての報告も行った旨説明しており、これを否定するに足りる証拠は存しない。

原告は、街宣車は選挙活動等にも利用できる旨主張するが、上記認定事実のとおり、大内議員が街宣車を賃借したのは計6回という限られた期間であり、街宣車が調査研究活動以外に利用されたことを推認させる事実は存しないというべきである。

以上によれば、大内議員による上記の街宣車及び軽トラックの使用は、市政に関連する調査研究活動に必要であったと認められるから、その費用に係る支出が本件使途基準に反した違法な支出であったということはできない。

#### (g) 人件費

a 証拠(甲A11、12、29、31~33、43、44、丙A109の1~7、丙A157、証人大内久雄)及び弁論の全趣旨によれば、大内議員は、次のとおり、雇用した職員に対する報酬を支払い、その費用が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

(a) 平成20年4月20日

支払名目 車代共アルバイト代金  
報酬額 4万円

(b) 平成20年8月18日

支払名目 現地調査3日間車代共  
報酬額 4万5000円

(c) 平成20年9月24日

支払名目 封筒宛名書  
報酬額 8万8000円

(d) 平成20年12月30日

支払名目 大型封筒宛名書  
報酬額 9万7500円

(e) 平成21年1月30日

仙台市東部道路下及び仙台南部道路下の用水路、排水路合計162か所の調査の補助業務に3日間にわたり従事した職員に対し、報酬として4万5000円を支払った。

(f) 平成21年2月10日

支払名目 封筒書  
報酬額 8万円

(g) 平成21年3月12日

支払名目 封筒書  
報酬額 4万9000円

b (a) 上記a(a)の平成20年4月20日の車代共アルバイト代金を名とする支出については、証拠(甲A34、証人大内久雄)によれば、大内議員は、同じ日に上記(g)a(a)のとおり運転手付きの街宣車で広報活動を行って上記の支出とは別に3万円を支出したこと、大内議

員はその日に上記街宣車の他に人を雇って車を出したことはない旨証言したことが認められ、これらを踏まえると、上記の車代共アルバイト代金を名目とする4万円の支出がどのような目的のために支出されたものであるのか不明であるといわざるを得ず、これについての政務調査費の支出のうち少なくとも2分の1に相当する2万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(b) 上記a(b)の平成20年8月18日の現地調査3日間車代共を名目とする支出については、大内議員は、その都度発生する特定の業務のため、臨時にその業務を依頼し、業務内容や業務時間を考慮して給与を支給した旨を説明するにとどまり（丙A157），具体的な業務内容が明らかではない。よって、これについての政務調査費の支出のうち少なくとも2分の1に相当する2万2500円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(c) 上記a(c)(d)(f)(g)の封筒の宛名書きは、前掲証拠によれば、それぞれ1000枚前後の大量の封筒について行われたと認められることに、そもそも議員が行う活動は極めて広範かつ多岐にわたるものであることや、封書にどのような書面が封入して送付されたかということを把握することは困難であることを併せ考慮すると、一般的、外形的事実からは、上記各封筒は調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

使用された封筒が具体的にどの地域ないし範囲の住民に送付されたのかを認めるに足りる証拠はなく、大内議員は、例えば、都市計画道路の進捗状況や東部地区治水対策整備事業の進捗状況等を内容とする「関係皆様へご報告」と題する文書の送付のためのものであった旨説明するものの（丙A157），上記封筒全てが調査研究活動のみに利用されたと認めるには足りないというべきであり、調査

研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が具体的に立証されているということもできないから、上記の封筒の宛名書き業務に係る政務調査費の支出の2分の1に相当する15万7250円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(d) 上記a(e)の平成21年1月30日の調査に係る支出について、大内議員は、仙台市東部道路下及び仙台南部道路下の用水路、排水路合計162か所を調査した際の費用である旨説明しており（丙A157，証人大内久雄），3日間という限られた期間であることや調査研究活動の内容が具体的であることに照らすと、調査研究活動の補助業務への専徳性が具体的・合理的に立証されていることができる。

したがって、上記支出は、その全額について違法ではない。

(e) 以上によれば、原告の主張は合計19万9750円の支出の違法をいう限度で理由がある。

#### ④ 事務費その他の経費

証拠（甲A29，31～33）及び弁論の全趣旨によれば、大内議員が上記④a(c)(d)(f)(g)に係る切手代と封筒代について支出した金額（合計54万5260円）の全てが政務調査費から支出されたことが認められるところ、既に検討したとおり、上記封筒が調査研究活動のために利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されているとはいえない以上、上記の切手代と封筒代についても2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記の金額の2分の1に相当する27万2630円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### ウ 大泉鉄之助議員

##### （ア）調査研究費

原告は、大泉鉄之助議員（以下「大泉議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

(イ) 人件費

a 原告は、大泉議員が使用した人件費に係る政務調査費の支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張するところ、証拠（丙A10の1～12）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 大泉議員が平成20年4月から平成21年3月までに雇用している職員に対して支払った報酬のうち合計102万円につき、政務調査費から支出された。

(b) 上記職員は、大泉議員の政務調査活動のみならず、後援会活動その他の活動に関する業務にも従事している。

b 補助参加人自民は、上記の支出額は、上記職員の活動実態を踏まえて調査研究活動の補助業務の割合を約35%と見積もった上で、職員に支払った報酬総額のうち上記按分割合に基づく額を政務調査費から支出したものであると主張する。

しかし、大泉議員が上記職員に支払った報酬の総額を認めるに足りる証拠はなく、また、上記職員が大泉議員の調査研究活動の補助業務に従事した割合とそれ以外の活動の補助業務に従事した割合が立証されているということもできないから、上記の政務調査費の支出のうち2分の1に相当する51万円は違法である旨の原告の主張は理由がある。

エ 鈴木繁雄議員

(ア) 調査研究費

原告は、鈴木繁雄議員の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

(イ) 資料作成費

弁論の全趣旨によれば、鈴木繁雄議員が平成20年10月3日に購入した住宅地図1万5750円の代金全額が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

弁論の全趣旨によれば、住宅地図は、予算配分の確認作業等、市政に関する調査研究に必要な資料であると認められ、鈴木繁雄議員が住宅地図を調査研究活動以外の活動にも利用しているというべき事情も見当たらないから、上記住宅地図の購入代金に係る政務調査費の支出をもって、本件使途基準に違反した違法な支出であったということはできず、原告の主張は理由がない。

(ウ) 資料購入費

証拠（丙A112の1～3）及び弁論の全趣旨によれば、鈴木繁雄議員が購入した書籍代金合計2万0451円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

上記書籍の題名や内容等は明らかではなく、市政との関連性は不明であるといわざるを得ない。

よって、上記支出額のうち2分の1に相当する1万0225円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(エ) 人件費

a 原告は、鈴木繁雄議員が使用した人件費に係る政務調査費の支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張するところ、証拠（丙A111の1～30）及び弁論の全趣旨によれば、鈴木繁雄議員が平成20年4月から平成21年3月までに雇用していた職員に支払った報酬（合計72万円）の全額が政務調査費から支出されたことが認められる。

b 補助参加人自民は、上記支出は調査研究活動の補助業務に特定して雇用している者に対する支出であると主張し、鈴木繁雄議員は、特定の課題についての政務調査が必要となった場合に補助員に業務を依頼していること、ふだんから依頼している補助員は3名であること、特定の課題とは、例えば、商業活性化対策のための商店街視察や意見聴取、東二番丁幼稚園の存続に関する調査、保育所民営化に関する調査等が挙げられること、給与はその時々の業務量に応じ、1か月当たり1万円から3万円を支給していることなどを説明する（丙A152）。

しかし、鈴木繁雄議員の上記説明を勘案しても、鈴木繁雄議員が長期間にわたって雇用していた者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、鈴木繁雄議員が支払った上記の人件費は、調査研究活動の補助業務のみに利用されたと認めるに足りず、また、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということもできないから、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出額のうち2分の1に相当する36万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

オ 柿沼敏万議員

原告は、柿沼敏万議員のウェブサーバー使用料に係る政務調査費の支出

3万1500円のうち2分の1に相当する1万5750円が違法であると主張するが、証拠（丙A123）及び弁論の全趣旨によれば、原告が違法であると主張する上記1万5750円については既に自主返納がされたことが認められるから、上記支出に係る原告の請求は理由がない。

カ 西澤啓文議員

原告は、西澤啓文議員の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額全額の返還を求めており、第6回口頭弁論期日において、上記出張は政務調査を目的として行われたものであることが明らかになったとして全額が違法である旨の主張を撤回している。

原告は、上記支出額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

キ 田村稔議員

(ア) 調査研究費

原告は、田村稔議員（以下「田村議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

(イ) 資料購入費

a 証拠（甲A13～15）及び弁論の全趣旨によれば、田村議員が「地方自治情報誌」、「正論」、「WILL」、「SAPIO」と題する書籍を購入した代金合計3万9028円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 「地方自治情報誌」については、その性質上、市政との関連性が一般的に認められるというべきであり、上記各書籍のうちその余のものについては、前掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、いずれも政治問題や社会問題を主なテーマとして掲載する雑誌であることが認められるから、調査研究活動への必要性が認められ、調査研究活動以外の活動にも利用されていることをうかがわせるべき事情も見当たらない。

原告は、上記各書籍のうち特に「WILL」や「SAPIO」は大衆雑誌であると指摘するが、上記各書籍が対象としているテーマに照らすと、記事の書き方が大衆的な興味を満たすようなものであるからといって、調査研究活動以外の活動にも利用されたと評価するには足りないというべきであり、上記各書籍の代金を按分することなく全額につき政務調査費から支出されたことが違法であるということはできない。

#### (イ) 事務費その他の経費

a 証拠（丙A135）及び弁論の全趣旨によれば、田村議員が購入したテレビ及びメモリーカードの代金のうち2分の1（合計8万7161円）、デジタルカメラの代金の全額（8万3790円）並びに住宅地図の代金の全額（1万4700円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、テレビ、メモリーカード及びデジタルカメラについては支出の全額が、住宅地図については支出の2分の1を超える部分が違法であると主張する。

b (a) テレビ、メモリーカード及びデジタルカメラについて、調査研究活動のための必要性を欠くとまで認めるに足りる証拠はないから、それらの支出の全額が違法であるとの原告の主張は理由がない。

もっとも、上記各備品については、その性質上、適宜必要に応じて使用することができるものである以上、一般的、外形的事実から

は、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

補助参加人自民は、上記各備品を調査研究活動のみに使用しており、その目的以外に使用することないと主張するが、その使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、田村議員が使用した上記各備品が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできず、上記代金は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

そうすると、テレビ及びメモリーカードに係る政務調査費の支出については、そもそも代金の2分の1が政務調査費から支出されているにとどまるから、その違法をいう原告の主張は理由がないが、デジタルカメラに係る政務調査費の支出については、代金の2分の1である4万1895円が違法な支出であるという限度で原告の主張は理由がある。

(b) 住宅地図については、既に検討したのと同様に、その購入に係る支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くとはいえず、その全額を政務調査費から支出することについて違法とはいえない。原告の主張は理由がない。

#### ク 岡部恒司議員

##### (ア) 調査研究費

原告は、岡部恒司議員（以下「岡部議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

(イ) 人件費

- a 原告は、岡部議員が使用した人件費に係る政務調査費のうち2分の1を超える部分は違法であると主張するところ、証拠（丙A113の1～12）及び弁論の全趣旨によれば、岡部議員が平成20年4月から平成21年3月までに雇用していた職員に支払った報酬（合計70万5000円）の全額が政務調査費から支出されたことが認められる。
- b 補助参加人自民は、上記支出は調査研究活動の補助業務に特定して雇用している者に対する支出であると主張し、岡部議員は、特定の課題についての政務調査が必要となった場合に補助職員に業務を依頼していること、ふだんから依頼している補助職員は1名であること、特定の課題についての政務調査とは、例えば、地域課題の吸収、各種団体及び住民からの陳情や相談等の聞き取り業務、現地調査等が挙げられること、調査の結果については、補助職員からの報告を受けていることなどを説明する（丙A154）。

しかし、岡部議員の上記説明を勘案しても、岡部議員が長期間にわたり雇用していた者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、岡部議員が支払った上記の人件費は、調査研究活動の補助業務のみに利用されたと認めるに足りず、また、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されていることもできないから、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出額のうち2分の1に相当する35万2500円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(ウ) 事務費その他の経費

- a 原告は、岡部議員が電話代行サービスを利用した料金について政務調査費から支出された額の2分の1を超える部分が違法である旨主張

するところ、証拠（丙A154）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (a) 岡部議員は、電話代行サービスを利用し、平成20年4月から平成21年3月までの使用料金として合計24万5700円を支払い、その全額が政務調査費から支出された。
- (b) 上記電話代行サービスは、専用回線に電話すると、電話代行システムに転送され、オペレーターにおいて内容を聴取して岡部議員の携帯電話又はEメールへ連絡を入れるという仕組みになっている。
- b 上記の電話代行サービスは、その仕組みに照らすと、調査研究活動に係る電話以外にも、私用のみならず、調査研究活動以外の議員活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等に係る電話でも日常的に頻繁、かつ容易に使用され得るから、一般的には、調査研究以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

補助参加人自民は、上記電話代行サービスを利用して電話回線を政務調査以外に使用することないと主張するが、その利用実態を裏付ける客観的資料は認められず、岡部議員が利用した上記電話代行サービスが調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできず、上記料金は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記料金の2分の1に相当する12万2850円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

ケ 橋本啓一議員

(ア) 調査研究費

原告は、橋本啓一議員（以下「橋本議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出である

と主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

(イ) 資料購入費

a 証拠（甲A1-7、丙A1-25）及び弁論の全趣旨によれば、橋本議員が、「繁盛商店街の仕掛け人」と題する書籍、住宅地図及び地図用DVDを購入した代金合計2万4780円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 証拠（丙A1-25）及び弁論の全趣旨によれば、「繁盛商店街の仕掛け人」は、全国における中心市街地活性化の取組みに関する成功事例集であることが認められ、市政との関連性を認めることができ、橋本議員は、これを調査研究活動の資料として利用したと認めるのが相当然であるから、その購入に係る支出が調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くとはいせず、その全額を政務調査費から支出することについて違法とはいえない。

住宅地図及び地図用DVDについては、既に検討したのと同様に、その購入に係る支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くとはいせず、その全額を政務調査費から支出することについて違法とはいせず、原告の主張は理由がない。

(ウ) 人件費

a 原告は、橋本議員が使用した人件費に係る政務調査費のうち2分の1を超える部分は違法であると主張するところ、証拠（丙A1-14の1～12）及び弁論の全趣旨によれば、橋本議員が平成20年4月から平成21年3月までに雇用していた職員に支払った報酬（合計36万円）の全額が政務調査費から支出されたことが認められる。

b 補助参加人自民は、上記支出は調査研究活動の補助業務に特定して雇用している者に対する支出であると主張し、橋本議員は、同議員が調査研究したい課題についての業務を行わせることを目的に職員を雇用していること、勤務日は週1～2日程度であることなどを説明する（丙A1-55）。

しかし、橋本議員の上記説明を勘案しても、橋本議員が長期間にわたって雇用していた者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、橋本議員が支払った上記の人事費は、調査研究活動の補助業務のみに利用されたと認めるに足りず、また、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということもできないから、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出額のうち2分の1に相当する18万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(エ) 事務所費

a 弁論の全趣旨によれば、橋本議員が支払った事務所の賃料について合計72万8000円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる事務所においては、一般的、外的的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認される。

上記賃料に係る政務調査費の支出額及び弁論の全趣旨によれば、政務調査費から支出されたのは橋本議員が支払った賃料のうち8割であることが認められるところ、補助参加人自民は、上記事務所は調査研究活動以外にも使用する可能性があることから、調査研究活動業務の

割合を8割として按分した旨主張するが、上記事務所の利用実態を裏付ける客観的資料は認められず、上記事務所が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記事務所の賃料は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記賃料に係る政務調査費の支出のうち27万3000円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### (オ) 事務費その他の経費

a 証拠（甲2の1）及び弁論の全趣旨によれば、橋本議員が支払った携帯電話料金のうち3分の2、灯油代のうち5分の4、紙代、トナー代、デジタルカメラ等の購入代金の全額が、政務調査費から支出されたこと、上記支出額のうちデジタルカメラ購入代金の3分の1に当たる1万0800円が既に返還されたことが認められる。

b 上記備品等は、調査研究活動に用いるほかにも、私用のみならず、調査研究活動以外の議員活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等の目的でも日常的に頻繁、かつ容易に使用され得るから、一般的には、調査研究以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

補助参加人自民は、上記備品等は、それぞれの使用実態を踏まえて、按分の必要があるものは既に按分をした上で政務調査費を支出している旨主張するが、上記各備品の利用実態を裏付ける客観的資料は認められないから、橋本議員が利用した上記備品等が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできず、上記料金等は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記備品等に係る政務調査費の支出のうち7万1748円

の支出は違法である旨の原告の主張は理由がある。

#### (コ) 跡部薰議員

##### (ア) 調査研究費

原告は、跡部薰議員（以下「跡部議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

##### (イ) 広報広聴費

a 証拠（甲A3）及び弁論の全趣旨によれば、跡部議員のホームページに係る経費のうち9割に当たる9000円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち上記経費の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 証拠（甲A3）及び弁論の全趣旨によれば、上記ホームページには、跡部議員が掲げる政策や、市議会における同議員の質問項目等が掲載されていることが認められるが、議員のホームページは、一般的に、当該議員に関する様々な情報が掲載されるのが通常であるというべきであり、その全てが議員の調査研究に資するものとは考え難く、他方、ホームページに掲載された情報を、調査研究に資するものとそれ以外のものとに峻別することも現実的には困難である。

そうすると、議員のホームページに係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当である。

よって、上記支出額のうち4000円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### (サ) 赤間次彦議員

(ア) 研修費

a 原告は、赤間次彦議員（以下「赤間議員」という。）が支払った仙台市障害者スポーツ協会の年会費5万円に係る政務調査費の支出のうち2分の1を超える部分と21世紀宮城野会の懇談会費6000円に係る政務調査費の支出全額が違法であると主張するところ、証拠（丙A126, 127）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (a) 赤間議員が平成20年12月19日に仙台市障害者スポーツ協会に支払った年会費5万円が政務調査費から支出された。
- (b) 上記協会は、障害者にスポーツを体験してもらうためのきっかけと環境づくりを行い、障害者スポーツの普及及び振興を図るとともに障害者スポーツの可能性を研究・開発することを目的とし、障害者スポーツの宣伝活動や研究、大会の実施等を事業とする団体である。
- (c) 赤間議員が同月22日に支払った21世紀宮城野会の懇談会費6000円が政務調査費から支出されたが、その後、同額が自主返納された。
- b 仙台市障害者スポーツ協会の年会費については、上記認定事実によれば、同協会の目的や事業内容は市政に関連するものと認められ、同議員が支出した年会費が社会通念上不相當に高額であるともいえないから、その支出が違法であるということはできない。  
21世紀宮城野会の懇談会費については、上記認定事実のとおり、全額自主返納済みであるから、原告の請求は理由がない。

(イ) 資料購入費

証拠（丙A116の1, 2）及び弁論の全趣旨によれば、赤間議員が購入した書籍の代金合計1万3235円が政務調査費から支出されたこ

とが認められるところ、原告は、上記支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

上記書籍について、その題名や内容を認めるに足りる証拠はないから、上記書籍と政務調査との関連性は不明といわざるを得ない。

したがって、上記書籍の購入費用の2分の1に相当する6617円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(ウ) 広報広聴費

a 証拠（甲A4）及び弁論の全趣旨によれば、赤間議員のホームページに係る経費合計15万3300円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 証拠（甲A4）及び弁論の全趣旨によれば、上記ホームページには、赤間議員のプロフィールや赤間議員が掲げる政策、議会レポート等が掲載されていることが認められるが、既に検討したとおり、議員のホームページに係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当である。

よって、上記支出額のうち7万6650円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(エ) 人件費

a 証拠（丙A117の1～10）及び弁論の全趣旨によれば、赤間議員が平成20年6月から平成21年3月までに雇用していた職員に支払った報酬（合計50万円）の全額が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 補助参加人自民は、上記支出は調査研究活動の補助業務に特定して雇用している者に対する支出であると主張し、赤間議員は、政令

指定都市や自治体が発信する情報や資料の整理及び視察先で収集した資料の分類整理などの業務を行わせることを目的に職員を雇用していること、勤務日は週3日程度であることなどを説明する（丙A 156）。

しかし、赤間議員の上記説明を勘案しても、赤間議員が長期間にわたって雇用していた者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、赤間議員が支払った上記の人事費は、調査研究活動の補助業務のみに利用されたと認めるに足りず、また、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということもできないから、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出額のうち2分の1に相当する25万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### (才) 事務所費

a 弁論の全趣旨によれば、赤間議員が支払った事務所の賃料（合計78万円）の全額が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 補助参加人自民は、上記事務所は調査研究活動以外には使用していないと主張するが、上記事務所の利用実態を裏付ける客観的資料は認められず、上記事務所が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記事務所の賃料は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記賃料に係る政務調査費の支出のうち2分の1を超える額である39万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### (才) 事務費その他の経費

a 証拠（甲2の1）及び弁論の全趣旨によれば、赤間議員が支払った携帯電話料金（合計13万0752円）及び固定電話料金（合計3万2602円）の全額が政務調査費から支出されたこと、その後、上記携帯電話料金に係る支出のうち2万6151円が返還されたことが認められる。

b 携帯電話料金及び固定電話料金は、調査研究活動に用いるほかにも、私用のみならず、調査研究活動以外の議員活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等の目的でも日常的に頻繁、かつ容易に使用され得るから、一般的には、調査研究以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

補助参加人自民は、携帯電話料金は、調査研究活動業務の割合を8割として既に残り2割は返済済みである、固定電話料金は調査研究活動に限定して契約した事務所において使用するものであるから調査研究活動以外に使用することはないと言主張するが、上記各電話料金の使用実態を裏付ける客観的資料は認められないから、赤間議員が使用した上記各電話料金が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできず、上記各電話料金は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記携帯電話料金の2分の1から上記返還額2万6151円を控除した額である3万9225円と、上記固定電話料金の2分の1に相当する1万6300円とを合計した額である5万5525円の支出の違法をいう限度で、原告の主張は理由がある。

#### シ 佐藤正昭議員

##### (ア) 調査研究費（旅費）

- a 原告は、佐藤正昭議員の出張に係る旅費についてされた政務調査費の支出全額が違法である旨主張するところ、証拠（甲A19、丙A53の1～丙A85、136～147、150、証人佐藤正昭）及び弁論の全趣旨によれば、佐藤正昭議員は、①平成20年4月7日に、水族館や経済活性化と資金調達、国際経済状況について調査するために東京都へ、②同年4月15日から同月16日にかけて、スポーツ振興やスポーツ施設等について調査するために長野市へ、③同月22日から同月23日にかけて、経済活性化と街づくり、世界経済と地域の関わりについて調査するために東京都へ出張するなど、別紙6「佐藤正昭議員の出張一覧」のとおり、「出張期間」記載の期間に、「調査研究項目」記載の目的に基づき、「出張先」記載の場所を訪問する合計33回の出張をしたこと、上記各出張に係る旅費が政務調査費から支出されたことが認められる。
- b 原告は、上記各出張について、政務調査とは異なる目的での出張であることや、出張の具体的な内容や成果が明らかではないことなどを理由に、政務調査費から支出した旅費の全額が違法である旨主張する。
- (a) まず、証拠（丙A53の1、2、丙A54の1、2、丙A76、138、150）及び弁論の全趣旨によれば、別紙6「佐藤正昭議員の出張一覧」の②③⑩の出張について、出張前に提出された届出書記載の用務先や佐藤正昭議員の陳述書に記載された用務先と、出張後に提出された政務調査費支払証明書記載の行程との間に、一部齟齬があることが認められる（例えば、②の出張について、出張前に提出する届出書には用務先が「東京・長野」と記載されているが、政務調査費支払証明書には東京が記載されていない。）。
- しかし、上記のいずれの齟齬も、事前の届出書に記載された複数の目的地の一部のみが、政務調査費支払証明書に記載されているに

とどまり、同証明書に記載された行程に基づいて計算された金額が政務調査費から支出されているのであって、上記届出書に記載されていない目的地に出張したとして旅費を政務調査費から支出したとか、実際には訪問していないにもかかわらず、旅費を政務調査費から支出したと認めるには足りない。予定されていた目的地の範囲を縮小して出張したとしても、直ちに調査研究目的が失われることにはならないというべきであるから、上記の齟齬を理由に支出が違法であるということはできない。

(b) 証拠（丙A150、証人佐藤正昭）によれば、佐藤正昭議員は、複数の出張先で国会議員や法人役員等と面会したことが認められるところ（例えば、別紙6「佐藤正昭議員の出張一覧」の⑩の出張は、目的先が参議院議員会館であり、参議院議員と面会したことが認められる。），原告は、政務調査活動ではなく佐藤正昭議員自らの政治活動のための出張であった旨主張する。

しかし、議員や法人役員と面会して上記別紙記載の調査研究項目について意見交換を行い、レクチャーを受けた旨の説明が不合理であるとまでいいうことはできず、出張において議員や会社役員と面会したことを理由に政務調査費の支出が違法であったということはできない。

(c) 別紙6「佐藤正昭議員の出張一覧」の出張先には、博物館や水族館などの観光施設が含まれるが、観光政策に係る調査研究のために観光施設を訪問し、視察することにも調査研究活動としての必要性や合理性を認め得るというべきであり、当時、仙台市において水族館を建設するという話があったなどの佐藤正昭議員の証言をも併せ考慮すると、観光施設を訪問したことのみを理由に当該出張と政務調査との関連性を否定することはできないというべきである。

(d) 原告は、佐藤正昭議員が調査研究活動の具体的な内容や成果等を挙げられていないことを理由に上記政務調査費の支出が違法である旨主張する。

確かに、佐藤正昭議員の証言には、具体的な訪問先や成果について不明である部分が存するが、同議員は、別紙6「佐藤正昭議員の出張一覧」記載の「調査研究項目」に関連する人物と面会したこと、仙台市における水族館の設置や地下鉄事業、スポーツ施設や文化施設の効果的な運営方法等に係る調査をするために出張したことなどを証言しており、その目的や出張先に不合理な点はうかがえないこと、上記証言は、上記各出張から5年以上が経過した時点のものであることを踏まえると、詳細部分を証言できないからといって、直ちに政務調査の実質が否定されるとはいひ難く、ほかに上記各出張がその実態を欠くとまで認めるに足りる証拠はないというべきである。

(e) また、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことも、既に検討したとおりであり、上記各出張に要した旅費の支出が、本件使途基準に反した違法な出張であったということはできない。

(イ) 調査研究費（ガソリン代）

- a 証拠（丙A150）及び弁論の全趣旨によれば、佐藤正昭議員が購入したガソリン代のうち7割（合計25万8552円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうちガソリン代金の2分の1を超える部分は違法であると主張する。
- b 自動車は、その性質上、適宜必要に応じて使用するものであるから、同一の自動車を調査研究活動とそれ以外の活動に用いている以上、これをいかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難

であるというべきである。

補助参加人自民は、上記の政務調査費の支出は、自動車の使用実態を踏まえて政務調査活動業務の割合を7割として按分した上で支出であるから、更なる按分の必要ないと主張するが、その使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、佐藤正昭議員が使用した上記のガソリンが調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記ガソリンに係る代金は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記ガソリン代金に係る政務調査費の支出のうち7万3870円は違法である旨の原告の主張は理由がある。

(ウ) 事務費その他の経費

原告は、佐藤正昭議員が利用した電話料金やデジタルカメラの購入代金についての政務調査費の支出のうち各料金等の2分の1を超えて支出された部分が違法である旨主張するところ、弁論の全趣旨によれば、佐藤正昭議員が支払った携帯電話料金の7割並びに固定電話料金及びデジタルカメラの購入代金等の全額（合計29万2503円）が政務調査費から支出されたことが認められる。

上記備品等は、調査研究活動に用いるほかにも、私用のみならず、調査研究活動以外の議員活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等の目的でも日常的に頻繁、かつ容易に使用され得るから、一般的には、調査研究以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

補助参加人自民は、上記備品等は、それぞれの使用実態を踏まえて、按分の必要があるものは既に按分をした上で政務調査費を支出している旨主張するが、上記各備品の利用実態を裏付ける客観的資料は認められないから、佐藤正昭議員が利用した上記備品等が調査研究活動に利用さ

れた割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできず、上記料金等は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記備品等に係る政務調査費の支出のうち9万5271円の支出は違法である旨の原告の主張は理由がある。

#### ス 佐竹久美子議員

##### (ア) 調査研究費

原告は、佐竹久美子議員（以下「佐竹議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したところであり、原告の主張は理由がない。

##### (イ) 人件費

a 証拠（丙A118の1～12）及び弁論の全趣旨によれば、佐竹議員が平成20年4月から平成21年3月までに雇用していた職員に支払った報酬のうち8分の5（合計60万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち報酬額の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 補助参加人自民は、上記の支出額は、上記職員の活動実態を踏まえて調査研究活動の補助業務の割合を8分の5として按分した上での支出であるから、更なる按分の必要はないと主張し、佐竹議員は、市政に対する問い合わせや苦情等の対応、特定の課題に対する情報収集・調査、調査資料の整理、現地調査、広報誌の発送などの業務を職員に行わせていること、突発的に生じた政務調査以外の業務も行わせているため、実態に照らして8分の5を政務調査費として計上した旨を説明する（丙A161）。

しかし、佐竹議員の上記説明を勘案しても、佐竹議員が長期間にわたって雇用していた者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、佐竹議員が支払った上記の入件費は、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記支出額のうち12万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

##### (ウ) 事務費その他の経費

a 弁論の全趣旨によれば、佐竹議員が購入した中古パソコン、デジタルカメラ及びプリンターの代金の3分の2（合計22万4840円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、上記支出のうち2分の1を超える部分が違法である旨主張する。

b 上記備品等は、調査研究活動に用いるほかにも、私用のみならず、調査研究活動以外の議員活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等の目的でも日常的に頻繁、かつ容易に使用され得るから、一般的には、調査研究以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

補助参加人自民は、上記備品等は、使用実態を踏まえて、調査研究活動業務の割合を3分の2として按分した上での支出であるから、更なる按分の必要ないと主張するが、その使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、佐竹議員が利用した上記備品等が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記各代金は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記備品等に係る政務調査費の支出のうち5万6210円

の支出は違法である旨の原告の主張は理由がある。

セ 野田議員

(ア) 調査研究費

原告は、野田議員（以下「野田議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

(イ) 事務費その他の経費

a 弁論の全趣旨によれば、野田議員が支払った携帯電話料金の7割（合計9万9451円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、上記支出のうち携帯電話料金の2分の1を超える部分が違法である旨主張する。

b 携帯電話料金は、調査研究活動に用いるほかにも、私用のみならず、調査研究活動以外の議員活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等の目的でも日常的に頻繁、かつ容易に使用され得るから、一般的には、調査研究以外の活動にも利用されていることが推認されるべきである。

補助参加人自民は、上記の政務調査費の支出は、携帯電話の使用実態を踏まえて調査研究活動業務の割合を7割として按分した上の支出であるから、更なる按分の必要はない旨主張するが、その使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、野田議員が使用した上記電話料金が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記電話料金は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記電話料金に係る政務調査費の支出のうち2万8412円は違法である旨の原告の主張は理由がある。

ソ 高橋次男議員

原告は、高橋次男議員の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

タ 斎藤範夫議員

(ア) 資料購入費

弁論の全趣旨によれば、斎藤範夫議員が購入した住宅地図の代金（2万0370円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、上記支出のうち2分の1を超える部分が違法であると主張する（なお、斎藤範夫議員のその他の資料購入費については、原告は第6回口頭弁論期日において、支出の2分の1を超える部分が違法である旨の主張を撤回している。）。

住宅地図については、既に検討したのと同様に、その購入に係る支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くとはいせず、その全額を政務調査費から支出することについて違法とはいいず、原告の主張は理由がない。

(イ) 広報広聴費

a 弁論の全趣旨によれば、斎藤範夫議員のホームページに係る経費（合計1万57500円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 証拠（甲A5）及び弁論の全趣旨によれば、上記ホームページには、

斎藤範夫議員のプロフィールや同議員が掲げる政策、議会報告等が掲載されていることが認められるが、既に検討したとおり、議員のホームページに係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当であるから、上記支出額のうち7万8750円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### チ 加藤和彦議員

##### (ア) 調査研究費

原告は、加藤和彦議員（以下「加藤議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

##### (イ) 資料購入費

a 証拠（甲A18、丙A128）及び弁論の全趣旨によれば、加藤議員が「仙台市制施行120周年記念写真集 保存版 ふるさと仙台」と題する書籍を購入した代金1万2600円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 前掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、上記書籍は、仙台市の文化や歴史を写真と文章で解説する郷土資料であるから、市政との関連性を認めることができ、加藤議員は、これを調査研究活動の資料として利用したと認めるのが相当であるから、その購入に係る支出が調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くとはいはず、その全額を政務調査費から支出することについて違法とはいえない。

##### (ウ) 人件費

a 原告は、加藤議員が使用した人件費に係る政務調査費のうち2分の1を超える部分は違法であると主張するところ、証拠（丙A119の1～18）及び弁論の全趣旨によれば、加藤議員が平成20年4月から平成21年3月までに雇用していた職員に支払った報酬（少なくとも合計72万円）の全額が政務調査費から支出されたことが認められる。

b 補助参加人自民は、上記支出は調査研究活動の補助業務に特定して雇用している者に対する支出であると主張し、加藤議員は、平成20年4月から同年9月までは2名の補助職員を、同年10月以降は1名の補助職員を雇用したこと、補助職員の業務内容は、有害鳥獣対策、地域防犯活動、幼児保育などに関する調査・情報収集などであり、いずれも市政全般に関する調査業務であること、週1日程度勤務していた補助職員に対しては毎月2万円を支給し、週3日程度勤務していた補助職員に対しては毎月5万円を支給していたことなどを説明する（丙A162）。

しかし、加藤議員の上記説明を勘案しても、加藤議員が長期間にわたって雇用していた者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、加藤議員が支払った上記の人件費は、調査研究活動の補助業務のみに利用されたと認めるに足りず、また、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということもできないから、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記支出額のうち2分の1に相当する36万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

##### (エ) 事務所費

a 証拠（丙A 1.2.9）及び弁論の全趣旨によれば、加藤議員が支払った事務所の賃料の全額（合計48万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 補助参加人自民は、上記事務所は調査研究活動以外には使用していないと主張するが、上記事務所の利用実態を裏付ける客観的資料は認められず、上記事務所が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記事務所の賃料は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記賃料に係る政務調査費の支出のうち2分の1を超える額である24万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### (オ) 事務費その他の経費

a 証拠（甲2の1）及び弁論の全趣旨によれば、加藤議員が支払った電話料金及び資料代（パソコン代）合計11万2320円の全額が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 上記備品等は、調査研究活動に用いるほかにも、私用のみならず、調査研究活動以外の議員活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等の目的でも日常的に頻繁、かつ容易に使用され得るから、一般的には、調査研究以外の活動にも利用されていることが推認されるといべきである。

補助参加人自民は、上記備品等は全て調査研究活動に使用していると主張するが、上記備品等の使用実態を裏付ける客観的資料は認められないから、加藤議員が使用した上記備品等が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているという

ことはできず、上記備品等の代金については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出のうち2分の1を超える額である5万6160円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### ツ 菅原健議員

##### (ア) 調査研究費

原告は、菅原健議員（以下「菅原議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額全額の返還を求めているが、第6回口頭弁論期日において、上記出張は政務調査を目的として行われたものであることが明らかになったとして全額が違法である旨の主張を撤回している。

原告は、菅原議員の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

##### (イ) 人件費

a 証拠（丙A 1.2.0の1～3.6）及び弁論の全趣旨によれば、菅原議員が平成20年4月から平成21年3月までに雇用していた職員に支払った報酬の全額（合計119万4000円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 補助参加人自民は、上記支出は調査研究活動の補助業務に特定して雇用している者に対する支出であると主張し、菅原議員は、住民からの相談や陳情の聞き取り、現地調査、情報収集を目的に補助職員を雇用していること、ふだんから業務を依頼している補助職員は

3名であり、補助職員は、調査業務の多寡に応じて一か月当たり4日から8日程度勤務していたことなどを説明する（丙A163）。

しかし、菅原議員の上記説明を勘案しても、菅原議員が長期間にわたりて雇用していた者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、菅原議員が支払った上記の人事費は、調査研究活動の補助業務のみに利用されたと認めるに足りず、また、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということもできないから、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記支出額のうち2分の1に相当する59万7000円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### (イ) 事務費その他の経費

- a 証拠（甲2の1）及び弁論の全趣旨によれば、菅原議員が支払ったノートパソコン代、レーザープリンタ代等の全額（合計34万5408円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、上記支出のうち2分の1を超える部分が違法である旨主張する。
- b 上記各備品は、調査研究活動に用いるほかにも、私用のみならず、調査研究活動以外の議員活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等の目的でも日常的に頻繁、かつ容易に使用され得るから、一般的には、調査研究以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

補助参加人自民は、上記各備品は全て調査研究活動に使用していると主張するが、上記各備品の使用実態を裏付ける客観的資料は認められないから、菅原議員が使用した上記各備品が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできず、上記各備品の代金については、その2分の1を超えて

政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記支出のうち2分の1を超える額である17万2704円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### テ 渡辺博議員

##### (ア) 調査研究費

原告は、渡辺博議員の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

##### (イ) 資料購入費

証拠（甲A18）及び弁論の全趣旨によれば、渡辺博議員が「仙台市制施行120周年記念写真集 保存版 ふるさと仙台」（1万2600円）と題する書籍等を購入した代金合計1万7210円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

しかし、「仙台市制施行120周年記念写真集 保存版 ふるさと仙台」と題する書籍については、既に検討したとおり、代金を按分することなく全額につき政務調査費から支出されたことが違法であるということはできない。

もっとも、上記書籍以外の書籍（上記合計額1万7210円からふるさと仙台の代金1万2600円を控除した4610円分の書籍）については、題名や内容等が明らかではなく、市政との関連性は不明であるといわざるを得ない。

よって、題名等が明らかではない書籍の購入費用の2分の1に相当する2305円は違法な支出であるという限度で原告の主張は理由がある。

## ト 小括

以上によれば、補助参加人自民に係る違法な支出の合計額は、658万9635円である。

### (2) 被告補助参加人民主クラブ仙台（以下「補助参加人民主」という。）

#### ア 会派全体

##### (ア) 調査研究費

原告は、補助参加人民主の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

##### (イ) 研修費

a 原告は、補助参加人民主による研修費の支出の全額が違法であると主張するところ、証拠（丙B2～4, 31, 証人木村勝好）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人民主は、平成20年5月22日から同月23日にかけて、仙台市所在のホテルにおいて、会派基本政策の確認及び平成20年度調査活動をテーマとした会派研修会を実施し、会派の基本方針と今後の会派の調査研究活動の方針の確認や、仙台市当局の職員らと行政改革の進捗状況及び財政状況等についての議論などを行った。

(b) 補助参加人民主は、同月22日の昼食代として単価2310円の幕の内弁当12個の代金を、同月23日の昼食代として合計1万2100円を上記ホテルに支払った。

(c) 補助参加人民主は、上記ホテルに支払った(b)の各昼食代、コピーライタ一代、コピーライタ一代及び会場料の合計1万0778円を、研修費とし

て政務調査費から支出した。

b 原告は、研修内容に会派基本政策の確認、会派総会等が含まれていることからして、もっぱら会派内の親睦を深めるための会合であったことをうかがわせるから、支出の全額が違法であると主張するが、上記研修会は、そのテーマや行われた内容に照らすと、調査研究活動と関連する研修会であったと認めることができ、原告の上記主張は採用することができない。

原告は、仮に上記研修会を調査研究活動とみる余地があるとしても、1食1000円を超える昼食代の支出は社会通念上相当な範囲を超えて違法であると主張するが、研修会の際に単価2310円の幕の内弁当を昼食とすること（上記a(b)）をもって、会派に与えられた政務調査費の支出に係る裁量の範囲を逸脱・濫用したとまでは認められず、原告の上記主張も採用することができない。

原告は、上記ホテルが発行した請求領収書（丙B4）記載の合計額は9万8678円であり政務調査費から支出した1万0778円との差額である1万2100円については、政務調査費として支出したという説明が何らされていないから違法である旨主張するが、上記認定事実に証拠（丙B4）及び弁論の全趣旨を併せると、上記の差額は、上記請求領収書に昼食代1万2100円（上記認定事実a(b)）が記載されていないことにより生じたものにすぎないことが認められるから、原告の指摘によっても上記支出の違法を認めることはできない。

したがって、上記研修費に係る政務調査費の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であったということはできない。

##### (ウ) 資料作成費

a 証拠（丙B31）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人民主が、会派控室に設置しているパソコンのサポート代金や消耗品、コピー機

に係る経費（合計49万0096円）を、政務調査費から支出したことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

- b 会派控室は、既に検討したとおり、各議員出席のための準備、待機・休憩が基本的な用途であることや、そもそも会派や議員が行う活動は極めて広範かつ多岐にわたるものであること、パソコンやコピー機等は、その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であるというべきであることを総合考慮すると、一般的、外形的事実からは、会派控室における上記備品等は、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

補助参加人民主は、所属議員全員の申合せにより、後援会活動や政党活動、選挙活動等への使用を禁止しており、実際にこれらの活動に使用されることは全くない上、政務調査活動と議会活動は密接不可分の関係にあるから議会活動に関連した活動がなされることを理由として按分する必要はない旨主張し、証拠（丙B5、31）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人民主は、平成19年5月16日、所属議員全員の合意によって、会派控室を、各議員の後援会活動や選挙活動、政党活動、その他会派が不適切と認めた活動に使用することは禁止する旨の申合せをしたことが認められる。

しかし、会派や議員が行う活動は、上記申合せで禁止された活動以外にも、調査研究活動に属しない種類のものがあり得ると考えられ、上記申合せの存在をもってしても、会派控室におけるパソコンやコピー機等が調査研究活動のみに利用されたと認めるには足りないというべきであり、ほかにこれらが調査研究活動のみに利用された事実を認めるに足りる証拠はなく、調査研究活動に利用された割合とそれ以外

の活動に利用された割合が具体的に立証されているということもできない。

よって、会派控室におけるパソコンやコピー機等に係る経費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきであり、補助参加人民主が支出した額の2分の1に相当する24万5044円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### (二) 資料購入費

弁論の全趣旨によれば、補助参加人民主が「仙台市制施行120周年記念写真集 保存版 ふるさと仙台」と題する書籍を購入した代金1万2600円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

しかし、既に検討したとおり、上記書籍の代金を按分することなく全額につき政務調査費から支出されたことが違法であるということはできないから、原告の主張は理由がない。

#### (三) 人件費

a 原告は、補助参加人民主が政務調査費から会派控室の常勤職員及び臨時職員の人事費を支出したことにつき、その2分の1を超える部分は違法である旨主張するところ、証拠（丙B8～13の4、丙B31）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 补助参加人民主は、以下の条件で、会派控室における常勤職員を雇用した。

業務内容 会派の事務全般及び政務調査活動の補助

雇用期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日

賃金 月額15万6400円（専ら政務調査活動の補助に従事する分としての4万6000円を含む。）

ただし、6月には8万6400円、9月には4万10

00円、12月には11万0400円、3月には5万7000円を上乗せして支給する。

(b) 補助参加人民主は、上記常勤職員の人事費につき、平成20年4月から同年8月、及び同年10月から平成21年2月については毎月4万6000円を、平成20年9月については8万7000円を、平成21年3月については10万3000円を政務調査費から支出した。

(c) 補助参加人民主は、職員雇用費交付規則に基づき、上記常勤職員1名当たり毎月11万0400円及び特別手当を仙台市から支給されている（会派職員雇用費補助）。

(d) 補助参加人民主は、平成20年12月8日、4名の臨時職員に対し、補助参加人民主の広報誌であり、会派の基本政策、市政への取組に係る基本認識、会派や所属議員の紹介等が掲載されている「民主クラブ仙台ニュース11月号」の発送作業のアルバイト代として、それぞれ1万2400円、1万9200円、1万4800円、2万2800円を支給し、当該経費を政務調査費から支出した。

b (a) まず、常勤職員に係る人事費について検討するに、会派控室に勤務する常勤職員の事務が調査研究活動の補助に当たるか否かについては容易に峻別し難い面があるといわざるを得ないことは、既に検討したとおりであり、上記常勤職員が調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されているということはできないから、当該職員に係る人事費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

補助参加人民主は、上記常勤職員には会派職員雇用費補助が充てられ、政務調査費から支出しているのは給与の2分の1を下回る旨主張するが、既に検討したとおり、会派職員雇用費補助は当該職員

の業務全体に対して交付されるべきであるから、会派控室に配置された常勤職員の人事費の一部が会派職員雇用費補助によりまかなわれている事実は、残額について支払われた政務調査費の拡大に係る上記の結論を左右するということはできない。

したがって、補助参加人民主が会派控室の常勤職員の人事費として政務調査費から支出した額の2分の1に相当する32万5000円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(b) 次に、臨時職員に係る人事費について検討する。

上記臨時職員らが従事した業務は、補助参加人民主の広報誌の発送作業であるところ、上記広報誌には、会派の基本政策及び会派や所属議員の紹介等が掲載されており、掲載されている情報の全てが議員の調査研究に資するものとは考え難く、また、それらの情報を調査研究に資するものとそれ以外のものとに峻別することも現実的には困難である。

そうすると、上記広報誌の発送に係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当である。

よって、上記支出額のうち3万4600円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(c) 事務費その他の経費

a 証拠（丙B31）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人民主が、会派控室におけるパソコンやシェレッダー、USBメモリー、テレビ等の事務機器等に係る経費として、合計92万8075円を政務調査費から支出したことが認められるところ、原告は、そのうち2分の1を超える部分は違法である旨主張する。

b 一般的、外的的事実からは、会派控室における上記事務機器等は、

調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきであるところ、補助参加人民主は、これらは全て調査研究活動のみに使用されている旨主張する。

しかし、既に検討したところによれば、補助参加人民主の会派控室におけるパソコン関連用品、シェレッダー等が調査研究活動のみに利用された事実を認めるに足りる証拠はなく、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が具体的に立証されているということもできないから、これらに係る経費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきであり、補助参加人民主が支出した額の2分の1に相当する46万4037円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### イ 安孫子雅浩議員

##### (ア) 調査研究費

原告は、安孫子雅浩議員（以下「安孫子議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

##### (イ) 広報広聴費

a 証拠（甲B2）及び弁論の全趣旨によれば、安孫子議員のホームページに係る経費（合計63万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 証拠（甲B2）及び弁論の全趣旨によれば、上記ホームページには、安孫子議員のプロフィールや同議員が掲げる政策等が掲載されていることが認められるが、既に検討したとおり、議員のホームページに係

る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当であるから、上記支出額のうち2分の1に相当する31万5000円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

##### (ウ) 事務費その他の経費

a 弁論の全趣旨によれば、安孫子議員が支払った会派控室用のパソコンに係る代金11万4240円の全額が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 既に検討したところによれば、会派控室で用いるためのパソコンであっても、一般的、外形的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきであるところ、補助参加人民主は、これは調査研究活動のみに使用されている旨主張する。

しかし、上記パソコンが調査研究活動のみに利用された事実を認めると、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が具体的に立証されているということもできないから、これに係る経費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記支出額のうち2分の1に相当する5万7120円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### ウ 池田友信議員

##### (ア) 調査研究費

原告は、池田友信議員（以下「池田議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討し

たとおりであり、原告の主張は理由がない。

(イ) 資料作成費

a 証拠（甲B3）及び弁論の全趣旨によれば、池田議員のホームページの新規作成に係る経費（21万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 証拠（甲B3）及び弁論の全趣旨によれば、上記ホームページには、池田議員のプロフィールや同議員が掲げる政策等が掲載されていることが認められるが、既に検討したとおり、議員のホームページに係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当であるから、上記支出額のうち2分の1に相当する10万5000円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(ウ) 資料購入費

a 弁論の全趣旨によれば、池田議員が住宅地図を購入した代金1万5120円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 住宅地図については、既に検討したのと同様に、その購入に係る支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くとはいはず、その全額を政務調査費から支出することについて違法とはいはず、原告の主張は理由がない。

(エ) 広報広聴費

上記(イ)における認定事実及び弁論の全趣旨によれば、池田議員の上記ホームページの運営等に係る経費（合計52万5000円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

既に検討したとおり、上記ホームページに係る経費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当であるから、上記支出額のうち26万2500円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(オ) 事務費その他の経費

a 弁論の全趣旨によれば、池田議員が会派控室用に購入したパソコン及び2万枚の封筒の印刷の代金合計21万4270円が政務調査費から支出されていることが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 上記パソコンについて、既に検討したところによれば、会派控室で用いるためのパソコンであっても、一般的、外形的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるべきである。補助参加人民主は、これは調査研究活動のみに使用されている旨主張するが、上記パソコンが調査研究活動のみに利用された事實を認めるに足りる証拠はなく、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が具体的に立証されていることもできない。

上記封筒について、封筒は、その性質上、適宜必要に応じて使用することができるものであるから、一般的、外形的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるべきである。補助参加人民主は、封筒について、民主クラブ仙台ニュース及び仙台市議会民主クラブ仙台調査活動報告の発送にしか利用していない旨主張するが、2万枚もの封筒の使途を客観的に裏付ける証拠はない上、既に検討したとおり、民主クラブ仙台ニュースに掲載されている情報の全てが調査研究に資するものとは考え難く、また、それらの情報を調査研究に資するものとそれ以外のものとに峻別することも現

実的には困難である。

よって、上記各代金について、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきであり、上記支出額のうち2分の1に相当する10万7135円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### エ 岡本あき子議員

##### (ア) 調査研究費

原告は、岡本あき子議員（以下「岡本議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

##### (イ) 資料購入費

a 証拠（丙B15）及び弁論の全趣旨によれば、岡本議員が河北新報データベース「KD」を購入した代金2万1000円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 証拠（丙B15）及び弁論の全趣旨によれば、上記データベースは平成3年8月以降の河北新報の記事を収録したものであるから、市政との関連性を認めることができ、岡本議員は、これを調査研究活動の資料として利用したと認めるのが相当であるから、その購入に係る支出が調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くとはいはず、その全額を政務調査費から支出することについて違法とはいえない。

#### オ 小野寺健議員

##### (ア) 調査研究費

原告は、小野寺健議員の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

##### (イ) 事務費その他の経費

a 弁論の全趣旨によれば、小野寺健議員が支払った会派控室用のパソコンのO.Sの代金3万2934円の全額が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 既に検討したところによれば、会派控室で用いるためのパソコンであっても、一般的、外的的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきであるところ、補助参加人民主は、これらは全て調査研究活動のみに使用されている旨主張する。

しかし、上記パソコンが調査研究活動のみに利用された事実を認めると足りる証拠はなく、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が具体的に立証されているということもできないから、これに係る経費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出額のうち2分の1に相当する1万6467円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### カ 日下富士夫議員

原告は、日下富士夫議員の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法で

あるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

キ 斎藤建雄議員

(ア) 調査研究費

原告は、斎藤建雄議員の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

(イ) 資料購入費

a 弁論の全趣旨によれば、斎藤建雄議員が住宅地図を購入した代金1万7955円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 住宅地図については、既に検討したのと同様に、その購入に係る支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くとはいはず、その全額を政務調査費から支出することについて違法とはいはず、原告の主張は理由がない。

ク 佐藤わか子議員

(ア) 調査研究費

原告は、佐藤わか子議員の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

(イ) 資料購入費

a 弁論の全趣旨によれば、佐藤わか子議員がボイスレコーダーを購入した代金2万1300円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する（なお、佐藤わか子議員のその他の資料購入費については、原告は第7回口頭弁論期日において、支出の2分の1を超える部分が違法な支出である旨の主張を撤回している。）。

b ボイスレコーダーについては、その性質上、適宜必要に応じて使用することができるものであるから、一般的、外形的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるべきである。

補助参加人民主は、上記ボイスレコーダーは調査研究活動のみに使用しており、その目的以外に使用することはないと主張するが、その使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、佐藤わか子議員が購入した上記ボイスレコーダーが調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記代金は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出のうち2分の1に相当する1万0650円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

ケ 村上一彦議員

(ア) 資料購入費

a 証拠（丙B16）及び弁論の全趣旨によれば、村上一彦議員（以下「村上議員」という。）が購入した月刊誌「フォーサイト」の代金1万2000円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 原告は、上記月刊誌は、調査研究活動のみに必要な情報を与える類の資料ではないと主張するが、証拠（丙B16）及び弁論の全趣旨によれば、上記月刊誌は、主に国内外の政治問題や社会問題を掲載する雑誌であることが認められるから、市政との関連性を認めることができ、村上議員は、これを調査研究活動の資料として利用したと認めるのが相当であるから、その購入に係る支出が調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くとはいえない、その全額を政務調査費から支出することについて違法とはいえない。

(イ) 事務費その他の経費

a 弁論の全趣旨によれば、村上議員が購入した電子辞書の代金3万2800円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、上記支出のうち2分の1を超える部分が違法である旨主張する。

b 電子辞書は、その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であるというべきであるから、一般的、外形的事実からは、上記電子辞書は、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

上記電子辞書の使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、これが調査研究活動のみに利用されたと認めるに足りる証拠はなく、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が具体的に立証されているということもできない。

したがって、上記電子辞書に係る政務調査費の支出のうち2分の1に相当する1万6400円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

コ 横田匡人議員

原告は、横田匡人議員の出張に係る旅費について政務調査費から支出さ

れた額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

サ 渡辺公一議員

(ア) 証拠（甲B4, 7）及び弁論の全趣旨によれば、渡辺公一議員が支払った会派控室用のパソコン及びソフトセットに係る代金並びにホームページの製作費（合計51万5000円）の全額が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

(イ) 既に検討したところによれば、会派控室で用いるためのパソコンであっても、一般的、外形的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきであるところ、補助参加人民主は、上記パソコン及びソフトセットは調査研究活動のみに使用されている旨主張する。

しかし、上記パソコン及びソフトセットが調査研究活動のみに利用された事実を認めるに足りる証拠はなく、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が具体的に立証されているということもできないから、これらに係る経費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解する。

上記ホームページについては、証拠（甲B4, 7）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人民主が掲げる政策や渡辺公一議員の活動レポート、同議員が飼育している犬の紹介等が掲載されていることが認められるが、既に検討したとおり、議員のホームページに係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当である。

よって、上記支出額のうち2分の1に相当する25万7500円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### シ 小括

以上によれば、補助参加人民主に係る違法な支出の合計額は、221万6453円である。

### (3) 被告補助参加人きぼう（以下「補助参加人きぼう」という。）

#### ア 会派全体

##### （ア）調査研究費

原告は、補助参加人きぼうの出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもつて違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

##### （イ）資料作成費

a 証拠（丙C41）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人きぼうが会派控室で使用するISDNやADSLの使用料、プロバイダ契約料、コピーカウント料の全額（合計24万6440円）を政務調査費から支出したことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 会派控室は、既に検討したとおり、各会議出席のための準備、待機・休憩が基本的な用途であることや、そもそも会派や議員が行う活動は極めて広範かつ多岐にわたるものであること、パソコンやコピー機等は、その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であるというべきであることを総合考慮すると、一般的、外形的事実からは、会派控室における上記備品等は、調査研究活動以外の活動にも利用されて

いることが推認されるというべきである。

補助参加人きぼうは、会派控室における上記備品等については、会派の取り決めにより、後援会活動及び個人使用を禁止していることから、按分の必要はない旨主張し、証拠（丙C3の1、2）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人きぼうは、会派確認事項として、会派に備えてある電話、テレビ、パソコン、インターネット等の備品は控室で利用し、政治活動や後援会活動での利用はできないこと、会派に備えてあるビデオカメラ、カメラ等の持出し可能な機器類についての使用は、政務調査用のものであり、その他の用途には使用できること、会派控室において後援会活動及び選挙活動の一切を禁ずること、会派内において個人的業務の依頼を一切禁ずることなどの申合せをしていることが認められる。

しかし、会派や議員が行う活動は、上記申合せで禁止された活動以外にも、調査研究活動に属しない種類のものがあり得ると考えられ、上記申合せの存在をもってしても、会派控室におけるパソコンやコピー機等が調査研究活動のみに利用されたと認めるには足りないというべきであり、ほかにこれらが調査研究活動のみに利用された事実を認めるに足りる証拠はなく、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が具体的に立証されているということもできない。

よって、会派控室におけるパソコンやコピー機等に係る経費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきであり、補助参加人きぼうが支出した額の2分の1に相当する12万3216円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

##### （ウ）人件費

a 原告は、補助参加人きぼうが政務調査費から会派控室の常勤職員及

び非常勤職員の人事費を支出したことにつき、その2分の1を超える部分は違法である旨主張するところ、証拠（丙C5の1、2、丙C21の1～丙C22の12、丙C34）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人きぼうは、以下の条件で、常勤職員1名を雇用した。

業務内容 会派控室内整理、来客電話対応、調査研究補助、経理、その他

就業場所 会派控室、自宅、その他

雇用期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日

賃金 基本給11万0400円、その他政務調査補助費5万円

(b) 補助参加人きぼうは、上記常勤職員の人事費につき、平成20年4月から平成21年3月まで、毎月8万円（政務調査補助費名目5万円、超過勤務手当名目3万円）を政務調査費から支出した（合計96万円）。

(c) 補助参加人きぼうは、上記常勤職員について、職員雇用費交付規則に基づき、毎月11万0400円及び特別手当を仙台市から支給されている（会派職員雇用費補助）。

(d) 補助参加人きぼうは、以下の条件で非常勤職員1名を雇用した。

業務内容 政務調査費 経理・整理補助

就業場所 会派控室、その他

雇用期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日

賃金 月額4万円 その他時間外手当あり

(e) 補助参加人きぼうは、上記非常勤職員につき、平成20年4月から平成21年3月までの人事費の全額（合計69万円）を政務調査費から支出した。

b(a) まず、常勤職員に係る人事費について検討するに、会派控室に勤務する常勤職員の事務が調査研究活動の補助に当たるか否かについては容易に峻別し難い面があるといわざるを得ないことは、既に検討したとおりであり、上記常勤職員が調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されているということはできないから、当該職員に係る人事費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

補助参加人きぼうは、上記常勤職員について、会派職員雇用費補助を受けているが、既に検討したとおり、会派職員雇用費補助は当該職員の業務全体に対して交付されると考えるべきであるから、会派控室に配置された常勤職員の人事費の一部が会派職員雇用費補助によりまかなわれている事実は、残額について支払われた政務調査費の按分に係る上記の結論を左右するということはできない。

したがって、補助参加人きぼうが会派控室の常勤職員の人事費として政務調査費から支出した額の2分の1に相当する48万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(b) 次に、非常勤職員に係る人事費について検討する。

補助参加人きぼうは、上記非常勤職員の業務内容につき、政務調査に関する書類作成や計算、整理など、特定した業務に従事した分の支給である旨主張し、上記職員が、①会派業務、②政務調査補助、③政務調査業務（計算、資料整理、その他）の業務のうち、もっぱら③の業務に従事していた旨の勤務割合表（丙C6の1～12）を提出する。

しかし、補助参加人きぼうの上記の主張及び勤務割合表の記載内容は、具体性に乏しく、具体的な業務内容が明らかではないといわざるを得ない。よって、これについての政務調査費の支出のうち少

なくとも2分の1に相当する34万5000円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(エ) 事務費その他の経費

a 弁論の全趣旨によれば、補助参加人きぼうが、会派控室で使用するシェレッダーやビデオカメラ、スキャナー、DVDライター、デジタルカメラ等に係る費用の全額（28万9000円）を政務調査費から支出したことが認められるところ、原告は、そのうち2分の1を超える部分は違法である旨主張する。

b 一般的、外形的事実からは、会派控室における上記備品等は、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきであるところ、補助参加人きぼうは、これらは全て調査研究活動のみに使用されている旨主張する。

しかし、既に検討したところによれば、補助参加人きぼうの会派控室における上記備品等が調査研究活動のみに利用された事実を認めるに足りる証拠はなく、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が具体的に立証されているということもできないから、これらに係る経費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきであり、補助参加人きぼうが支出した額の2分の1に相当する14万4500円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

イ 伊藤新治郎議員

(ア) 人件費

a 弁論の全趣旨によれば、伊藤新治郎議員（以下「伊藤議員」という。）が平成20年4月から平成21年3月までに雇用していた職員に支払った報酬のうち3分の2（合計120万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち報酬額

の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 補助参加人きぼうは、上記の支出額は、上記職員の活動実態を踏まえて調査研究活動以外の業務の割合を多めに見積もって3分の1として按分した上での支出であるから、更なる按分の必要はないと主張し、伊藤議員は、臨時調査補助員を、経理報告の作成、政務調査活動の代理、広報広聴活動、現地調査等に従事させていること、同補助員は後援会活動の事務担当を兼ねていることもあり、その割合を3分の1として、その余を調査研究活動に必要な人件費として計上したことなどを説明する（丙C28、35）。

しかし、伊藤議員の上記説明を勘案しても、伊藤議員が長期間にわたって雇用していた者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、伊藤議員が支払った上記の人件費は、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということができないから、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記支出額のうち30万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(イ) 事務所費

a 証拠（丙C29）及び弁論の全趣旨によれば、伊藤議員が支払った事務所の賃料のうち3分の2（合計24万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち賃料額の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 補助参加人きぼうは、上記の支出額は、上記事務所の利用実態を踏まえて調査研究活動以外の割合を多めに見積もって3分の1として按分した上での支出であるから、更なる按分の必要はないと主張するが、上記事務所の利用実態を裏付ける客観的資料は認められず、上記事務

所が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記事務所の賃料は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記賃料に係る政務調査費の支出のうち6万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### ウ 熊谷善夫議員

##### (ア) 調査研究費

原告は、熊谷善夫議員（以下「熊谷議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

##### (イ) 資料購入費

a 証拠（甲C2）及び弁論の全趣旨によれば、熊谷議員が購入した「仙台藩ものがたり」、「現代用語表記辞典」、「ポケット辞典 漢字」、「盛岡の先人」、「2009年の日本はこうなる」、「東北学院卒業生職業別名簿」の代金合計1万1340円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、上記支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 上記いずれの資料についても、その題名や推認される内容に照らすと、市政との関連性を認めることができ、熊谷議員は、これらを調査研究活動の資料として利用したと認めるのが相当であるから、その購入に係る支出が調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くとはいはず、その全額を政務調査費から支出することについて違法であるということはできない。

##### (ウ) 人件費

a 証拠（丙C11、23の1～12、丙C36）及び弁論の全趣旨によれば、熊谷議員が平成20年4月から平成21年3月までに雇用していた職員に支払った報酬のうち3分の2（合計120万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち報酬額の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 補助参加人きぼうは、上記の支出額は、上記職員の業務実態を踏まえて政務調査業務の割合を3分の2として按分した上で支出であるから、更なる按分の必要はないと主張し、熊谷議員は、上記職員を、専ら調査研究活動の補助業務に従事させたが、調査研究活動以外の業務に従事させたこともあったため、調査研究活動の補助業務の割合を3分の2として政務調査費に計上した旨を説明する（丙C36）。

しかし、熊谷議員の上記説明等を勘案しても、熊谷議員が長期間にわたって雇用していた者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、熊谷議員が支払った人件費は、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されていいることができないから（補助参加人きぼうが提出した政務調査業務従事記録（丙C23の1～12）は、誰が、いつ、いかなる根拠に基づいて作成したものであるのかが明らかではなく、補助参加人きぼう主張の上記按分割合を裏付けるには足りないというべきである。）、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出額のうち30万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

##### (エ) 事務費その他の経費

a 弁論の全趣旨によれば、熊谷議員が購入したパソコン周辺機器等の

代金合計3万7780円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、上記支出のうち2分の1を超える部分が違法である旨主張する。

b 上記備品等は、調査研究活動に用いるほかにも、私用のみならず、調査研究活動以外の議員活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等の目的でも日常的に頻繁、かつ容易に使用され得るから、一般的には、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるべきである。

補助参加人きぼうは、備品等は全て調査研究活動に使用していると主張するが、上記備品等の使用実態を裏付ける客観的資料は認められないから、熊谷議員が使用した上記備品等が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されていることはできず、上記備品等の代金については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記支出のうち2分の1を超える額である1万8890円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### エ 郷湖健一議員

(ア) 証拠（丙C12の1、2、丙C24の1～12、丙C25の1～12）及び弁論の全趣旨によれば、郷湖健一議員（以下「郷湖議員」という。）が平成20年4月から平成21年3月までに雇用していた職員2名に支払った報酬につき、合計180万4000円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

(イ) 補助参加人きぼうは、上記支出は調査研究活動の補助業務に従事した時間に対して支給した分であって、調査研究活動以外の業務に従事した時間に対する報酬は別途支給しているのであるから、按分の必要はない

と主張する。

しかし、郷湖議員作成の陳述書（丙C37）や補助参加人きぼうが提出した勤務割合表（丙C13の1～24）によても、郷湖議員が長期間にわたって雇用していた者らが従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、郷湖議員が支払った上記の人事費は、調査研究活動の補助業務のみに利用されたと認めるに足りない。また、郷湖議員が上記職員らに対して政務調査費の支出額とは別に支給したという金員の有無ないし額も明らかでなく、上記政務調査費が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されていることもできない。

よって、上記支出のうち2分の1を超える部分に相当する90万2000円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### オ 佐藤嘉郎議員

(ア) 証拠（丙C30の1～丙C32の32、丙C38）及び弁論の全趣旨によれば、佐藤嘉郎議員が平成20年4月から平成21年3月までに雇用していた職員2名に支払った報酬の全額（合計110万7800円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

(イ) 補助参加人きぼうは、上記支出は調査研究活動の補助業務に特定して臨時に雇用している者に対する支出であると主張し、佐藤嘉郎議員は、上記2名の職員を、専ら会議、事務処理、現地調査、相談業務、資料作成、議員同行等の業務に従事させた旨を説明する（丙C38）。

しかし、佐藤嘉郎議員の上記説明や上記職員らに係る活動報告日報（丙C31の1～丙C32の32）を勘案しても、同議員が長期間にわたって雇用していた者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、同議員が支払った上記の人事費は、調査研究活動の

補助業務のみに利用されたと認めるに足りず、また、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということもできないから、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記支出額のうち2分の1に相当する55万3900円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### カ 庄司俊充議員

原告は、庄司俊充議員の資料購入費について政務調査費から支出された額の2分の1を超える部分の返還を求めており、第4回口頭弁論期日において、政務調査費から支出することは妥当であるとして2分の1を超える部分が違法である旨の主張を撤回している。

#### キ 鈴木勇治議員

##### (ア) 広報広聴費

a 弁論の全趣旨によれば、鈴木勇治議員が支払った平成20年度の朋友会の会費（合計4万6000円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出の全額が違法であると主張する。

b 証拠（甲C4、丙C14、証人鈴木勇治）及び弁論の全趣旨によれば、朋友会は、会員相互の協力により、住みよい郷土づくりのため、連絡提携を密にして交流し合い、親睦を図ることを目的とする団体であり、住みよい郷土づくりと親睦の趣旨に賛同する者、具体的には文化人や中小企業の経営者、設計会社の社員、建設会社の社員等で組織され、会員相互の情報交換や公明選挙、防犯、交通安全、火災予防等、社会福祉、道徳心の向上への積極的な参加・啓蒙などを行っていること、同会の活動として、市政や県政、建設関係等をテーマに、各会員又は外部専門家による講演会や勉強会等が行われたことが認められる。

原告は、朋友会における鈴木勇治議員の活動は、政治活動そのものであり、政務調査活動に該当しない旨主張するが、市政や県政、建設関係等をテーマに、各会員又は外部専門家による講演会や勉強会等を行うという上記認定の朋友会の活動内容等によれば、同会の活動への参加について市政に関する調査研究のための必要性を欠くというべき事情は見当たらないから、その経費を政務調査費から支出することの違法をいう原告の主張は理由がない。

##### (イ) 人件費

a 証拠（丙C15、34）及び弁論の全趣旨によれば、鈴木勇治議員が平成20年4月から平成21年3月までに雇用していた職員1名に支払った報酬のうち3分の2（合計144万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち報酬額の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 補助参加人きぼうは、上記の政務調査費の支出は、上記職員の業務実態（政務調査補助業務以外の就労時間が15.7%であること）を踏まえて政務調査業務の割合を3分の2として按分した上で支出であるから、更なる按分の必要はない旨主張し、鈴木勇治議員は、上記職員を、専ら調査研究活動の補助業務に従事させているが、突発的に調査研究活動の補助業務以外の業務が生ずることもあるから、調査研究活動の補助業務の割合を3分の2として、政務調査費に計上した旨を説明する（丙C34）。

しかし、鈴木勇治議員の上記説明や上記職員らに係る活動報告日報（丙C16の1～245）を勘案しても、鈴木勇治議員が長期間にわたって雇用していた者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、鈴木勇治議員が支払った上記の人事費は、調査研究活動の補助業務のみに利用されたと認めるに足りず、また、調査

研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということもできないから、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記支出額のうち36万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(イ) 事務所費

a 証拠（丙C33の1, 2）及び弁論の全趣旨によれば、鈴木勇治議員が支払った事務所の地代のうち8割（合計48万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち上記地代の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 補助参加人きぼうは、上記の支出額は、上記事務所の利用実態を踏まえ、調査研究活動業務以外の割合を2割として按分計上した上で支出であるから、更なる按分の必要はないと主張し、鈴木勇治議員は、上記事務所の建物のうち約8m<sup>2</sup>を後援会備品などの収納部分としていることや、年間10回近隣町内会及びスポーツ団体が上記事務所を使用したことを含め、上記事務所のうち調査研究活動に利用された割合を低く見積もって8割とした旨説明する（丙C33の1, 丙C34）。

しかし、鈴木勇治議員の上記説明等を勘案しても、上記事務所が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記事務所の地代は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記地代に係る政務調査費の支出のうち18万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(エ) 事務費その他の経費

a 弁論の全趣旨によれば、鈴木勇治議員が事務所に設置したパソコン

のリース料等の3分の2（合計20万5800円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、上記支出のうちリース料等の2分の1を超える部分が違法である旨主張する。

b 補助参加人きぼうは、上記パソコンは政務調査専用として使用しているが、本来であれば按分計上の必要はなかったものの、按分割合を3分の2として計上したのであるから、更なる按分の必要はないと主張するが、上記パソコンの使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、上記パソコンが調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記パソコンに係る経費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記政務調査費の支出のうち5万1444円は違法である旨の原告の主張は理由がある。

ク 柳橋邦彦議員

(ア) 調査研究費

原告は、柳橋邦彦議員（以下「柳橋議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

(イ) 人件費

原告は、柳橋議員の人件費について政務調査費から支出された額の2分の1を超える部分の返還を求めていたが、第26回口頭弁論期日において、既に2分の1で按分された額が計上されていることが確認できたとして2分の1を超える部分が違法である旨の主張を撤回している。

(エ) 事務所費

- a 弁論の全趣旨によれば、柳橋議員が支払った事務所の賃料60万円の全額が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出の全額が違法であると主張する。
- b 原告は、柳橋議員が、上記事務所の賃貸人である仙台螺子株式会社の代表取締役であり、同会社の株式の約7割を保有していることから、いわゆるお手盛りの危険があり、上記事務所を柳橋議員の自己所有物件と同様に評価すべきであると主張するところ、証拠（丙C19, 20の1, 2, 丙C26, 27, 39, 証人柳橋邦彦）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
- (a) 上記事務所の賃貸人は仙台螺子株式会社であるところ、柳橋議員は、同会社の代表取締役であり、その株式の7割を保有している。
- (b) 上記事務所の床面積は約30坪であり、当時の賃料は、毎月5万円（オフィス分4万円、駐車場代1万円）であった。
- (c) 当時、上記事務所の近隣には、23.68坪の広さで賃料月額11万円の、約100坪の広さで賃料月額45万円の貸事務所があった。
- c 確かに、柳橋議員と上記事務所の賃貸人との関係に照らすと、一般的・外形容的には、お手盛りの危険があることは原告主張のとおりである。
- しかし、上記認定事実によれば、柳橋議員が支払った上記事務所の賃料は、近隣の貸事務所の賃料と比較して不当に高いものであったと認めるに足りず、現実にお手盛りがされた事実を認めるに足りる証拠はないから、上記事務所を柳橋議員の自己所有物件と同様に評価すべき旨の原告の主張を採用することはできない。
- ただし、上記事務所の利用実態を裏付ける客観的資料は認められず、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が

立証されているということはできないから、上記事務所の賃料は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記賃料に係る政務調査費の支出については、2分の1に相当する30万円が違法な支出であるという限度で原告の主張は理由がある。

#### ケ 小括

以上によれば、補助参加人きぼうに係る違法な支出の合計額は、411万8950円である。

(4) 被告補助参加人公明党仙台市議団（以下「補助参加人公明党」という。）

#### ア 会派全体

(ア) 調査研究費（平成21年1月29日出発の出張について）

a 原告は、平成21年1月29日から同月30日までの出張に係る旅費について、出張の必要性が認められないから政務調査費の支出の全額が違法である旨主張するところ、証拠（丙D9の1, 2, 丙D55, 57, 59）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人公明党に所属する議員3名が、平成21年1月29日から同月30日にかけて高知県に出張し、同県に設置されているアンパンマンミュージアム（香美市立やなせたかし記念館）及び横山一記念まんが館を、両館の建設経緯や施設概要、入場者数等について調査し、仙台市にアンパンマンミュージアムを設置する際の参考とするため、視察した。

(b) 補助参加人公明党は、上記出張に係る旅費を政務調査費から支出した。

(c) アンパンマンミュージアムは、やなせたかし原案の同キャラクターを題材とした、ミュージアムや商業施設などからなる総合施設で

あり、全国数か所に設置されている。仙台市においても、平成23年7月に開業した。

横山隆一記念まんが館は、漫画家横山隆一原作の漫画に係る資料等が展示されている施設である。

b 原告は、視察態様が観光旅行の域を出す、他の議員が既に横浜市のアンパンマンミュージアムを視察していたから、上記議員3名が重ねて高知県のアンパンマンミュージアムを視察する必要性がない旨を主張する。

しかし、仙台市において平成23年7月にアンパンマンミュージアムが開業したことによれば、これに先立ち高知県のアンパンマンミュージアム（香美市立やなせたかし記念館）を視察することは市政に関連する調査研究活動であったと認められ、上記の原告の指摘は、上記の視察が調査研究活動であることやその必要性を否定するには足りないというべきである。

また、横山隆一記念まんが館は、漫画等に係る資料を展示して集客する施設という点でアンパンマンミュージアムと共通しており、仙台市におけるアンパンマンミュージアム設置構想のために、同まんが館を視察することが市政に関する調査研究のため必要性を欠くということはできない。

よって、上記出張に係る旅費についての政務調査費の支出の全額が違法である旨の原告の主張は理由がない。

(イ) 調査研究費（政務調査費の支出のうち少なくとも1割が違法であるとの主張について）

原告は、補助参加人公明党の出張（上記(ア)で検討した出張を含む。）に係る旅費について、少なくとも政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政

務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

(ウ) 調査研究費（人件費について）

a 原告は、補助参加人公明党が平成20年4月から平成21年3月までの常勤職員及び臨時職員の人件費の全額を政務調査費から支出したことにつき、その2分の1を超える部分は違法である旨主張するところ（補助参加人公明党は、職員の雇用に係る経費を、調査研究費名目、資料作成費名目、広報広聴費名目、人件費名目で政務調査費から支出しているため、併せて検討する。），証拠（丙D11の1～丙D14の12、丙D57、証人笠原哲）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (a) 補助参加人公明党は、常勤職員1名と臨時職員1名を雇用した。
- (b) 常勤職員については、会派控室における業務に従事させ、月額21万0400円を支給し、うち11万0400円を仙台市から支給される会派職員雇用費補助から支出し、その余の10万円を資料作成費、広報広聴費、又は人件費名目で政務調査費から支出した。
- (c) 臨時職員については、日当合計227万円を調査研究費名目で政務調査費から支出した。

b (a) まず、臨時職員に係る人件費について検討するに、補助参加人公明党は、上記臨時職員は会派控室における調査研究活動の補助業務に限定して採用した職員の人件費である旨主張し、証人笠原哲も同趣旨の証言をしたが、上記主張及び証言は具体性に欠ける上、当該支出に係る領収証にも「調査研究のための補助員」と記載されているにすぎず、上記臨時職員が調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されているということはできないから、当該職員に係る人件費は、その2分の1を超えて政務調査

費から支出することは許されないというべきである。

よって、臨時職員に係る人件費についての政務調査費の支出のうち 113万5000円が違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(b) 次に、常勤職員に係る人件費について検討するに、会派控室に勤務する常勤職員の事務が調査研究活動の補助に当たるか否かについては容易に峻別し難い面があるといわざるを得ないことは、既に検討したとおりであり、証人笠原哲の証言等によても上記常勤職員が調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されているということはできないから、当該職員に係る人件費は、その 2 分の 1 を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

補助参加人公明党は、上記常勤職員について、会派職員雇用費補助を受けているが、既に検討したとおり、会派職員雇用費補助は当該職員の業務全体に対して交付されると考えるべきであるから、会派控室に配置された常勤職員の人件費の一部が会派職員雇用費補助によりまかなわれている事実は、残額について支払われた政務調査費の按分に係る上記の結論を左右するということはできない。

したがって、補助参加人公明党が会派控室の常勤職員の人件費として政務調査費から支出した額の 2 分の 1 は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### (エ) 資料作成費

a 弁論の全趣旨によれば、補助参加人公明党が、コピー使用料や資料作成に係る人件費の全額（合計 114万8367円）を、資料作成費として政務調査費から支出したことが認められるところ、原告は、この支出のうち 2 分の 1 を超える部分は違法であると主張する。

b (a) 会派控室は、既に検討したとおり、各会議出席のための準備、待機・休憩が基本的な用途であることや、そもそも会派や議員が行う活動は極めて広範かつ多岐にわたるものであること、コピー機は、その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であるというべきであることを総合考慮すると、一般的、外形的事実からは、会派控室における上記備品等は、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきであるところ、補助参加人公明党は、会派控室に設置されているコピー機は全て調査研究活動のために使用されている旨主張する。

しかし、補助参加人公明党の会派控室におけるコピー機が調査研究活動のみに利用された事実を認めるに足りる証拠はなく、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が具体的に立証されているということもできないから、これらに係る経費は、その 2 分の 1 を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

(b) また、資料作成費名目で支出した人件費については、上記(ウ)b (b)で検討したとおり、政務調査費の支出のうち 2 分の 1 が違法な支出である。

(c) したがって、上記支出のうち 57万4180円が違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### (オ) 広報広聴費

a 証拠（丙D18）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人公明党の会派のホームページに係る経費（インターネット利用料、更新料、人件費等の合計 111万0050円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち 2 分の 1 を超える部分

は違法であると主張する。

b 証拠（丙D 18）及び弁論の全趣旨によれば、上記ホームページには、所属議員のプロフィールや補助参加人公明党の政策提言・要望等が掲載されていることが認められるが、既に検討したとおり、議員ないし会派のホームページに係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当である。

また、広報広聴費名目で支出した人件費については、上記(ウ)b(b)で検討したとおり、政務調査費の支出のうち2分の1が違法な支出である。

したがって、上記政務調査費の支出のうち55万5019円が違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### (カ) 人件費

証拠（丙14の1～12）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人公明党が、人件費名目で合計48万円を政務調査費から支出したことが認められるところ、上記(ウ)b(b)における検討によれば、上記支出のうち2分の1を超える部分である24万円の支出は違法である旨の原告の主張は理由がある。

#### (キ) 事務費その他の経費

a 証拠（甲D 6、丙D 57、58）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人公明党が支払った会派控室のプリンターやパソコンのリース代、インターネット通信費等の全額（合計340万2777円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 既に検討したところによれば、一般的、外形的事実からは、会派控室における上記備品等は、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるべきであるところ、補助参加人公明党は、

会派控室に設置されているプリンターやパソコン等は全て調査研究活動のために使用されている旨主張する。

しかし、補助参加人公明党の会派控室における上記備品等が調査研究活動のみに利用された事実を認めるに足りる証拠はなく、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が具体的に立証されているということもできないから、これらに係る経費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

したがって、上記支出のうち170万1372円が違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### イ 笠原哲議員

原告は、笠原哲議員の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

#### ウ 鎌田城行議員

##### (ア) 調査研究費

原告は、鎌田城行議員（以下「鎌田議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

##### (イ) 資料購入費

a 証拠（甲D 9）及び弁論の全趣旨によれば、鎌田議員が住宅地図を購入した代金1万100円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法

であると主張する。

- b 住宅地図については、既に検討したのと同様に、その購入に係る支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くとはいはず、その全額を政務調査費から支出することについて違法とはいはず、原告の主張は理由がない。

(イ) 広報広聴費

- a 弁論の全趣旨によれば、鎌田議員のホームページの更新料及びリニューアル代の全額（29万円）、4000枚の封筒代のうち9割（7万8660円）、メガホン代、デジタルカメラ代、プロジェクタ一代のうち8割（13万5018円）が政務調査費から支出されたこと（合計50万3678円）が認められるところ、原告は、この支出のうち各代金等の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

- b 証拠（丙D30）及び弁論の全趣旨によれば、上記ホームページには、鎌田議員のプロフィールや議会報告、鎌田議員が掲げる政策等が掲載されていることが認められるが、既に検討したとおり、議員のホームページに係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当であるから、ホームページに係る上記支出のうち14万5000円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

- c その余の支出について、補助参加人公明党は、各備品等の利用実態等を踏まえて調査研究活動に利用した割合につき必要な按分をしたまでの支出であるから、更なる按分の必要はないと主張し、鎌田議員は、監査委員に対し、封筒については稀に私的利用があるため9割の按分としたこと、メガホン、デジタルカメラ、プロジェクターについては、政務調査と直接結びつかない使用がないとはいえないため8割の按分としたことなどを記載した調査票を提出した（甲D10）。

しかし、鎌田議員の上記説明内容を勘案しても、上記備品等の利用実態は明らかでないといわざるを得ず、上記備品等が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記備品等の代金等は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出のうち8万5592円が違法な支出であるという限度で原告の主張は理由がある。

(エ) 事務費その他の経費

- a 証拠（甲D11）及び弁論の全趣旨によれば、鎌田議員が支払ったPHS料金の8割（合計3万3497円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうちPHS料金の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

- b PHS料金は、調査研究活動に用いるほかにも、私用のみならず、調査研究活動以外の議員活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等の目的でも日常的に頻繁、かつ容易に使用され得るから、一般的には、調査研究以外の活動にも利用されていることが推認されるべきである。

補助参加人公明党は、上記PHSは、ほとんど市民相談、調査活動等の政務調査活動に使用されているが、会派内規に基づいて政務調査活動の割合を8割として按分した上の支出であるから、更なる按分の必要はないと主張するところ、証拠（丙D31）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人公明党の政務調査費会派内規には、通信費について、本人の携帯電話の場合は8割、固定電話の場合は5割に按分した額を政務調査費から支出できる旨が定められていることが認められる。

しかし、上記のような会派内規の定めをもって直ちに議員個人の使

用実態を根拠付けるということはできないのであって、上記P H Sの使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、鎌田議員が使用した上記P H S料金が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記P H S料金は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記P H S料金に係る政務調査費の支出のうち1万2560円は違法である旨の原告の主張は理由がある。

## エ 菊地昭一議員

### (ア) 調査研究費

原告は、菊地昭一議員（以下「菊地議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

### (イ) 広報広聴費

a 証拠（甲D 13）及び弁論の全趣旨によれば、菊地議員のホームページの更新料の全額（合計24万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 証拠（丙D 36）及び弁論の全趣旨によれば、上記ホームページには、菊地議員のプロフィールや活動レポート、議会報告、同議員が掲げる政策等が掲載されていることが認められるが、既に検討したとおり、議員のホームページに係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当であるから、上記支出額のうち2分の1に相当する12万円は違法な支出で

ある旨の原告の主張は理由がある。

### (ウ) 事務費その他の経費

a 証拠（甲D 14、丙D 31）及び弁論の全趣旨によれば、菊地議員が支払ったデジタルカメラの代金全額（3万6300円）と携帯電話料金の8割（1万0030円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ（合計4万6330円）、原告は、この支出のうち各代金等の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 上記備品等については、その性質上、適宜必要に応じて使用することができるものであるから、一般的、外形的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

補助参加人公明党は、上記デジタルカメラは調査研究活動のみに使用されており、携帯電話は、そのほとんどが調査研究活動に使用されているが、会派内規により8割の按分にしており、更なる按分の必要はないと主張するが、上記備品等の使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、これらが調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記各代金等は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記支出のうち2万1911円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

## オ 山口津世子議員

原告は、山口津世子議員の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

カ 小田島久美子議員

(ア) 調査研究費

原告は、小田島久美子議員（以下「小田島議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

(イ) 広報広聴費

a 証拠（甲D20）及び弁論の全趣旨によれば、小田島議員が支払った同議員のホームページの更新料及び携帯電話料金の各8割（合計6万9496円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち各料金の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 上記ホームページについては、証拠（丙D44）及び弁論の全趣旨によれば、小田島議員のプロフィールや議会報告、実績等が掲載されていることが認められるが、既に検討したとおり、議員のホームページに係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当である。

また、携帯電話については、その性質上、適宜必要に応じて使用することができるものであるから、これらをいかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であるというべきである。補助参加人公明党は、そのほとんどが調査研究活動に使用されているが、会派内規により8割の按分にしており、更なる按分の必要はないと言張るが、上記携帯電話の使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、これらが調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記料金は、

その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

したがって、上記支出のうち2万6060円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

キ 小野寺利裕議員

(ア) 調査研究費

原告は、小野寺利裕議員の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

(イ) 資料購入費

a 証拠（甲D22）及び弁論の全趣旨によれば、小野寺利裕議員が住宅地図を購入した代金1万6800円が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 住宅地図については、既に検討したのと同様に、その購入に係る支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くとはいせず、その全額を政務調査費から支出することについて違法とはいせず、原告の主張は理由がない。

ク 嶋中貴志議員

(ア) 調査研究費

原告は、嶋中貴志議員（以下「嶋中議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討し

たとおりであり、原告の主張は理由がない。

(イ) 広報広聴費

a 証拠（甲D 24）及び弁論の全趣旨によれば、嶋中議員のホームページの更新料の全額（合計24万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 証拠（丙D 49）及び弁論の全趣旨によれば、上記ホームページには、嶋中議員のプロフィールや活動ブログ、同議員が掲げる政策等が掲載されていることが認められるが、既に検討したとおり、議員のホームページに係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当であるから、上記支出額のうち2分の1に相当する12万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(ウ) 事務費その他の経費

a 証拠（甲D 25、丙D 58、証人嶋中貴志）及び弁論の全趣旨によれば、嶋中議員が自宅に設置しているコピー機のリース料金の全額（1万3734円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち上記料金の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b コピー機については、その性質上、適宜必要に応じて使用することができるものであるから、一般的、外形容的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

補助参加人公明党は、上記コピー機は調査研究活動に専用使用されている旨主張し、嶋中議員は、同議員の自宅にはコピー機が2台設置されており、政務調査費からリース料金を支出したコピー機を同議員の家族が使用することはない旨説明するが（前掲各証拠）、上記説明

を裏付けるべき客観的な資料は認められず、上記コピー機が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記リース料金は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記支出のうち6867円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

ケ 鈴木広康議員

(ア) 調査研究費

原告は、鈴木広康議員の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

(イ) 資料作成費

a 証拠（甲D 28）及び弁論の全趣旨によれば、鈴木広康議員が購入したデジタルカメラの代金の全額（2万3333円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b デジタルカメラについては、その性質上、適宜必要に応じて使用することができるものであるから、一般的、外形容的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

補助参加人公明党は、上記デジタルカメラは、調査研究活動に使用しており、その目的以外に使用することはないと主張するが、その使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、これが調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されていると

いうことはできないから、上記代金は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

したがって、上記支出のうち1万1666円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### コ 小括

以上によれば、補助参加人公明党に係る違法な支出の合計額は、475万5227円である。

#### (5) 被告補助参加人社民党仙台市議団（以下「補助参加人社民党」という。）

##### ア 会派全体

###### （ア） 調査研究費

原告は、補助参加人社民党の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもつて違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

###### （イ） 資料購入費

a 原告は、補助参加人社民党が支払った書籍や資料等の代金に係る政務調査費の支出につき、その2分の1を超える部分が違法であると主張するところ、証拠（甲E1）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（a） 補助参加人社民党は、次の題名の書籍や資料等を購入した。

###### （新聞類）

河北新報、毎日新聞、読売新聞、朝日新聞、日経新聞、公明新聞、日本教育新聞、日中友好新聞、産経新聞

###### （図書類）

その手は命づな、時刻表、ふるさと仙台外3冊

##### （その他）

月刊誌「日本の進路」、週刊「金曜日」、月刊「Dファイル」、法律図書の加除、広範な国民連合「会報」、住宅地図

（b） 補助参加人社民党は、上記資料等の購入費の全額（合計4万9882円）を政務調査費から支出した。

b 上記新聞類並びに「その手は命づな」と題する書籍、時刻表、「ふるさと仙台」と題する書籍、及び上記(a)の「その他」の各資料については、題名や推認される内容等の一般的・外形的事実から市政との関連性を認めることができ、補助参加人社民党は、これを調査研究活動の資料として利用したと認めるのが相当であるから、その購入に係る支出が調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くとはいえない。よって、これらの書籍や資料等に係る政務調査費の支出の違法をいう原告の主張は理由がない。

他方、上記(a)の「外3冊」については、題名や内容等が明らかでなく、市政との関連が不明であるといわざるを得ないから、これらは購入費の2分の1に当たる支出が違法な支出である旨の原告の主張は理由があるというべきである。

補助参加人社民党が支出した上記資料等の購入費の具体的な内訳が明らかでなく、「外3冊」の購入費用を特定するに足りる証拠がないから、上記資料等の数量等を勘案し、購入費合計額の1割（4988円）がそれらの書籍の購入費であると推認する。よって、その2分の1である2494円の支出が違法であるという限度で原告の主張は理由がある。

###### （ウ） 人件費

a 原告は、補助参加人社民党が平成20年4月から平成21年3月ま

での常勤職員及び臨時職員の人事費の全額を政務調査費から支出したことにつき、その2分の1を超える部分は違法である旨主張するところ、証拠（丙E5～13, 35、証人辻隆一、証人相沢和紀）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人社民党は、以下の条件で会派控室における常勤職員1名を雇用した。

業務内容 事務全般、調査研究補助、資料収集、資料整理、控室管理

雇用期間 平成20年4月1日から

基本給 時給800円（ただし、月23日計算とし、月額払いとする。）

(b) 補助参加人社民党は、上記常勤職員の人事費につき、平成20年4月から平成21年3月まで、毎月、基本給に超過勤務手当及び通勤手当を加えた額から、仙台市から支給される会派職員雇用費補助11万0400円を控除した額を政務調査費から支出した。

上記常勤職員について、政務調査費からの支出額は、例えば、平成20年4月が4万4930円、同年5月が4万7930円であり、平成20年度に支出した額を合計すると少なくとも72万1760円である。

(c) 補助参加人社民党は、平成20年10月、臨時に雇用した職員に対し、5日間の平成21年度会派要望等作成業務に対する賃金として2万5300円を支払い、同額を政務調査費から支出した。

(d) 補助参加人社民党は、平成21年1月及び同年2月に非常勤職員を雇用し、合計12万8700円を支払い、同額を政務調査費から支出した。

b (a) まず、常勤職員に係る人事費について検討するに、会派控室に勤

務する常勤職員の事が調査研究活動の補助に当たるか否かについては容易に峻別し難い面があるといわざるを得ないことは、既に検討したとおりであり、上記常勤職員が調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されているということはできないから、当該職員に係る人事費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

補助参加人社民党は、上記常勤職員について、毎月11万0400円の会派職員雇用費補助を受けているが、既に検討したとおり、会派職員雇用費補助は当該職員の業務全体に対して交付されるべきであるから、会派控室に配置された常勤職員の人事費の一部が会派職員雇用費補助によりまかなわれている事実は、残額について支払われた政務調査費の按分に係る上記の結論を左右するということはできない。

したがって、補助参加人社民党が会派控室の常勤職員の人事費として政務調査費から支出した額の2分の1である3.6万0880円が違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(b) 次に、補助参加人社民党が平成20年10月に臨時に雇用した職員については、5日間という短期間の雇用であったとはいえ、上記職員が従事した「平成21年度会派要望等作成業務」の具体的な内容が明らかではなく、上記常勤職員が調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合が立証されているということはできないから、当該職員に係る人事費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきであり、上記職員に支払った賃金に係る政務調査費の支出の2分の1である1万2650円の支出が違法である旨の原告の主張は理由がある。

(c) 補助参加人社民党が平成21年1月及び同年2月に雇用した非常

勤職員についても、その具体的な業務内容は明らかではないから、これらについて支出された政務調査費の2分の1である6万4350円の支出が違法である旨の原告の主張は理由がある。

(二) 事務費その他の経費

a 証拠（甲E14, 丙35, 40）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人社民党が、会派控室におけるコピー機の使用料や事務用品、パソコンの経費等の全額（合計66万3696円）を、政務調査費から支出したことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 会派控室は、既に検討したとおり、各会議出席のための準備、待機・休憩が基本的な用途であることや、そもそも会派や議員が行う活動は極めて広範かつ多岐にわたるものであること、コピー機等の上記備品等は、その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難であるというべきであることを総合考慮すると、一般的、外形的事実からは、会派控室における上記備品等は、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきであるところ、補助参加人社民党は、会派控室に設置されている上記備品等は全て調査研究活動のために使用されている旨主張する。

しかし、補助参加人社民党の会派控室における上記備品等が調査研究活動のみに利用された事実を認めるに足りる証拠はなく、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が具体的に立証されているということもできないから、これら係る経費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

したがって、上記支出のうち33万1842円が違法な支出である

旨の原告の主張は理由がある。

イ 小山勇朗議員

(ア) 資料購入費

a 原告は、小山勇朗議員（以下「小山議員」という。）が支払った書籍の代金に係る政務調査費の支出につき、その2分の1を超える部分が違法であると主張するところ、証拠（甲E2, 丙E14の1～3）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 小山議員は、「こんなニッポンに誰がした」（1470円）、「琉球王国のグスク」（1575円）、「仙台市制施行120周年記念写真集 保存版 ふるさと仙台」（1万2600円）を購入し、その代金合計1万5645円が政務調査費から支出された。

(b) 小山議員の資料購入費として政務調査費から支出された金額は、上記の1万5645円に3087円を加えた1万8732円であったが、上記3087円に係る書籍の題名は不明である。

b (a) 上記各書籍のうち、「こんなニッポンに誰がした」及び「仙台市制施行120周年記念写真集 保存版 ふるさと仙台」については、その題名等に照らして市政との関連性が認められるというべきであり、これらの書籍に係る政務調査費の支出の違法をいう原告の主張は理由がない。

(b) 他方で、「琉球王国のグスク」（1575円）は、その題名からすると市政との直接的な関連性は希薄であることが推認されるから、その購入費の2分の1に相当する政務調査費の支出が違法である旨の原告の主張は理由がある。

(c) 3087円に相当する書籍については、いかなる書籍であるか明らかではなく、政務調査との関連性は不明であるといわざるを得ないから、その購入費の2分の1に相当する政務調査費の支出が違法

である旨の原告の主張は理由がある。

(d) したがって、上記のうち 2330 円の支出が違法であるという限度で原告の主張は理由がある。

(イ) 人件費

a 証拠（甲 E 3, 4, 丙 E 15 の 1～丙 E 16 の 12, 丙 E 36）及び弁論の全趣旨によれば、小山議員が、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までに雇用した非常勤職員に係る経費の全額（合計 20 万 16 00 円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち 2 分の 1 を超える部分は違法であると主張する。

b 補助参加人社民党は、同会派では、個々の事務所では常勤職員は雇用せず、調査研究活動に必要な補助業務を行う非常勤職員で対応する旨の申合せをしており、上記の支出はこれに従つたものであるから適法である旨主張し、小山議員は、上記申合せに基づいて、必要に応じて非常勤職員を調査研究活動の補助業務にのみ従事させている旨説明する（丙 E 36）。

しかし、小山議員の上記説明を勘案しても、小山議員が雇用した者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、小山議員が支払った上記の人件費は、調査研究活動の補助業務のみに利用されたと認めるに足りず、また、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということもできないから、その 2 分の 1 を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出額のうち 2 分の 1 に相当する 10 万 0800 円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(ウ) 事務所費

a 証拠（甲 E 5）及び弁論の全趣旨によれば、小山議員が支払った事

務所の賃料の全額（合計 63 万 6000 円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち 2 分の 1 を超える部分は違法であると主張する。

b 議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認される。

補助参加人社民党は、小山議員は、後援会や政治活動については上記事務所とは別の場所を利用しておらず、上記事務所は調査研究活動に関して使用している旨主張し、小山議員は同旨の説明をする（丙 E 36）。

しかし、上記事務所の使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、上記事務所が調査研究活動に使用された割合とそれ以外の活動に使用された割合が立証されているということはできないから、上記事務所の賃料は、その 2 分の 1 を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記賃料に係る政務調査費の支出のうち 31 万 8000 円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(エ) 事務費その他の経費

a 証拠（甲 E 15）及び弁論の全趣旨によれば、小山議員が支払ったコピー機のリースやインク、フラッシュメモリーや IC レコーダーに係る費用の全額（14 万 5938 円）と、インターネットに係る費用の 6 割（1 万 3419 円）が、政務調査費から支出されたことが認められる（合計 15 万 9357 円）。

b 上記備品等は、その性質上、適宜必要に応じて使用することができるものであり、一般的、外形的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

補助参加人社民党は、上記の費用は、調査研究活動のために必要な事務用品等に関する経費である旨主張するが、その使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、上記備品等が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記費用は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出のうち7万5204円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### ウ 石川建治議員

##### (ア) 人件費

a 証拠（甲E 6、丙E 18の1～12、丙E 37）及び弁論の全趣旨によれば、石川建治議員（以下「石川議員」という。）が平成20年4月から平成21年3月分までに雇用していた非常勤職員に係る経費の全額（合計45万800円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 石川議員は、会派における申合せに基づき常勤職員を雇用せず、必要に応じて非常勤職員を調査研究活動の補助業務にのみ従事させている旨説明するが（丙E 37）、上記説明や石川議員が作成した非常勤職員管理簿（丙E 17の1～12）等を勘案しても、石川議員が雇用した者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、石川議員が支払った上記の人件費は、調査研究活動の補助業務のみに利用されたと認めるに足りず、また、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出額のうち2分の1に相当する22万9000円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

##### (イ) 事務所費

a 証拠（甲E 7）及び弁論の全趣旨によれば、石川議員が支払った事務所の賃料の全額（合計84万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認される。

補助参加人社民党は、石川議員は、後援会活動等は自宅で行っており、上記事務所は調査研究活動に関して使用している旨主張し、石川議員は同旨の説明をする（丙E 37）。

しかし、上記事務所の使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、上記事務所が調査研究活動に使用された割合とそれ以外の活動に使用された割合が立証されているということはできないから、上記事務所の賃料は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記賃料に係る政務調査費の支出のうち42万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

##### (ウ) 事務費その他の経費

a 証拠（甲E 16）及び弁論の全趣旨によれば、石川議員が支払ったプリンター複合機のリースやシュレッダー、名刺整理機、封筒の印刷等に係る費用の全額（合計2万6185円）が、政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 上記備品等は、その性質上、適宜必要に応じて使用することができるものであり、一般的、外形的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

補助参加人社民党は、上記の費用は、調査研究活動のための事務所における事務費用を計上したものである旨主張するが、その使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、上記備品等が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記費用は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出のうち11万3092円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

## エ 相沢和紀議員

### (ア) 資料購入費

a 弁論の全趣旨によれば、相沢和紀議員（以下「相沢議員」という。）が購入した住宅地図の代金（2万1000円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、上記支出のうち2分の1を超える部分が違法であると主張する。

b 住宅地図については、既に検討したのと同様に、その購入に係る支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くとはいえず、その全額を政務調査費から支出することについて違法とはいえず、原告の主張は理由がない。

### (イ) 人件費

a 証拠（甲E8、丙E21の1～12、丙E38）及び弁論の全趣旨によれば、相沢議員が平成20年4月から平成21年3月までに雇用していた非常勤職員2名に支払った報酬の全額（合計47万7600円）及びホームページ更新料として支払った合計5000円の全額が、

人件費として政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち報酬額及び更新料の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 相沢議員は、会派における申合せに基づき常勤職員を雇用せず、必要に応じて非常勤職員を調査研究活動の補助業務にのみ従事させている旨説明するが（甲E8、丙E38）、上記説明や相沢議員が作成した非常勤職員管理簿（丙E19の1～丙E20の3）等を勘案しても、相沢議員が雇用した者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、相沢議員が支払った上記の人件費は、調査研究活動の補助業務のみに利用されたと認めるに足りず、また、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということもできないから、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

また、既に検討したとおり、議員のホームページに係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当である。

よって、上記支出のうち2分の1に相当する24万1300円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

### (ウ) 事務費その他の経費

a 証拠（甲2の1、甲E17）及び弁論の全趣旨によれば、相沢議員が支払った事務所の固定電話及び携帯電話の電話料金とコピー機カウント料、トナーライド等の全額（合計3万2230円）が政務調査費から支出され、このうち携帯電話料金について1813円が返還されたことが認められるところ、原告は、上記支出額（返還された額を差し引いた額）のうち上記料金等の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 上記備品等は、その性質上、適宜必要に応じて使用することができるものであり、一般的、外形的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきである。

補助参加人社民党は、上記備品等のうちコピー機カウント料及びトナーワーク、固定電話料については、調査研究活動のための事務費に係るものであると主張するが、上記備品等の使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、上記備品等が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記費用は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出のうち1万4302円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### オ 大槻正俊議員

##### (ア) 資料作成費

a 弁論の全趣旨によれば、大槻正俊議員（以下「大槻議員」という。）のホームページ作成費の全額（2万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 証拠（丙E22）及び弁論の全趣旨によれば、上記ホームページには、大槻議員の経歴や議会における質問の映像等が掲載されていることが認められるが、既に検討したとおり、議員のホームページに係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当であるから、上記支出のうち1万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

##### (イ) 人件費

a 証拠（甲E9、丙E24の1～21、丙E39）及び弁論の全趣旨

によれば、大槻議員が平成20年4月から平成21年3月までに雇用した非常勤職員2名に係る経費の全額（合計71万6000円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 大槻議員は、会派における申合せに基づき常勤職員を雇用せず、必要に応じて非常勤職員を調査研究活動の補助業務にのみ従事させている旨説明するが（丙E39）、上記説明や大槻議員が作成した政務調査費・人件費記録票（丙E23の1～21）等を勘案しても、大槻議員が雇用した者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、大槻議員が支払った上記の人件費は、調査研究活動の補助業務のみに利用されたと認めるに足りず、また、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということもできないから、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出額のうち2分の1に相当する35万8000円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### カ 辻隆一議員

##### (ア) 調査研究費

原告は、辻隆一議員（以下「辻議員」という。）の出張に係る旅費について政務調査費から支出された額のうち1割が違法な支出であると主張するが、旅費条例に基づき算出した額を政務調査費からの支出額とするという取扱いをもって違法であるとはいえないことは既に検討したとおりであり、原告の主張は理由がない。

##### (イ) 資料作成費

a 弁論の全趣旨によれば、辻議員のホームページの作成費の全額（2万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、

この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

- b 証拠（丙E31）及び弁論の全趣旨によれば、上記ホームページには、辻議員のプロフィールや同議員が掲げる政策、後援会組織の案内等が掲載されていることが認められるが、既に検討したとおり、議員のホームページに係る経費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないと解するのが相当であるから、上記支出額のうち1万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(ウ) 人件費

- a 証拠（甲E10、丙E32の1～14、丙E35）及び弁論の全趣旨によれば、辻議員が平成20年4月から平成21年3月までに雇用した非常勤職員に係る経費の全額（合計40万6000円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。
- b 辻議員は、会派における申合せに基づき常勤職員を雇用せず、必要に応じて非常勤職員を調査研究活動の補助業務にのみ従事させている旨説明するが（丙E35）、上記説明や領収証の記載（丙E32の1～14）等を勘案しても、辻議員が雇用した者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、辻議員が支払った上記の人件費は、調査研究活動の補助業務のみに利用されたと認めるに足りず、また、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということもできないから、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記支出額のうち2分の1に相当する20万3000円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

(エ) 事務所費

- a 証拠（甲E11、丙E33）及び弁論の全趣旨によれば、辻議員が支払った事務所に係る経費（賃料、電気、電話、水道、ガス等）から、後援会により補填されている毎月3万円を控除した残額（12か月分の合計67万1856円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち上記経費の合計額の2分の1を超える部分は違法であると主張する。

- b 議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる事務所においては、一般的、外的的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認される。

辻議員は、上記事務所は9割以上調査研究活動に使用しているが、後援活動や政党活動的な使用も一部あることから、社民党と辻議員の後援会で月額3万円を補填していると説明する（甲E11、丙E33）。

しかし、上記事務所の使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、上記事務所が調査研究活動に使用された割合とそれ以外の活動に使用された割合が立証されているということはできないから、上記事務所の賃料は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記賃料に係る政務調査費の支出のうち15万5924円は違法な支出であるという限度で（原告は、違法支出額の合計を15万5928円として請求しているが、正しくは15万5924円である。），原告の主張は理由がある。

(オ) 事務費その他の経費

- a 証拠（甲E11）及び弁論の全趣旨によれば、辻議員が支払った事務所のコピー機のトナーチャンバー代やファックス用紙代、インク代等の全額

(合計4万6440円)が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 上記備品等は、その性質上、適宜必要に応じて使用することができるものであり、一般的、外形的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきであるところ、上記備品等が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記費用は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

よって、上記支出のうち2万3220円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### キ 八島幸三議員

##### （ア）研修費

a 証拠（丙E35）及び弁論の全趣旨によれば、八島幸三議員（以下「八島議員」という。）が支払った「仙台青葉倫理法人会」及び「白石七日会」の年会費の全額（合計9万800円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出全額が違法であると主張する。

b (a) 仙台青葉倫理法人会については、同会の名称に照らして市政との関連性に疑問があるといわざるを得ないところ、病気療養中の八島議員に代わって辻議員がした「仙台青葉倫理法人会は、企業経営者を中心に経済活動のあるべき姿などのテーマで週1回研修会を行う団体である。」旨の証言等によても、同会の活動内容及び実態を明らかにするには足りず、同会の年会費についての政務調査費の支出は本件使途基準に合致しない違法な支出であると推認せざるを得

ない。

(b) 白石七日会については、証拠（証人辻隆一）及び弁論の全趣旨によれば、宮城県白石高校出身者を中心とする者で構成されていることが認められ、専ら構成員相互の親睦を深めることを目的とした団体であるとの疑いがあるといわざるを得ないところ、辻議員がした「白石七日会は、宮城県白石高校出身者で経済界や大学関係者・医療関係者等を中心に構成され、年2、3回研修会を行う団体である。」旨の証言等によっても、同会の活動内容及び実態を明らかにするには足りず、同会の年会費についての政務調査費の支出は本件使途基準に合致しない違法な支出であると推認せざるを得ない。

(c) したがって、上記支出の全額が違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

##### （イ）人件費

a 証拠（甲E12、丙E34の1～5、丙E35）及び弁論の全趣旨によれば、八島議員が平成20年4月から平成21年3月分までに雇用していた非常勤職員に係る経費の全額（合計41万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。

b 八島議員は、上記非常勤職員の業務内容は、調査活動の補助（原稿等入力作業、資料の整理等）、議会活動報告の封入作業である旨を説明し（甲E12），八島議員に代わって証言等をした辻議員は、会派における申合せに基づき常勤職員を雇用せず、必要に応じて非常勤職員を調査研究活動の補助業務にのみ従事させている旨説明する（丙E35）。

しかし、上記説明等を勘案しても、八島議員が雇用した者が従事していた業務の具体的な内容は明らかでないといわざるを得ず、八島議員

が支払った上記の人物費は、調査研究活動の補助業務のみに利用されたと認めるに足りず、また、調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということもできないから、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記支出額のうち2分の1に相当する20万5000円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### (イ) 事務所費

- a 証拠（甲E13）及び弁論の全趣旨によれば、八島議員が支払った平成20年5月から同年9月分の事務所に係る経費の全額（合計12万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出のうち2分の1を超える部分は違法であると主張する。
- b 議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認される。

補助参加人社民党は、八島議員は上記事務所を調査研究活動のために月数回ほど使用していた旨主張し、八島議員及び辻議員は同旨の説明をする（甲E13、丙E35、証人辻隆一）。

しかし、上記事務所の使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、上記事務所が調査研究活動に使用された割合とそれ以外の活動に使用された割合が立証されているということはできないから、上記事務所の賃料は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記賃料に係る政務調査費の支出のうち6万円は違法な支出である旨の原告の主張は理由がある。

#### (エ) 事務費その他の経費

- a 証拠（丙E35）及び弁論の全趣旨によれば、八島議員が支払った切手代の全額（35万円）が政務調査費から支出されたことが認められるところ、原告は、この支出の全額が違法であると主張する。
- b 切手について、調査研究活動のための必要性を欠くとまで認めるに足りる証拠はないから、その支出の全額が違法であるとの原告の主張は理由がない。

もっとも、切手は、その性質上、適宜必要に応じて使用することができるものであり、一般的、外形的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきであるところ、補助参加人社民党は、上記切手は、政務調査活動の成果である議会活動報告紙の発送費用であると主張するが、これを裏付ける客観的資料は認められず、上記切手が調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはできないから、上記切手代は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

よって、上記支出のうち17万5000円は違法な支出であるという限度で原告の主張は理由がある。

#### ク 小括

以上によれば、補助参加人社民党に係る違法な支出の合計額は、358万4388円である。

#### 3 各会派の不当利得の額

以上の検討によれば、本件政務調査費の支出について、補助参加人自民は658万9635円、補助参加人民主は221万6453円、補助参加人きぼうは411万8950円、補助参加人公明党は475万5227円、補助参加人社民党は358万4388円の不当利得返還義務を負っていることが認められ

る。

#### 4 附帯請求について

原告は、平成21年5月16日を起算日とする遅延損害金を請求するよう求めているところ、その根拠は、本件条例10条1項が、前年度に政務調査費の交付を受けた会派は、当該政務調査費に残余がある場合には、当該年度の5月15日までに返還すべき旨を定めているところにあると解される。

しかし、本件条例10条1項が定める返還義務は、会派が適正な支出であるとして收支状況報告書に記載した金額を交付額から控除した残余額についての返還義務であって、目的外支出があった場合に会派が負う上記の不当利得の返還義務とは性格を異にするというべきである。

したがって、上記規定から本件請求に係る各会派の上記不当利得返還義務についても平成21年5月15日が弁済期であったと解することはできないところ、ほかに各会派の上記不当利得返還義務の弁済期が既に到来したことの主張立証はない。

よって、本件請求に係る各会派の不当利得返還義務が遅滞に陥っているとは認められないので、原告が被告に対して各会派に遅延損害金の支払を請求することを求めるることはできないというべきである。

#### 第4 結論

以上によれば、原告の請求は、各会派に対して第3の3記載の各金額の返還を請求するよう被告に求める限度で理由があるから、これを一部認容することとして、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官

市 川 多 美 子

裁判官 工 藤 哲 郎

裁判官 志 田 智 之

(別紙1)

当事者目録

仙台市青葉区中央4丁目3-28朝市ビル3階

原 告 仙台市民オンブズマン  
同 代 表 者 野 呂 圭 雄  
同 訴訟代理人弁護士 高 橋 輝 雄  
同 同 同 小 野 忠 行  
同 同 同 増 松 信 一  
同 同 同 松 田 隆 男  
同 同 同 吉 田 明 弘  
同 同 同 吉 齋 陽 和  
同 同 同 齋 坂 拓 生  
同 同 同 齋 坂 十 智  
同 同 同 鈴 野 河 弘  
同 同 同 菊 千 木 優  
同 同 同 吉 地 葉 幸  
同 同 同 宇 田 平  
同 同 同 山 都 輔  
同 同 同 三 田 浩  
同 同 同 今 泉 みん  
同 同 同 鶴 見 ゆん  
同 同 同 原 田 光  
同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同  
同 同 同 同 同 同 同 同  
同 同 同 同 同 同 同 同  
同 同 同 同 同 同 同 同  
同 同 同 同 同 同 同 同  
同 同 同 同 同 同 同 同  
同 同 同 同 同 同 同 同  
被 告 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号  
同 同 同 同 同 同 同 同  
同 同 同 同 同 同 同 同  
同 同 同 同 同 同 同 同  
同 同 同 同 同 同 同 同  
同 同 同 同 同 同 同 同  
同 同 同 同 同 同 同 同  
同 同 同 同 同 同 同 同  
被 告補助参加人 仙台市議会内  
同 代 表 者 改革ネット、自民  
同 所 佐 藤 正 昭  
被 告補助参加人 き ぼ う 治  
同 代 表 者 き 鈴 木 勇  
同 所 公明党仙台市議団  
被 告補助参加人 菊 地 昭 一  
同 代 表 者 菊 北 爪 賀 章  
上記3名訴訟代理人弁護士 大 久 保 や か  
同 訴訟復代理人弁護士 同所  
被 告補助参加人 民 主 ク ラ ブ 仙 台  
同 代 表 者 木 村 勝 好  
同 訴訟代理人弁護士 官 澤 里 美

同	小	向	俊	和					
同所	被	告	補	助	參	加	人		
		社	民	黨	仙	台	市	議	團
	同	代	表	者	大	槻	正	俊	
	同	訴	訟	代理	齊	藤	睦	男	
	同				阿	部	弘	樹	
	同				大	友	健	治	
	同				山	田	大	仁	

以 上

(別紙2) 交付額等一覧表

1 被告補助参加人改革ネット・自民	交付額 8365万0000円
	支出額 7252万8795円
	監査請求額 4876万6160円
	勧告額 382万6413円
2 被告補助参加人民主クラブ仙台	交付額 5040万0000円
	支出額 4955万2580円
	監査請求額 2356万3674円
	勧告額 6万3000円
3 被告補助参加人きぼう	交付額 3360万0000円
	支出額 3318万0891円
	監査請求額 1912万9425円
	勧告額 0円
4 被告補助参加人公明党仙台市議団	交付額 3360万0000円
	支出額 3286万5269円
	監査請求額 2217万7411円
	勧告額 37万4888円
5 被告補助参加人社民党仙台市議団	交付額 2520万0000円
	支出額 2438万4924円
	監査請求額 886万2064円
	勧告額 23万0945円

以 上

## 平成 20 年度仙台市議会政務調査費の支出一覧

## 1. 改革ネット・自民

## 調査研究費内訳（会派）

※調査研究活動報告書に記載のあるもの

No.	支払年月日	支払額(円)	支払先/目的地	使途/移動距離(km)	備考	按分率(%)	違法支出額(円)	
1	20.07.02	2,055,980	浜松市、名古屋市、多治見市、神戸市(7/2~7/4) 18名	※中高一貫教育について(浜松市)、市立病院整備についての視察・調査(神戸市)、こみ減量対策についての視察・調査(名古屋・多治見)				¥205,596
2	20.10.09	1,327,320	東京、横浜(10/9~10/11) 18名	※不登校対策について(八王子市立高尾山学園)視察、キッザニア東京(子ども仕事体験)、横浜アンパンマンこどもミュージアム				¥132,732
3	21.02.04	2,127,750	福岡市、宇部市、広島市(2/4~2/6) 15名	※乗客施設の整備・運営(福岡市:ワールドカーナス及びマリワールド)海の中道)、宇部方式の環境保全対策(宇部市)、野球場の整備(新広島市民球場)				¥212,775
	合計	5,511,030					¥651,103	

## 人事費内訳（会派）

No.	支払年月日	支払額(円)	支払先/目的地	使途/移動距離(km)	備考	按分率(%)	違法支出額(円)
1	20.04.21	95,883	常勤調査研究補助			100	¥47,941
2	20.04.21	103,773	常勤調査研究補助			100	¥51,886
	4月計	199,656					
3	20.05.21	95,883	常勤調査研究補助			100	¥47,941
4	20.05.21	103,773	常勤調査研究補助			100	¥51,886
	5月計	199,656					
5	20.06.20	125,884	常勤調査研究補助			100	¥62,942
6	20.06.20	133,774	常勤調査研究補助			100	¥66,887
	6月計	259,658					
7	20.07.18	95,883	常勤調査研究補助			100	¥47,941
8	20.07.18	103,773	常勤調査研究補助			100	¥51,886
	7月計	199,656					
9	20.08.21	95,883	常勤調査研究補助			100	¥47,941
10	20.08.21	103,773	常勤調査研究補助			100	¥51,886
	8月計	199,656					
11	20.09.19	125,884	常勤調査研究補助			100	¥62,942
12	20.09.19	133,774	常勤調査研究補助			100	¥66,887
	9月計	259,658					
13	20.10.21	95,883	常勤調査研究補助			100	¥47,941
14	20.10.21	113,773	常勤調査研究補助			100	¥56,886
	10月計	209,656					
15	20.11.21	95,883	常勤調査研究補助			100	¥47,941
16	20.11.21	113,773	常勤調査研究補助			100	¥56,886
	11月計	209,656					
17	20.12.19	135,883	常勤調査研究補助			100	¥67,941
18	20.12.19	143,774	常勤調査研究補助			100	¥71,887
	12月計	279,657					
19	21.01.21	95,883	常勤調査研究補助			100	¥47,941
20	21.01.21	103,773	常勤調査研究補助			100	¥51,886
	1月計	199,656					
21	21.02.20	123,773	常勤調査研究補助			100	¥61,886
22	21.02.26	125,883	常勤調査研究補助			100	¥62,941
	2月計	249,656					
23	21.03.19	145,885	常勤調査研究補助			100	¥72,942
24	21.03.19	143,774	常勤調査研究補助			100	¥71,887

3月計	289,659				
合計	2,755,880				

## 事務費内訳（会派）

No.	年月日	金額	支払先	明細	按分率(%)	違法支出額(円)
1	20.06.02	40,553	富士ゼロックス宮城㈱		100	¥20,276
2	20.06.30	13,412	富士ゼロックス宮城㈱		100	¥6,706
3	20.07.31	52,847	富士ゼロックス宮城㈱		100	¥26,423
4	20.09.01	4,981	富士ゼロックス宮城㈱		100	¥2,480
5	20.09.30	10,269	富士ゼロックス宮城㈱		100	¥5,134
6	20.10.31	17,820	富士ゼロックス宮城㈱		100	¥8,910
7	20.12.01	30,189	富士ゼロックス宮城㈱		100	¥15,094
8	21.01.05	16,901	富士ゼロックス宮城㈱		100	¥8,450
9	21.02.02	13,840	富士ゼロックス宮城㈱		100	¥6,920
10	21.03.02	9,639	富士ゼロックス宮城㈱		100	¥4,819
11	21.03.31	47,804	富士ゼロックス宮城㈱		100	¥23,902
12	21.03.31	26,017	富士ゼロックス宮城㈱		100	¥13,008
	合計	284,252				¥142,122

## 調査研究費内訳（大内久雄）

No.	支払年月日	支払額(円)	支払先/目的地	使途/移動距離(km)	備考	按分率(%)	違法支出額(円)
1	20.07.22	131,440	新潟市・長岡市・静岡市・横浜市(7/22~7/25)				¥131,440
2	20.12.24	91,890	大阪市、神戸市(12/24~12/26)				¥91,890
	合計	223,330					¥223,330

## 調査研究費内訳（大内久雄）

No.	支払年月日	支払額(円)	支払先/目的地	使途/移動距離(km)	備考	按分率(%)	違法支出額(円)	
1	20.07.19	15,513	カメリ㈱		カメリ代	領収書有	70	¥4,492
2	20.07.25	7,275	カメリ㈱		カメリ代	領収書有	70	¥2,078
	合計	22,788						¥6,510

## 調査研究費内訳（大内久雄）

No.	支払年月日	支払額(円)	支払先/目的地	使途/移動距離(km)	備考	按分率(%)	違法支出額(円)
1	20.04.27	78,000	松木商店	コーヒーおつまみ(156名分)	領収書有		¥78,000
2	20.05.31	10,000	下荒井公会堂	大広間使用料	領収書有		¥500
3	20.05.31	48,500	松木商店	公会堂使用代金	領収書有		¥10,000
4	20.05.31	48,500	松木商店	コーヒーおつまみ(97名分)	領収書有		¥48,500
	合計	137,000					¥137,000

## 研修費内訳（大内久雄）

No.	支払年月日	支払額(円)	支払先/目的地	使途/移動距離(km)	備考	按分率(%)	違法支出額(円)
1	20.11.30	5,000	荒浜ピクニック親の会		親親会費		¥5,000

## 研修費内訳（大内久雄）

No.	支払年月日	支払額(円)	支払先/目的地	使途/移動距離(km)	備考	按分率(%)	違法支出額(円)
1	20.10.22	15,900	食幸房 しゅう	会場費及びコーヒ代(28名分)			¥15,900
	合計	15,900					¥15,900













1	20.11.24～ 25	52,500	横浜市	旅費規程	¥5,250
		合計			¥5,250

#### 資料購入費内訳 (渡辺 博)

No.	支払年月日	金額	支払先	明細	備考	按分率(%)	違法支出額(円)
1	21.01.29	2,260	仙台 新生堂	1月分納品代		100	¥1,130
2	21.02.28	14,950	仙台 新生堂	2月分納品代		100	¥7,475
	合計	17,210					¥8,605
				違法支出額合計			¥11,316,297

#### 2. 民主クラブ仙台

##### 調査研究費内訳 (会派)

\*調査研究活動報告書に記載のあるもの

No.	支払年月日	支払額(円)	支払先/目的地	便道/移動距離(km)	備考	按分率(%)	違法支出額(円)
1	20.08.30～ 07.02	839,400			渡辺公一他1名	100	¥83,940
2	21.02.04～ 06	875,280			渡辺公一他11名	100	¥87,528
	合計	1,714,680					¥171,468

##### 研修費内訳 (会派)

No.	支払年月日	支払額(円)	支払先/目的地	便道/移動距離(km)	備考	按分率(%)	違法支出額(円)
1	20.05.23	110,778	ホテル白萩	研修費		100	¥110,778
	合計	110,778					¥110,778

##### 資料作成費内訳 (会派)

No.	支払年月日	金額	支払先	明細	備考	按分率(%)	違法支出額(円)
1	20.05.07	25,200	株式会社ゆいネット	パソコンサポート代(4月分)		100	¥12,600
2	20.06.02	52,080	富士ゼロックス宮城㈱			100	¥26,044
3	20.06.09	73,560	樹ヨドバシカメラ	パソコン消耗品		100	¥36,780
4	20.06.30	24,001	富士ゼロックス宮城㈱			100	¥12,000
5	20.07.31	65,953	富士ゼロックス宮城㈱			100	¥32,976
6	20.09.01	13,825	富士ゼロックス宮城㈱			100	¥6,912
7	20.09.30	43,536	富士ゼロックス宮城㈱			100	¥21,768
8	20.10.31	43,489	富士ゼロックス宮城㈱			100	¥21,744
9	20.12.01	27,693	富士ゼロックス宮城㈱			100	¥13,841
10	21.01.05	46,273	富士ゼロックス宮城㈱			100	¥23,136
11	21.02.02	28,831	富士ゼロックス宮城㈱			100	¥14,415
12	21.03.02	15,458	富士ゼロックス宮城㈱			100	¥7,729
13	21.03.31	30,198	富士ゼロックス宮城㈱			100	¥15,099
	合計	490,098					¥245,044

##### 資料購入費内訳 (会派)

No.	支払年月日	金額	支払先	明細	備考	按分率(%)	違法支出額(円)
1	21.03.14	12,000	ジュンク堂書店	購入者不明		100	¥6,300
	合計	12,000					¥6,300

##### 人件費内訳 (会派)

No.	支払年月日	金額	支払先	明細	備考	按分率(%)	違法支出額(円)
1	20.04.21	46,000		調査研究活動の補助		100	¥23,000
2	20.05.21	46,000		調査研究活動の補助		100	¥23,000
3	20.06.20	46,000		調査研究活動の補助		100	¥23,000
4	20.07.18	46,000		調査研究活動の補助		100	¥23,000
5	20.08.21	46,000		調査研究活動の補助		100	¥23,000
6	20.09.22	87,000		調査研究活動の補助		100	¥43,500
7	20.10.21	46,000		調査研究活動の補助		100	¥23,000
8	20.11.21	46,000		調査研究活動の補助		100	¥23,000
9	20.12.08	12,400		事務作業アルバイト代		100	¥6,200
10	20.12.08	19,200		事務作業アルバイト代		100	¥9,600
11	20.12.08	14,800		事務作業アルバイト代		100	¥7,400



資料購入費内訳（岡本あき子）

No	年月日	金額	支払先	明細	備考	按分率 (%)	違法支出額 (円)
1	20.04.14	21,000	㈱河北新報総合サービス			100	¥10,500
	合計	21,000				100	¥10,500

調査研究費内訳（小野寺健）

No	支払年月日	支払額(円)	支払先/目的地	便益/移動距離(km)	備考	按分率 (%)	違法支出額 (円)
1	20.05.16	63,300					¥6,330
2	21.01.28~30	142,240					¥14,224
	合計	205,540				100	¥20,554

事務費内訳（小野寺健）

No	年月日	金額	支払先	明細	備考	按分率 (%)	違法支出額 (円)
1	20.10.20	32,934	㈱イーベート	windows XP(OS)代		100	¥16,467
	合計	32,934				100	¥16,467

調査研究費内訳（日下富士夫）

No	支払年月日	支払額(円)	支払先/目的地	便益/移動距離(km)	備考	按分率 (%)	違法支出額 (円)
1	21.01.28~30	138,710					¥13,871
	合計	138,710				100	¥13,871

調査研究費内訳（斎藤建雄）

No	支払年月日	支払額(円)	支払先/目的地	便益/移動距離(km)	備考	按分率 (%)	違法支出額 (円)
1	20.10.28	57,320					¥5,732
2	21.03.07~08	52,500					¥5,250
3	21.03.25	63,760					¥5,376
	合計	163,580				100	¥16,358

資料購入費内訳（斎藤建雄）

No	年月日	金額	支払先	明細	備考	按分率 (%)	違法支出額 (円)
1	21.02.24	17,955	㈱ゼンリン	(青葉区)冊		100	¥8,977
	合計	17,955				100	¥8,977

調査研究費内訳（佐藤わか子）

No	支払年月日	支払額(円)	支払先/目的地	便益/移動距離(km)	備考	按分率 (%)	違法支出額 (円)
1	21.02.15	77,840					¥7,784
	合計	77,840				100	¥7,784

資料購入費内訳（佐藤わか子）

No	年月日	金額	支払先	明細	備考	按分率 (%)	違法支出額 (円)
1	20.10.03	21,300	新日本法規出版開算事務センター			100	¥10,650

2	20.10.15	55,000	イマジン出版㈱	ディーアイル 1年分		100	¥27,500
3	21.02.10	31,500	日本教育新聞社			100	¥15,750
	合計	107,800				100	¥53,000

資料購入費内訳（村上一彦）

No	年月日	金額	支払先	明細	備考	按分率 (%)	違法支出額 (円)
1	不鮮明	12,000	㈱新潮社			100	¥6,000
	合計	12,000				100	¥6,000

事務費内訳（村上一彦）

No	年月日	金額	支払先	明細	備考	按分率 (%)	違法支出額 (円)
1	20.05.27	32,800	㈱ドパンカカメラ	電卓電子手帳		100	¥16,400
	合計	32,800				100	¥16,400

調査研究費内訳（横田匡人）

No	支払年月日	支払額(円)	支払先/目的地	便益/移動距離(km)	備考	按分率 (%)	違法支出額 (円)
1	20.04.22	51,460					¥5,146
2	20.08.07	87,640					¥8,764
3	20.09.09~10	73,840					¥7,384
	合計	212,940				100	¥21,294

事務費内訳（渡辺公一）

No	年月日	金額	支払先	明細	備考	按分率 (%)	違法支出額 (円)
1	21.02.07	200,000	アイテサポート	PO及びソフトセット料金		100	¥100,000
2	21.03.23	315,000	㈱イメージパーク	ホームページ制作費		100	¥157,500
	合計	515,000				100	¥257,500

違法支出額合計: ¥2,724,669





















6. 総括(違法支出額合計)

会派名	違法支出額合計
改革ネット自民	¥11,316,297
民主クラブ	¥2,724,669
きぼう	¥5,220,526
公明党仙台市議団	¥5,671,986
社民党仙台市議団	¥3,962,102
総合計	¥28,895,580

関係法令等の定め

1 地方自治法（法）

- (1) 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない（法100条14項）。
- (2) 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする（法100条15項）。

2 仙台市政務調査費の交付に関する条例（本件条例）

- (1) この条例は、法の規定に基づき、市議会議員としての市政に関する調査研究活動に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする（1条）。
- (2) 政務調査費は、市議会における会派に対して交付する（2条）。
- (3) 政務調査費は、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び1月から3月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに交付するものとし、その額は各四半期の初日における会派の所属議員数に35万円及び各四半期に属する月数を乗じて得た額とする（3条1項本文）。
- (4) 会派は、規則で定める使途基準に従って政務調査費を支出するものとし、必要経費以外に充ててはならない（5条）。
- (5) 前年度に政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、当該政務調査費に係る収入額及び支出額を記載した報告書（以下「収支状況報告書」という。）を作成しなければならない（9条1項）。

前項の支出額は、実費によるものとする。ただし、これにより難いときは、別に定める方法により算出した額によることができる（9条2項）。

第1項の会派の代表者は、収支状況報告書を当該年度の5月15日までに議長に提出しなければならない（9条3項）。

- (6) 前年度に政務調査費の交付を受けた会派は、当該政務調査費の総額から前年度において必要経費として支出した額を控除して得た額に残余がある場合には、当該年度の5月15日までに当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない（10条1項）。

3 仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則（本件規則）

- (1) この規則は、本件条例の施行に關し必要な事項を定めるものとする（1条）。
- (2) 本件条例5条に規定する使途基準は、次の各号に定める項目ごとに当該各号に定めるところによる（本件使途基準）（2条）。
- ア 調査研究費 市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費（1号）
- イ 研修費 研修会、講演会等の実施に要する経費及び各種団体が開催する研修会、講演会等への所属議員等の参加に要する経費（2号）
- ウ 会議費 各種会議に要する経費（3号）
- エ 資料作成費 調査研究活動に必要な資料等の作成に要する経費（4号）
- オ 資料購入費 調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（5号）
- カ 広報広聴費 議会活動及び市政に関する政策等の広報及び広聴活動に要する経費（6号）
- キ 人件費 調査研究活動を補助する者の雇用に要する経費（7号）
- ク 事務所費 調査研究活動のための事務所の設置及び管理に要する経費（8号）
- ケ 事務費 調査研究活動に要する事務経費（9号）

- コ その他の経費 前各号に掲げるもののほか会派が必要と認めた調査研究活動に要する経費（1.0号）
- 4 仙台市政調査費の交付に関する要綱（本件要綱）
- (1) この要綱は、本件条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする（1条）。
  - (2) 政務調査費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない（2条）。
    - ア 交際費（1号）
    - イ 政党本来の活動に要する経費（2号）
    - ウ 会議に伴う食事以外の飲食及び遊興に要する経費（3号）
    - エ レクリエーション等の経費（4号）
    - オ 選挙活動に要する経費（5号）
    - カ 本件規則2条に規定する使途以外で議員個人に支給するもの（6号）
    - キ その他市政に関する政務調査活動の目的に合致しないもの（7号）
  - (3) 調査研究活動に要する旅費は、特別職給与条例に基づき支給する場合の旅費の額に相当する額を超えて支出することはできない（7条1項）。
  - (4) 本件規則2条各号に掲げる費用について、政務調査費に係る経費と政務調査費以外の経費を明確に区分し難い場合には、従事割合その他の合理的な方法により按分した額を支出額とすることができるものとし、当該方法により按分する事が困難である場合には、按分の割合を2分の1を上限として計算した額を支出額とすることができる（8条）。
- 5 政務調査費取扱い手引書（本件手引書）
- (1) 政務調査費からの支出が認められる経費例（3章1項）
    - ア 調査研究費 調査研究活動に係る旅費・交通費、自動車利用時の燃料代等
    - イ 研修費 会場借上料、機材借上料、会食経費（茶菓代を含む。）、研修会等の開催に要する事務的経費
    - ウ 会議費 会議に伴う茶菓代・食事代
    - エ 資料作成費 資料の印刷・製本代、コピー代、インターネット・ホームページ作成及び維持管理に要する経費

- オ 資料購入費 書籍代、新聞、雑誌などの購読料
  - カ 広報広聴費 報告会等の開催に係る諸経費、市議会ニュース等の広報誌の発行経費、広報誌等の配布経費（封筒、切手等）、市政公聴会や意見交換会の開催に係る経費、インターネット・ホームページ作成及び維持管理に要する経費
  - キ 人件費 補助員等給料、アルバイト賃金、時間外勤務手当、通勤手当各種手当
  - ク 事務所費 事務所の賃貸借料、事務所の維持管理費、事務所に附帯する駐車場の賃貸借料
  - ケ 事務費 事務用品（筆記用具、用紙・封筒など）購入費、事務用機器・事務用備品の購入及びリース料、OA機器の購入費及びリース料、事務連絡等に係る通信・運搬料
- (2) 按分による支出の指針（3章4項）
- 会派及び議員の活動は、政務調査活動以外にも、政党活動、後援会活動等と多面的であり、これらの活動を必ずしも明確に区分できるとは限らないため、そのような場合は、実態に合った按分による算定方法を用いる。その方法により難い場合は、按分の割合を2分の1を上限として計算した額を支出額とする。
- (3) 旅費の原則（3章5項）
- 調査研究活動に要する旅費の支出に当たっては、特別職給与条例に基づき支出するものとする。
- (4) 対象外の経費（3章8項）
- 政務調査費から支出できない主な経費の例は次のとおりである。
- ア 交際費
  - イ 政党本来の活動に要する経費
  - ウ 会議に伴う食事以外の飲食に要する経費

エ レクリエーション等の経費

オ 選挙活動に要する経費

カ 後援会として行う活動に要する経費

キ 本件規則 2 条に規定する使途以外で議員個人に支給するもの

ク その他市政に関する政務調査活動の目的に合致しないもの

ケ 本件規則 2 条 7 項に規定する人件費のうち、生計を一にする家族、親族の常勤雇用に要する経費、

コ 本件規則 2 条 8 項に規定する事務所費のうち、自己所有建物を事務所に使用する場合にあっては賃料に相当する額、また、自宅を事務所に使用する場合にあっては賃料又は賃料に相当する額

#### 6 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例

(特別職給与条例)

市議会議員の内国旅行の旅費又は費用弁償の額は、旅費条例の市長等の例による(2条1号、14条1項)。

#### 7 職員等の旅費に関する条例(旅費条例)

(1) 職員が出張し、または赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する(3条1項)。

(2) 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する(7条本文)。

(3) 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする(6条1項)。

ア 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する(6条2項)。

内国旅行に係る鉄道賃の額は、次の各号に定めるところによる(附則9項)。

(ア) 旅客運賃(以下この項において「運賃」という。)の等級を二階級に区

分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃(同項1号)

a 市長等の職務にある者については、上級の運賃(同号イ)

b 同号ロ省略

(イ) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃(同項2号)

(ロ) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金(同項3号)

a 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金(同号イ)

b 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金(同号ロ)

(ハ) 第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、次に規定する運賃等(同項4号)

a 市長等の職務にある者については、第2号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金(同号イ)

b 同号ロ省略

(オ) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃等(同項5号)

a 市長等の職務にある者については、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号イに規定する特別車両料金のほか、座席指定料金(同号イ)

b 同号ロ省略

イ 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する(6条4項)。

航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による(17条)。

ウ 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ一キロ

メートル当りの定額または実費額により支給する（6条5項）。

車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による（18条1項）。

エ 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する（6条6項）。

市長等の内国旅行の日当は、一日につき3300円とする（19条1項、別表第一の一）

オ 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する（6条7項）。

市長等の内国旅行の宿泊料は、一夜につき、甲地方は1万6500円、乙地方は1万4900円とする（20条1項、別表第一の一）。

(4) 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、旅費請求書及び必要な添付書類を当該旅費の支出又は支払をする者に提出しなければならない（13条1項前段）。

概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない（13条2項）。

当該旅費の支出又は支払をする者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない（13条3項）。

以上

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人改革ネット・自民

	調査研究費 旅費	旅費以外	研修費	資料作成費	資料購入費	広報広聴費	人件費	事務費	事務費・経費
原告 自民会派 (全体)	①20.7.2視察旅行 ②20.10.9視察旅行 ③21.2.4視察旅行 →実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 ∴本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額部分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。		—	—	—	—	100%計上 →50%超の支出根拠が不明なので違法。政務調査活動のみ従事の説明なし。 会派控室での活動は政務調査活動に限られないので、2分の1に按分すべき。	—	事務用品・コピー代を100%計上 →50%超違法。
	いずれも調査研究のための出張であり、本件要綱7条に基づき、旅費条例所定の額を支出しているので違法。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。		—	—	—	—	会派控室における政務調査活動の補助業務に従事したのである。按分の必要なし。 政務調査活動以外の控室業務に従事する常勤職員に対しては、仙台市が各会派に一定額を支給し、各会派はそれを常勤職員に支払っているので、控室業務以外の政務調査活動に従事した職員に対する人件費の支給については、按分の必要はない。	—	全て会派控室における政務調査活動に使用しているので按分不要。
大内久雄 補助参加人 自民	①H20.7.22視察旅行 ②H20.12.24視察旅行 原→全額違法。少なくとも実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%)が違法。 「出張の具体的な内容が明らかにされていない。	①ガソリン代 →50%を超える部分が違法。 ∴按分の根拠を明らかにしていない。 ②広大間使用料及び茶菓子代 →全額違法。 「調査内容が不明。H20.4.27は15名分、H20.5.31は97名分の茶菓子代を支出しており、明らかに行き過ぎ。」 出張の具体的な内容が明らかにされていない。	①懇親会会費 →全額違法。 少年野球クラブの子ども及び父兄との懇親会である。政務調査との関連性が明らかではない。 ②研修でのコーヒー代 →全額違法。 実施された研修会の内容が不明であり、茶菓子代を出すことは行き過ぎ。議員の選挙局内にある料理店でも開催されている。	①「憲法と日本のあゆみ一昭和元年・終戦」 ②「憲法と日本のあゆみ一明治・大正」 →50%超が違法。 ③研修でのコーヒー代 →全額違法。 「政務調査上の関連性が不明。同書籍の内容から判断するに、議員個人の興味関心で購入した事実が伺われる。議員終了後も個人で所可能。」	スピーカー付の街宣車(運転手付き)の経費及び駐車料金(2台分の経費) →50%超が違法。 街宣車は政務調査以外の目的(選舉PR活動等)にも使用していると考へられるのが一般的。	100%計上 →50%超の支出根拠が不明なので違法。政務調査活動のみ従事の説明なし。 会派控室での活動は政務調査活動に限られないので、2分の1に按分すべき。	—	①H20.9.19切手・封筒代 ②H20.12.16切手・封筒代 ③H21.2.10切手・封筒代 ④H21.3.7切手・封筒代 →50%超が違法。 封筒の枚数が極めて多く、議員支持者や有権者に配布したことが強く推認される。	—
	本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	①ガソリン代 →政務調査の目的で移動に乗用車を使用したことから発生した費用であり、使用実態を踏まえて70%を按分計上。 ②広大間使用料及び茶菓子代 →「東部地区治水対策整備事業」に関する調査結果を市民に報告するための会合の会場借用費用であり、茶菓子代は会合参加者へ提供したもの。一人当たりの単価は社会通念上相当な金額(500円)。	①懇親会会費 →政務調査活動の一環であり、懇親会を主とする目的とする会合ではないから違法。 ②研修でのコーヒー代 →地下鉄東西線飯塚荒井駅開設予定地及びその周辺地域の現状、意見収集のための会合及び「稚岸堤、頸岸堤の被損箇所の現状調査並びに今後の課題についての説明会」への参加者に提供したもの。一人当たりの単価は社会通念上相当な金額(570円または330円)。	政務調査活動に大いに役立つものであり、按分の必要はない。 「議員の住居賃料後も引き続会使用できる」という事情は、政務調査費の支出において考慮すべき事項にはあたらない。 政務調査活動において必要とされる書類の購入に際して、専門的な否かが考慮事項となるものではない。	街宣車及び軽トラック2台分の経費については、仙台東部道路下及び仙台南部道路下の用排水路162箇所並びに東部地区整備事業に関する調査を実施し、調査の経過結果並びに今後の課題について、関係する地区の住民に対する説明を街頭から行った際に要した費用であり、按分の必要はない。	常勤職員の職務内容は、政務調査活動のほか、後援会活動以外の業務も行っており、活動実態を踏まえ、同職員に対する報酬のうち、支給額の約35%を政務調査費から、約41%を後援会から、約24%を議員本人から支給した。政務調査費から支出される人件費は、すでに按分された後の金額が支給されているのであるから、更なる按分の必要はない。	—	すべて政務調査活動に関する報告文書を関係各所に送付するための切手・封筒代であり、按分の必要はない。	—
大泉鉄之助 補助参加人 自民	ざいたま市等への宿泊付き出張 →実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 ∴本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額部分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。	—	—	—	—	100%計上 →50%超の支出根拠が不明なので違法。政務調査活動のみ従事の説明なし。 会派控室での活動は政務調査活動に限られないので、2分の1に按分すべき。	—	—	—
	本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	—	—	—	—	被用者を専ら政務調査活動の補助業務にあたらせるためのものとして雇用しているものに対する支出であるが、政務調査活動以外の業務も行っており、政務調査活動業務の割合を35%として按分計上。	—	—	—

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人改革ネット・自民

	調査研究費	旅費以外	研修費	資料作成費	資料購入費	広報広聴費	人件費	事務所費	事務費・経費
鈴木繁雄 原告	①H20.5.4小緒市出張 ②H20.8.28長野市出張 ③H20.9.27東京機関出張 →実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法(理由は上記に同じ。)	一	一	住宅地図 →50%超が違法。 「住宅地図を政務調査活動のみに利用することはあり得ない。」	書籍名不明の書籍代(3冊) →50%超が違法。 「政務調査との関連性が不明。仮に関連性があるとしても議員終了後も利用可能である。」	一	100%計上 →50%超の支出根拠が不明なので違法。政務調査活動のみ從事の説明なし。 会派控室内での活動は政務調査活動に限られないので、2分の1に按分すべき。		
	補助参加人自民 本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	一	一	青葉区内の政務調査活動に必要不可欠であり、かつ、調査活動以外に使用することはないため、按分の必要はない。地図は、個所付け(予算配分)の確認作業等市行政または市政執行金額を調査する上で必要不可欠な資料。 政務調査活動以外に利用されたと推認される一般的、外形的事実の主張がない。	政務調査活動に大いに役立つものであり、按分の必要はない。 実際に政務調査活動以外に利用されたと推認される具体的な事業を主張することなく、単に抽象的可行性のみを指摘して按分すべきであるという主張は短絡的である。	一	被用者を政務調査活動の補助業務(例えば、商店街における商業活性化対策、観光客誘客対策、後期高齢者保険・特別養護老人ホームの課題等々に関する市民や消費者からのヒアリング、意見交換等)に特定して雇用しているものに対する支出であり、按分の必要はない。		
柿沼敏万 原告		一	一	一	一	HPのWebサーバー利用料 →50%超が違法。 「個人の趣味に関する記載があり、選舉PR活動等の他の目的が併存していることは明白。」	一	一	一
	補助参加人自民 本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	一	一	一	一	広報費1万5750円は自主返済済み。	一	一	一
西澤啓文 原告	①H20.4.23東京、さいたま市出張 ②H20.6.2東京出張 ③H20.10.28上越市 ④H21.1.28東京 ⑤H21.3.24京都府、大阪市、神戸市出張 →全額が違法であるとの主張は撤回する。 実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 (理由は上記に同じ。)	一	一	一	一	一	一	一	一
	補助参加人自民 本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	一	一	一	一	一	一	一	一

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人改革ネット・自民

	調査研究費 旅費	調査研究費 旅費以外	研修費	資料作成費	資料購入費	広報広聴費	人件費	事務所費	事務費・経費
田村玲 原告	①H20.6.1東京都出張 ②H21.3.24東京都出張 →実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 (理由は上記に同じ)	-	-	-	'地方自治情報誌」「WILL」「SAPIO」 →50%超が違法。 利用目的が多岐的、特にWILL、SAPIOは大衆雑誌である。	-	-	-	①H20.4.12テレビ、②H20.4.12テレビ、③H20.4.12テレビ、④H20.6.18デジカメ、⑤H20.8.22ゼリン地図、⑥H21.1.25便送不明 →①～④、⑥について、全額違法 「テレビは撮影用架置として普及している。政務調査と関連性なし。メモ一カードは、利用目的が明らかではなく、議員終了後も使用可能である。デジタルカメラは、収支に支出の全額が違法でなくとも、議員個人の政治活動や私的生活にも利用でき、議員終了後も議員個人が所有し使用できるところからすれば、支出の50%超が違法である。 ⑤について、50%超が違法 「ゼリン地図は政務調査目的外にも利用可能である。
岡部恒司 原告	①H20.8.26福岡、広島出張 ②H20.9.2名古屋市、豊橋市出張 ③H20.11.6大阪铁山市、京都市出張 ④H20.12.4札幌市出張 ⑤H21.3.24鹿児島市、熊本市出張 →実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法(理由は上記に同じ)。	本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	-	-	その時々の社会問題について、議者による肯定的意見や批判的意見が寄稿された雑誌であり、原発問題や生活保護に関する寄稿なども見られ、政務調査活動を行っていく上で参考となる資料である。書籍 자체が不可分の体であり、必要な箇所のみを購入することができないことに鑑みれば、政務調査活動に関連しない寄稿の割合を、按分割合を決める上での考慮事項とすべきではない。 実際に政務調査活動以外に利用されたと推認される一般的、外形的事実の主張がない。	-	-	-	デジタルカメラ →政務調査活動(資料作成・広報広聴他)に使用しており、その目的以外に使用することはないとから、按分の必要はない。 宮城野区の地図 →区内の政務調査活動に必要不可欠であり、かつ、調査活動以外に使用することはないため、按分の必要はない。 テレビ →専ら政務調査活動に使用しているが、その他にも使用する可能性があることから、政務調査活動業務の割合を50%として按分計上。 「議員の任期終了後も引き続き使用できる」という事情は、政務調査費の支出において考慮すべき事項にはあたらない。
橋本啓一 原告	H21.3.28京都市、神戸市、大阪市、堺市出張 →実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 (理由は上記に同じ)	本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	-	-	繁盛商店街の仕掛け人、地図用DVD、住宅地図 →50%超が違法。 ：政務調査以外にも利用可能。	-	100%計上 →50%超の支出根拠が不明なので違法。政務調査活動のみ従事の説明なし。 会派控室内での活動は政務調査活動に限られないので、2分の1に按分すべし。	-	ベルシステム →50%超が違法。 ：政務調査以外の目的にも使用可能。月額利用額から日曜祝日用の回線である。
橋本啓一 補助参加人自民	トナー代 →政務調査活動のみに使用するコピー機にかかるトナーであって、按分の必要はない。 紙代、デジタルカメラ及び携帯電話料 →専ら政務調査活動に使用しているが、他の目的への使用可能性があることから、使用実態を踏まえて政務調査活動業務の割合を3分の2として按分計上。 「議員の任期終了後も引き続き使用できる」という事情は、政務調査費の支出において考慮すべき事項にはあたらない。 実際の政務調査活動以外に利用されたと推認される一般的、外形的事実の主張がない。	本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	-	-	全国他都市における中心市街地活性化の取り組みに関する成功事例集であり、仙台市における街づくり、活性化的参考になる。 地図用DVD及び地図 →政務調査活動に必要不可欠であり、これらは政務調査活動以外に使用することはないと、按分の必要はない。 実際に政務調査活動以外に利用されたと推認される一般的、外形的事実の主張がない。	-	100%計上 →50%超の支出根拠が不明なので違法。政務調査活動のみ従事の説明なし。 会派控室内での活動は政務調査活動に限られないので、2分の1に按分すべし。	60%超が違法。 ：政務調査目的外にも利用可能。	電話料金他 →50%超が違法。 ：政務調査目的外にも利用可能。デジタルカメラは議員終了後も利用可能である。

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人改革ネット・自民

		調査研究費	旅費	研修費	資料作成費	資料購入費	広報広聴費	人件費	事務所費	事務費・経費
		旅費	旅費以外							
原告	①H20.4.10新潟市出張 ②H20.5.9名古屋市出張 ③H20.6.3高松市、南国市、大阪市出張 ④H20.8.26福岡、博多、広島出張 ⑤H20.11.6大阪、京都出張 ⑥H20.11.13横浜、宇都宮、那須塩原出張 ⑦H21.3.24鹿児島、熊本出張 →実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法(理由は上記に同じ。)	—	—	—	—	—	市政報告ホームページ制作 →50%超が違法。 ・政務調査以外の目的(選挙PR等)が併存している。	—	—	—
	補助参加人自民 本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	—	—	—	—	—	市政報告広報誌をそのまま掲載しているものであり、政務調査活動のために使用しており、按分の必要はない。 政務調査活動における広報広聴費には、市議会ニュース等の広報誌の発行経費が認められており、そこにはホームページへの掲載も当然に含まれていると解される。	—	—	—
赤間次彦	原告 ①H20.12.19研修 →50%超が違法。 ・意見交換会のための年会費である。 ②6000円懇親会費 →全額違法。 ・専ら懇親を図る目的である。	—	—	書類2冊 →50%超が違法。 ・書籍名を明らかにしておらず、政務調査との関連性が明らかになっていない。	HP更新料 →50%超が違法。 ・政務調査以外の目的が併存している。	100%計上 →50%超の支出席機が不明なので違法。政務調査活動のみ従事の説明なし。 ・会派控室内での活動は政務調査活動に限られないで、2分の1に按分すべき。	60%超が違法。 ・政務調査目的外にも利用。ホームページで事務所の移転を報告し、「仙台市議活動の拡充に伴い」事務所を移転したと報告している。市議会活動会館に利用していることが同われる。	電話料金 →50%超が違法。 ・政務調査目的以外にも利用可能。	—	—
	補助参加人自民 ①「仙台市障害者スポーツ協会」 →障害者スポーツの普及・振興、障害者スポーツの可能性を研究、開発することを目的として設立された協会。障害者やその家族、ボランティアの方々からの声を聞き、障害者スポーツの施策に反映させたため、その実態を把握することも目的とする。 ②「21世紀宮城野懇親会」 →自主返済済みである。	—	—	政務調査活動に関する現地調査の代替資料として購入したものであり、按分の必要はない。	政務調査活動のために使用しており、按分の必要はない。	政務調査活動の補助業務(資料整理、情報収集、例えば、政令指定都市発信の情報や資料整理、視察先資料の整理等)に限定して雇用しているものに対する支出であり、按分の必要はない。	政務調査活動に限定して使用するために契約した事務所の賃料であり、政務調査活動以外によく使用していないことから、按分の必要はない。 → 政務調査活動に限定して契約した事務所において使用することはないことから、按分の必要はない。	携帯電話料 → 専ら政務調査活動に使用されているが、その他にも使用しており、政務調査活動業務の割合を80%として按分計上。 固定電話料 → 政務調査活動に限定して契約した事務所において使用することはないことから、按分の必要はない。	—	—
佐藤正昭	原告 H20.4.7東京出張など39件 →全額違法。少なくとも実費との差額(10%)が違法。 ・調査内容が明らかにされておらず、政務調査活動との関連性が不明。 また、上記33回の出張のうち宿泊を伴う19回の出張については、少なくとも旅費条例で算出した額の10%に当たる額が違法な支出である。	ガリソン代 →50%超が違法。 ・使用実態が全く明らかにされていない。	—	—	—	—	—	携帯電話料及びデジカメ購入費 →50%超が違法。 ・政務調査目的外でも利用している。また、デジカメは任期終了後も利用可能である。	—	—
	補助参加人自民 本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	専ら政務調査(現地調査)の目的で移動に乗用車を使用したことから発生した費用であるが、政務調査活動以外に使用していることから、使用実態を踏まえて政務調査活動業務の割合を70%として按分計上。	—	—	—	—	—	携帯電話 → 専ら政務調査活動に使用されているが、政務調査活動以外にも使用していることから、使用実態を踏まえて70%を按分計上。 デジタルカメラ → 政務調査活動に使用しており、その目的以外に使用することはないことから、按分の必要はない。 「議員の任期終了後も引き続き使用できる」という事情は、政務調査費の支出において考慮すべき事項にはあたらない。	—	—

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人改革ネット・自民

	調査研究費	旅費以外	研修費	資料作成費	資料購入費	広報広聴費	人件費	事務所費	事務費・経費
佐竹久美子 <small>原告</small>	①H20.11.11秋田市出張 ②H20.11.28横浜市出張 ③H21.3.22太宰府市、熊本市、鹿児島市出張 →実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 (理由は上記に同じ)	—	—	—	—	—	8分の5を計上 →50%超の支出根拠が不明なので違法。政務調査活動のみ從事の説明なし。 会派控室内での活動は政務調査活動に限られないので、2分の1に按分すべき。	—	中古パソコン、デジカメ、プリンタ一代の3分の2を計上 →50%超が違法。 ・政務調査目的以外でも利用している。また、デジカメは任期終了後も利用可能である。
補助参加人自民	本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	—	—	—	—	—	専ら政務調査活動の補助業務にあたらせるためのものとして雇用しているものに対する支出であるが、政務調査活動以外の事務も兼ねていることもあり、活動実態を踏まえて、政務調査活動業務の割合を8分の5として按分計上。	—	専ら政務調査活動に使用しているため本来按分の必要がないものであるが、他の目的への使用可能性があることから、使用実態を踏まえ政務調査活動業務の割合を3分の2として按分計上。
野田聰 <small>原告</small>	①H20.4.10新潟市出張 ②H20.5.3名古屋市出張 ③H20.5.12大阪市、広島市出張 →実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 (理由は上記に同じ)	—	—	—	—	—	—	—	携帯電話料金のうち70%を計上 →50%超が違法。 ・政務調査目的以外でも利用。
補助参加人自民	本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	—	—	—	—	—	—	—	専ら政務調査活動に使用しているが、政務調査活動以外にも使用しており、使用実態を踏まえ、政務調査活動業務の割合を70%として按分計上。 「議員の任期終了後も引き続き使用できる」という事情は、政務調査費の支出において考慮すべき事項にはあたらない。
高橋次男 <small>原告</small>	①H20.6.3名古屋市、岐阜市出張 ②H20.12.22福岡市、下関市出張 ③H21.1.27千葉市出張 ④H21.3.24太宰府市、熊本市、鹿児島市出張 →全額違法。少なくとも実費と旅費条例との差額(10%)が違法。 ・調査内容が明らかにされておらず、政務調査活動との関連性が不明。	—	—	—	—	—	—	—	—
補助参加人自民	本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	—	—	—	—	—	—	—	—
斎藤範夫 <small>原告</small>	—	—	—	—	ゼンリン住宅地図 →50%超が違法。 ・政務調査目的以外にも利用している(なお、資料購入費に係るその余の支出については、違法な支出である旨の主張を撤回する)。	ホームページ更新費用 →50%超が違法。 ・政務調査目的以外(選舉PR活動等)の目的も併存している。	—	—	—
補助参加人自民	—	—	—	泉区内の政務調査活動に必要不可欠であり、かつ、調査活動以外に使用することはないと、按分の必要はない。 実際に政務調査活動以外に利用されたと推認される一般的、外形的事実の主張がない。	政務調査活動及びその広報活動のために使用しており、按分の必要はない。	—	—	—	—
加藤和彦 <small>原告</small>	①H20.4.10新潟市出張 ②H20.5.3名古屋市、静岡市出張 ③H20.6.3奈良市、南国市、大阪市出張 ④H21.3.22太宰府市、熊本市、鹿児島市 →実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 (理由は上記に同じ)	—	—	写真集「保存版ふるさと仙台」 →50%超が違法。 ・個人的な趣味として購入した側面があることは明白。議員終了後も使用できる。	—	100%計上 →50%超の支出根拠が不明なので違法。政務調査活動のみ從事の説明なし。 会派控室内での活動は政務調査活動に限られないので、2分の1に按分すべき。	事務所賃料 →50%超が違法。 ・事務所を政務調査活動にのみ利用することは考え難い。	電話料、資料代 →50%超が違法。 ・政務調査目的外でも利用。	電話料、資料代 →50%超が違法。
補助参加人自民	本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	—	—	仙台市制施行120周年を記念して発刊された書籍であるが、過去の仙台市の歴史的発展の経過を知る上では貴重な資料であり、今後の市政に引継ぎ、発展させていくなどということを考えていく上でも、大変有益となる資料である。 「議員の任期終了後も引き続き使用できる」という事情は、政務調査費の支出において考慮すべき事項にはあたらない。	—	政務調査活動の補助業務(調査・研究・情報収集、例会に有志鳥獣対策の調査、地域防犯活動の調査、児童保育調査等にかかる調査活動業務)に限定して臨時に雇用しているものに対する支出であり、按分の必要はない。	—	政務調査活動に限定して使用するために契約した事務所の資料であり、政務調査活動以外には使用しておらず、按分の必要はない。	電話料金 ・情報収集、市民からの意見、依頼等、すべて政務調査活動に使用しており、その目的以外に使用することはないとから、按分の必要はない。 資料代 ・政務調査活動に対する報告のための費用であり、按分の必要は全くない。

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人改革ネット・自民

	調査研究費		研修費	資料作成費	資料購入費	広報広聴費	人件費	事務所費	事務費・経費
	旅費	旅費以外							
菅原健  原告 補助 参加 人 自民	H20.4.10新潟市出張など9件 →全額が違法であるとの主張は撤回する。 実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 (理由は上記に同じ)	一	一	一	一	一	100%計上 →50%超の支出根拠が不明なので違法。政務調査活動のみ供事の説明なし。 会派控室内で活動は政務調査活動に限られないので、2分の1に按分すべき。	一	ノートパソコン、レーザープリンタ一代 →50%超が違法。 ・政務調査目的以外にも利用可能。しかも、ノートパソコンは議員終了後も利用可能である。
	本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	一	一	一	一	一	政務調査活動の補助業務(調査・研究・情報収集、例えば例えば、市民からの聞き取り、現地調査等)に限定して臨時に雇用しているものに対する支出であり、按分の必要はない。	一	すべて政務調査活動に使用しており、按分の必要はない。 「議員の任期終了後も引き続き使用できる」という事情は、政務調査費の支出において考慮すべき事項にはあたらない。
波刃博  原告 補助 参加 人 自民	H20.11.24横浜市出張 →実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 (理由は上記に同じ)	一	一	一	写真集「保存版ふるさと仙台」 →50%超が違法。 ・個人的な趣味として購入した側面があることは明白。議員終了後も使用できる。	一	一	一	一
	本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	一	一	一	各種資料を所蔵する現地博物館等を直接訪れるごとなく、同書籍により確認できるなど、政務調査活動において重要な示唆を与えてくれる大変有益な書籍。政務調査活動に使用するために購入した書籍であるから、按分の必要はない。 「議員の任期終了後も引き続き使用できる」という事情は、政務調査費の支出において考慮すべき事項にはあたらない。	一	一	一	一

(別紙6)主張整理表  
被告補助参加人民主クラブ仙台

	調査研究費 旅費	研修費	資料作成費	資料購入費	広報広聴費	人件費	事務所費	事務費・経費
原告 民主党派 (全体)	①20.8.30~7.2視察旅行 ②21.2.4~6視察旅行 → 実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%上算)が違法。 本件要綱7条は法100条14項。本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。 求訟明に応じず、実際に行旅会社に支払った金額を明らかにしないという態度自分が、旅費条例に基づき計算された額の10%が違法な支出であることを示す外形的実事である。	—	20.5.23にホテル白駒に支払った研修費 → 全額違法。 研修のためであるとの裏付けがない。 本件研修内容に「会派基本政策の確認」「会派総会」が含まれていることからると、本件研修は政務調査活動ではなく、専ら議会活動のための会合である。 「平成20年度調査活動について」も研修内容とされているが、政務調査活動の成果を裏付ける資料はない。 飲食を伴う会合の出席に関する支出であるが、調査研究活動上出費がり難性がないなど、真にやむを得ない事由がない(特に、5.23の昼食は会派総会終了後)。	会派控室に設置している①パソコンのサポート代、②コピー機による支出、③パソコンの消耗品代を100%計上 → いずれも50%超の支出は違法。 政務調査活動にのみ使用したという使用実態を裏付ける客観的資料が明らかとされない。 いずれも、性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難である。なお、政務調査活動に充てられたものとはいえないことを推認させる一般的外形的事実の指摘としては、「性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難である」との指摘で必要十分である。以下同じ。」 政務調査活動以外の活動への使用禁止については、罰則などがないが、禁止に実効性があったとは考えられず、禁止していないとの同義である。 会派雇用職員の給与全額に対する支給割合からしても、会派控室内での活動のうち、政務調査活動以外の活動が2分の1以上を占めていることは明らか。 2分の1に按分すべき。	「ふるさと仙台」という書籍を購入した費用を100%計上 → 50%超の支出は違法。 使用実態が不明。 ふるさと仙台は、政務調査活動に貢献するにあたっては必ず難解な内容のものであり、議員個人が興味関心として使用する側面もあることが明らか。 2分の1に按分すべき。	会派雇用職員の政務調査活動の補助業務に関する支給及び時給の件費(4名のアルバイト代)を100%計上 → 50%超の支出は違法。 政務調査活動にのみ使用したという使用実態を裏付ける客観的資料が明らかとされない。 性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難。 会派控室内での活動は政務調査活動に限られない。 アルバイトについては、その具体的な業務内容を明らかにしていない。 少なくとも2分の1に按分すべき。 2分の1に按分すべき。	—	会派控室に設置しているパソコン関連費用、事務用品、コピー代を100%計上 → 50%超の支出は違法。 政務調査活動にのみ使用したという使用実態を裏付ける客観的資料が明らかとされない。 性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難。 会派控室内での活動は政務調査活動に限られない。 2分の1に按分すべき。
	いずれも調査研究のための出張であり、本件要綱7条に基づき、旅費条例所定の額を支出しているので違法。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので、かつ、その額も慣習的な実費等に準拠して定められており合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。 また、原告が主張するようなバック料金等を使用法的義務はない。 さらに、原告が「10%」を違法支出とする具体的根拠も不明である。	—	会派の基本政策の確認、平成20年度の調査活動に関する研修会に使用した。具体的には、会派としての調査研究活動の外部委託や改正された政務調査費に関する条例、規則・手引書に関するもの等について議論、検討した。研修期間が2日間のため他の研修より高額となったもの。 この費用には昼食代が含まれているが、本件要綱2条1項③では会派に伴う食事以外の飲食等への支出を禁じているのみであるうえ、本件手引書においても研修費からの支出可能な経費例として「会食経費」が明示されており、その金額に含めて、本件の昼食代は社会通念上相当な範囲内のものとして適法。 政務調査活動と議会活動は密接不可分であり、議会活動に専念することを理由として政務調査費からの支出が許されないとすることはない。	会派控室に設置しているパソコン、コピー機の維持管理費用。 民主クラブの場合、会派控室は専ら政務調査活動にしか使用していないので(民主クラブでは、文書をもって、会派全員の合意として控室での後援会活動、選舉活動、政黨活動を禁止している。), 全額政務調査費に当たる。 なお、政務調査活動は、議会活動と密接不可分の関係にあるので、政務調査活動が議会活動にも関連することを理由に按分する必要はない(除外されるのは政党活動、選舉活動、後援会活動等である。)	仙台市創設120周年記念書籍「ふるさと仙台」の購入費用。 市の変遷が分かる資料性の高い書籍であり、常時会派控室に備え置き、政務調査活動に利用している。 議員個人の閑心として使用する側面があるという点は、原告の主張に基づく抽象的可能性的指摘にすぎない。目的外支出の具体的な主張立証がないことはもとより、目的外支出であることを推認せざる一般的、外形的事実の主張立証すらない。	①別紙3の民主党クラブ仙台人件費内訳(会派)のNo. 1~8, 13~16は、会派雇用職員の給与の一部だが、当該職員に対しては、仙台市が各会派に一定額を支給し、各会派はそれを常勤職員に支払っているので、政務調査費から支払われる当該職員の給与はその一部(50%未満)であり、按分の必要はない(按分率100%としている原告の主張は前提を誤ったので失当)。 なお、No. 6, 16が高額なのは議会の開催が1か月余りに及ぶことに伴うもの。 ②別紙3の民主党クラブ仙台人件費内訳(会派)のNo. 9~12は会派の会報制作の発送作業に伴う随時の人件費(4名のアルバイト代)であり、全額政務調査活動に関する支出であるから按分の必要はない。	別紙3の民主党クラブ仙台事務費内訳(会派)No. 16, 17(本紙、書庫)以外は、全て会派控室設置のパソコン関連費用、事務用品費、備品代。民主クラブの場合、会派控室は政務調査活動と、これに直接不可分な議会活動のみに使用しているので、按分の必要はない。 No. 16, 17は田舎友信議員の事務所で政務調査関連書籍の保管のために使用しているのでやはり按分の必要はない。	
原告 安孫子雅浩	①21.1.28~30出張 ②21.3.21出張 → 実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 本件要綱7条は法100条14項。本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。 求訟明に応じず、調査研究費の実費を明らかにしないばかりか、具体的な行先や目的すら明らかにしないといい補助参加人民主クラブ仙台の態度自分が、旅費条例に基づく計算された額の10%が違法な支出であることを示す外形的実事である。	—	—	—	ホームページの製作・維持管理費用を100%計上 → 50%超の支出は違法。 ・本件要綱8条全額政務調査費に関する支出とすることはできない。 安孫子議員のホームページには、「安孫子雅浩とは略称や「安孫子雅浩の政策」といったページをはじめ、政務調査活動以外の安孫子議員の活動に関する記述がなされている。 少なくとも2分の1に按分すべき。	木一ムページの製作・維持管理費用を100%計上 → 50%超の支出は違法。 ・本件要綱8条全額政務調査費に関する支出とすることはできない。 安孫子議員のホームページには、「安孫子雅浩とは略称や「安孫子雅浩の政策」といったページをはじめ、政務調査活動以外の安孫子議員の活動に関する記述がなされている。 少なくとも2分の1に按分すべき。	会派控室用のパソコン代を100%計上 → 50%超の支出は違法。 全額政務調査費に関する支出とすることはできない。 パソコンが政務調査活動のみに用いられた証付けがない。 会派控室は政務調査活動のみに利用されるわけではない。 購入したパソコンがデスクトップ型ではなくノートパソコンである場合には、持ち運びが自由であるから、そもそも会派控室で使用するか否かも不明。 さらに、パソコンは、議員の任期終了後も引き続き使用できることからすれば、政務調査活動のみに使用されるとは限らない。会派控室には、会派が購入したパソコンが設置されているから、安孫子議員がわざわざ会派控室用にパソコンを用意する必要もない。 2分の1に按分すべき。	
	いずれも調査研究のための出張であり、本件要綱7条に基づき、旅費条例所定の額を支出しているので違法。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので、かつ、その額も慣習的な実費等に準拠して定められており合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。 また、原告が主張するようなバック料金等を使用法的義務はない。 さらに、原告が「10%」を違法支出とする具体的根拠も不明である。	—	—	—	安孫子議員のホームページ等の制作・維持管理料。 安孫子議員のホームページは議会活動や市の施策等の広報を目的としており、後援会活動や政党活動に関する記述は含まれていないから按分の必要はない。 本件手引書でもHP作成・維持管理費は広報広聴費として認められている。	—	会派控室用のパソコン購入費用。 会派控室は政務調査活動に使用しているので、按分の必要はない。 原告は、政務調査活動以外に使用される可能性があるという、原告の主張に基づく抽象的可能を述べているに過ぎない。目的外支出の具体的な主張立証がないことはもとより、目的外支出であることを推認せざる一般的、外形的実事の主張立証すらない。	

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人民主クラブ仙台

	調査研究費 旅費	施設以外	研修費	資料作成費	資料購入費	広報広聴費	人件費	事務所費	事務費・経費
	①20.5.15視察旅行 ②21.1.28~30出張 → 実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 ・本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額部分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。 求説明に応じず、調査研究費の実費を明らかにしないばかりか、具体的な行先や目的すら明らかにしないという態度自体が、旅費条例に基づき計算された額の10%が違法な支出であることを示す外形的事実である。	—	—	Webサイト新規製作代及び資料印刷代を100%計上 →50%超の支出は違法。 ・本件要綱8条 全額政務調査費に関する支出とすることはできない。 池田議員のホームページには、「ごあいさつ・プロフィール」「活動実績」「池田友信アーカイブ」「懇親会」といったページをはじめ、政務調査活動以外の池田議員の活動に関する記述がなされている。 少なくとも2分の1に按分すべき。	宮城野区の住宅地図の購入費用を100%計上 →50%超の支出は違法。 ・本件要綱8条 全額政務調査費に関する支出とすることはできない。 池田議員のホームページには、「ごあいさつ・プロフィール」「活動実績」「池田友信アーカイブ」「懇親会」といったページをはじめ、政務調査活動以外の池田議員の活動に関する記述がなされている。 少なくとも2分の1に按分すべき。	ホームページの相場等に要した費用を100%計上 →50%超の支出は違法。 ・本件要綱8条 全額政務調査費に関する支出とすることはできない。 池田議員のホームページには、「ごあいさつ・プロフィール」「活動実績」「池田友信アーカイブ」「懇親会」といったページをはじめ、政務調査活動以外の池田議員の活動に関する記述がなされている。 少なくとも2分の1に按分すべき。	—	—	①パソコン代、②封筒の印刷代を100%計上 →50%超の支出は違法。全額を政務調査費に関する支出とすることはできない。 ①パソコン生政務調査活動のみに使用しているのか実態が不明。一般的に、パソコンは、政務調査活動以外にも広く利用できる。しかも、パソコンは、議員の在任期終了後も引き続き自己所有物として使用できる。 ②封筒の利用目的は多岐的であり、政務調査活動以外でも利用される。議会活動や会派の政策等を記載した広報誌(「民主党クラブ仙台ニュース」および「仙台市議会民主党クラブ仙台調査活動報告」)を郵送するために印刷したものというのであるから、政務調査活動だけでなく、議員の議会としての活動のための広報という側面もあることは明らかである。 少なくとも2分の1に按分すべき。
池田友信	いずれも調査研究のための出張であり、本件要綱7条に基づき、旅費条例所定の額を支出しているので違法。 補助金申請人による本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので、かつ、その額も標準的な実費等に準拠して定められており合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。 また、原告が主張するようなパック料金等を使う法的義務はない。 さらに、原告が「10%」を違法支出とする具体的根拠も不明である。	—	—	池田議員のWebサイト新規制作代。 池田議員のホームページは議会活動や市の施策等の広報を目的としており、後援会活動や政党活動に関する記述は含まれていないから按分の必要はない。 本件手引書でもHP作成・持続管理経費は広報広聴費として認められている。	会派控室用の宮城野区の住宅地図購入費用。 会派控室で政務調査活動に利用しており按分の必要はない(会派控室が政務調査活動のために使用されていることは既述の通り)。 住宅地図が政務調査活動に必要不可欠であるし、自宅用は別途購入している。 原告は、政務調査活動以外に使用される可能性があるといふ、原告の主張に基づく抽象的可能性を述べていても過ぎない。目的外支出の具体的な主張立証がないことはもとより、目的外支出であることを推認せざる一般的、外形的事実の主張立証すらない。	—	—	—	①会派控室用のパソコン購入費用。 会派控室は政務調査活動に使用しているので、按分の必要はない。 原告は、政務調査活動以外に使用される可能性があるといふ、原告の主張に基づく抽象的可能性を述べていても過ぎない。目的外支出の具体的な主張立証がないことはもとより、目的外支出であることを推認せざる一般的、外形的事実の主張立証すらない。 ②封筒印刷代は会派の広報紙発送のための印刷費用。全額政務調査活動に関する支出であり按分の必要はない。
原告	①20.7.5出張 ②21.1.29~30出張 ③21.3.26出張 → 実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 ・本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額部分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。 求説明に応じず、調査研究費の実費を明らかにしないばかりか、具体的な行先や目的すら明らかにしないという態度自体が、旅費条例に基づき計算された額の10%が違法な支出であることを示す外形的事実である。	—	—	—	約20年間にわたる河北新報の記事を収録したデータベース「KDJ」の購入費用を100%計上 →50%超の支出は違法。 ・本件要綱8条	如何なる政務調査活動と関連するのか、その実態が不明。「議会における質問等の資料にすることを目的とするのであれば、政務調査活動のみならず、議員の議会活動という側面があることは明らかであり、全額を政務調査費から支出するのは明らかに不当。当該データベースは政務調査活動以外の政治活動や私生活で利用されるものであり、その利用目的は多岐的であり、かつ、議員の任期終了後も使用できる。したがって、按分すべきである。	—	—	—
岡本あき子 補助参加人民主	いずれも調査研究のための出張であり、本件要綱7条に基づき、旅費条例所定の額を支出しているので違法。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので、かつ、その額も標準的な実費等に準拠して定められており合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。 また、原告が主張するようなパック料金等を使う法的義務はない。 さらに、原告が「10%」を違法支出とする具体的根拠も不明である。	—	—	—	過去の地方紙の記事のデータベースであり、内容は地方紙本紙に準ずるので政務調査活動に優めて有益であることは明らかであり按分の必要はない。政務調査活動は議会活動に向けて行われるのであり、議会活動の側面がある場合に按分を要するとの原告の主張の不当性は明らか。原告は、政務調査活動以外に使用できる可能性があるといふ、原告の主張に基づく抽象的可能性を述べていても過ぎない。目的外支出の具体的な主張立証がないことはもとより、目的外支出であることを推認せざる一般的、外形的事実の主張立証すらない。 ※原告が佐藤わか子議員の「ディープファイル」「日本教育新聞」の購読料の支出について主張を撤回していることと一貫性を欠く。	—	—	—	—

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人民主クラブ仙台

	調査研究費 旅費	研修費	資料作成費	資料購入費	広報広聴費	人件費	事務所費	事務費・経費	
	旅費以外								
小野寺健	①20.5.15出張、②21.2.8～30出張 → 実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 ・ 本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。 求解明に応じず、調査研究費の実費を明らかにしないばかりか、具体的な行先や目的すら明らかにしないという態度自体が、旅費条例に基づき計算された額の10%が違法な支出であることを示す外形的的事実である。	—	—	—	—	—	—	会派控室に設置していたパソコンのWindowsXP(OS)代を100%計上→50%超が違法。 政務調査活動にのみに使用しているか実態が不明。 パソコンは性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的での程度使用したかを正確に把握することは困難というべきものである。 パソコンのOSは議員の任期終了後も使用できる。 会派控室が専ら政務調査活動にのみしか利用されていないとは考えられない。	
	いずれも調査研究のための出張であり、本件要綱7条に基づき、旅費条例所定の額を支出しているので違法。 ・ 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので、かつ、その額も標準的な実費等に準拠して定められており合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。また、原告が主張するようなバック料金等を使う法的義務はない。さらに、原告が「10%」を違法支出とする具体的根拠も不明である。	—	—	—	—	—	—	会派控室用のパソコンのOS購入費用。 会派控室は政務調査活動に使用しているので、按分の必要はない。 原告は、政務調査活動以外に使用される可能性があるという。原告の主張に基づく抽象的可能性を述べているに過ぎない。目的外支出の具体的な主張立証がないことはもとより、目的外支出であることを推認させる一般的、外形的的事実の主張立証すらない。	
日下富士夫	21.1.28～30出張 → 実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 ・ 本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。 求解明に応じず、調査研究費の実費を明らかにしないばかりか、具体的な行先や目的すら明らかにしないという態度自体が、旅費条例に基づき計算された額の10%が違法な支出であることを示す外形的的事実である。	—	—	—	—	—	—	—	
	調査研究のための出張であり、本件要綱7条に基づき、旅費条例所定の額を支出しているので違法。 ・ 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので、かつ、その額も標準的な実費等に準拠して定められており合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。また、原告が主張するようなバック料金等を使う法的義務はない。さらに、原告が「10%」を違法支出とする具体的根拠も不明である。	—	—	—	—	—	—	—	
斎藤建雄	①20.10.28出張、②21.3.7～8出張、③21.3.25出張 → 実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 ・ 本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。 求解明に応じず、調査研究費の実費を明らかにしないばかりか、具体的な行先や目的すら明らかにしないという態度自体が、旅費条例に基づき計算された額の10%が違法な支出であることを示す外形的的事実である。	—	—	—	会派控室に掲示して青葉区の住宅地図の購入費用を100%計上 →50%超の支出は違法。 ・ 住宅地図の利用目的は多義的である。補助参加人が政務調査活動である根拠としてあげる例を前提として、政務調査活動と議員活動とを明確に区別することはできない。 また、原告の求解明にもかかわらず、補助参加人民主クラブ仙台は、住宅地図を購入した際の領収書すら明らかにしない。	—	—	—	—
	いずれも調査研究のための出張であり、本件要綱7条に基づき、旅費条例所定の額を支出しているので違法。 ・ 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので、かつ、その額も標準的な実費等に準拠して定められており合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。 原告が主張するようなバック料金等を使う法的義務はない。 さらに、原告が「10%」を違法支出とする具体的根拠も不明である。	—	—	会派控室用の青葉区の住宅地図購入費用。 会派控室で政務調査活動に利用しており按分の必要はない(会派控室が政務調査活動のために使用されていることは既述のとおり)。 住宅地図は政務調査活動に必要不可欠であることは明らかである。原告は、政務調査活動以外に使用される可能性があるという。原告の主張に基づく抽象的可能性を述べているに過ぎない。目的外支出の具体的な主張立証がないことはもとより、目的外支出であることを推認させる一般的、外形的的事実の主張立証すらない。	—	—	—	—	

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人民主クラブ仙台

	調査研究費		研修費	資料作成費	資料購入費	広報広聴費	人件費	事務所費	事務費・経費
	旅費	旅費以外							
原告	21.2.16出張 → 実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 「本件要綱」条は法100条14項。本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分の実費を超えても清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。 求取明に応じず、調査研究費の実費を明らかにしないばかりか、具体的な行先や目的すら明らかにしないという態度 자체が、旅費条例に基づき計算された額の10%が違法な支出であることを示す外形的事実である。	—	—	—	ボイスレコーダーの購入費用を100%計上(なお、資料購入費に係るその余の支出については、過法な支出である旨の主張を撤回する。 →50%超の支出は違法。 ボイスレコーダーを具体的に政務調査活動のみに使用したという使用実態を示す客観的資料がない。 ボイスレコーダーは、会話や会議、講演等を録音するのに使われるものであり、その性質上、政務調査以外の用途にも用いられていることは明らかである。また、ボイスレコーダーは、議員の任期終了後も利用できる性質のものである。 按分すべき。	—	—	—	—
佐藤わか子	調査研究のための出張であり、本件要綱7条に基づき、旅費条例所定の額を支出しているので違法。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の効率化を目的としたもので、かつ、その額も標準的な実費等に準拠して定められており合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。 また、原告が主張するようなパック料金等を使う法的義務はない。 さらに、原告が「10%」を違法支出とする具体的根拠も不明である。	—	—	—	デジタルボイスレコーダーは政務調査活動に極めて有用であることは明らかであり按分の必要はない。 なお、佐藤議員は、意識的に政務調査用と個人用の2台のレコーダーを所持し、使い分けている。 原告は、政務調査活動以外に使用される可能性があるという、原告の主觀に基づく抽象的可能性を述べているに過ぎない。目的外支出の具体的な主張立証がないことはもとより、目的外支出であることを推認せざる一般的、外形的事実の主張立証すらない。	—	—	—	—
原告	—	—	—	—	月刊誌『オーライト』の購入費用を100%計上。 →50%超の支出は違法。 具体的に政務調査活動のみに使用したという使用実態を示す客観的資料がない。 月刊誌『オーライト』は、利用目的が多岐的である。 そのタイトル、内容等からすれば、個人的な趣味・関心による面が存することも明らかで、政務調査活動のみに必要な情報を与える類の資料ではない。 議員の任期終了後も使用できる。 按分すべき。	—	—	—	電卓電子辞書(カシオ Ex-word(型番 XD-SP4800PK))購入費用を100%計上。 →60%超の支出は違法。 具体的な用途について裏付けとなる資料がない。 当該辞書は中学生や高校生を対象とした製品である。明らかに社会人を対象とした製品を購入していることからすると、議員本人が使用しているのか疑問がある。 そもそも、電卓や辞書は、政務調査活動と関係なく、一般人が日常生活において通常1つは持っているものであり、電卓電子辞書の性質上、政務調査以外の用途にも用いられるることは明らかである。 議員の任期終了後も使用できる。 按分すべき。
村上一彦	補助参加人民主	—	—	—	国内外の様々な新聞を多方面から考覧した記事が掲載された月刊誌であり、政務調査活動に極めて有益であることは明らかである。原告は、政務調査活動以外に使用される可能性があるという、原告の主觀に基づく抽象的可能性を述べているに過ぎない。目的外支出の具体的な主張立証がないことはもとより、目的外支出であることを推認せざる一般的、外形的事実の主張立証すらない。 ※原告が佐藤わか子議員の「ディーファイル」「日本教育新聞」の購読料の支出について主張を撤回していることと一貫性を欠く。	—	—	—	電子辞書が政務調査活動に極めて有用であることは明らかであり按分の必要はない。 原告は、政務調査活動以外に使用される可能性があるという、原告の主觀に基づく抽象的可能性を述べているに過ぎない。目的外支出の具体的な主張立証がないことはもとより、目的外支出であることを推認せざる一般的、外形的事実の主張立証すらない。

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人民主クラブ仙台

	調査研究費 旅費	旅費以外	研修費	資料作成費	資料購入費	広報広報費	人件費	事務所費	事務費・経費
横田匡人	原告	①20.4.22出張 ②20.8.7出張 ③20.9.8出張 → 実費と旅費条例に基づく計算額との差額(1096円算定)が違法。 「本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は差額分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。 求訟明に応じず、調査研究費の実費を明らかにしないばかりか、具体的な行先や目的すら明らかにしてないという態度自体が、旅費条例に基づき計算された額の1096円が違法な支出であることを示す外形的事実である。	—	—	—	—	—	—	—
	補助参加人民主	いずれも調査研究のための出張であり、本件要綱7条に基づき、旅費条例所定の額を支出しているので違法。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので、かつ、その額は機関的な実費等に準拠して定められており合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。 また、原告が主張するようなバック料金等を使う法的義務はない。 さらに、原告が「10%」を違法支出とする具体的根拠も不明である。	—	—	—	—	—	—	—
渡辺公一	原告	—	—	—	—	—	—	—	①会派控室に設置しているパソコン及びソフトセット購入費用 ②ホームページ製作費 100%計上 →50%超の支出は違法。 ①如何なる政務調査活動に使用したか裏付ける資料がない。 パソコン及びソフトセットは、性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難。 会派控室は政務調査活動のみにしか使用されていないとは考えられないし、そもそも会派控室でのみ使用しているかも不明。 議員の任期終了後も利用できる。 ②政務調査活動にのみ使用されたという使用実態を裏付ける客観的資料が明らかにされない。 同議員のホームページは有権者に向けたメッセージや、愛犬を紹介するページがあり、政務調査活動のための使用に限られたものではなく、有権者へ働き掛けたり、親しみを持つてもらうなど、個人的な政治活動を目的としている。 ①②いずれも按分すべき。
	補助参加人民主	—	—	—	—	—	—	—	①会派控室用のパソコン及びソフトセット購入費用。 会派控室は政務調査活動に使用しているので、按分の必要はない。 ②渡辺議員のホームページ制作費。 渡辺議員のホームページは議会活動や市の施策等の広報を目的としており、後援会活動や政党活動に関する記述は含まれていないから按分の必要はない。

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人きぼう

	調査研究費 旅費	旅費以外	研修費	資料作成費	資料購入費	広報広聴費	人件費	事務所費	事務費・経費	
きぼう会派 (全休)	①20.5.12視察旅行 ②21.2.4視察旅行 → 実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。	-	-	①ISDN、ADSL使用量 ②プロバイダ契約料 ③コピー料 → いずれも50%超の支出は違法。 会派の活動が全て後援会活動か政務調査活動であるわけがない、議会資料等の作成など、政務調査活動以外の活動にも使用されていると考へられるので、50%超は違法。 後援会活動、選舉活動の一ヶ月を禁止する旨の規定はあるものの、会派控室の事務局員の業務内容には政務調査活動以外の活動も含まれているので、使用実態が明らかにされない以上、50%超の支出は違法。	-	-	100%計上 → 50%超の支出根拠が不明なので違法。政務調査活動のみ從事の説明なし。 会派控室内の活動は政務調査活動に限られないもの、2分の1に按分すべき。 アルバイトについては、その具体的な業務内容を明らかにしていないので、少なくとも2分の1に按分すべき。	-	会派控室で使用するシェッダー、ビデオカメラ、スキヤナ、DVDライター、デジタルカメラ等を100%計上 → 50%超は違法。 きぼうは、訴訟前に監査委員に対して議会資料の収集にもシミュレーターを使用していた旨述べたので按分しないのは不当。他の機器も、会派控室では政務調査活動以外の活動も行う以上、議会活動のために用いられていた蓋然性は非常に高い。この点について使用実態が明らかにされない以上、50%超の支出は違法。	
	補助 参加 人 き ぼ う	いずれも調査研究のための出張であり、本件要綱7条に基づき、旅費条例所定の額を支出しているので違法。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。	-	全て会派控室において使用されているものであって、政務調査活動に使用されており、会派の取り決めにより、後援会活動及び個人使用は禁止していることから按分の必要なし。 インターネットは他の自治体や市議会の動向、議員状況等を調査、把握する一つのツールとして使用していたので、按分の必要なし。	-	-	常勤1名については、会派控室における政務調査活動の補助業務に従事した分の支給であり、所定の勤務時間外や休日に従事した分の時間外手当、休日手当として支給したもの。 臨時1名については、政務調査に関する書類作成や計算、整理など、特定した業務に従事した分の支給したもの(出勤時間帯は平日午後5時以降及び休日のみ)。 → いずれも政務調査活動の補助業務に従事した時間に対して支給したもので按分の必要なし。	-	オフィッシュレッダー、スキヤナ、DVDライターについては、会派控室において使用されるもの。 デジタルカメラ、ビデオカメラについては、会派控室に常備され、政務調査活動において使用されるもの。 → いずれも会派内の取り決めにより政務調査活動以外の使用は禁止していることから按分の必要なし(議会資料をシミュレーターによって破壊した可能性もあり得るが微々たるもので専ら政務調査活動のために購入したものなので按分の必要なし。)	
伊藤新治郎	原告	-	-	-	-	-	按分率3分の2で計上 → 50%を超える分は違法。 ⇒ 補助業務の内容とそれに支払われた金額が具体的に明らかであるなど、2分の1を超える支出につき合理的な主張立証を欠いているから、2分の1の按分によるべきである。	按分率3分の2で計上→ 50%を超える分は違法。 ⇒ 通常議員事務所において行う活動は、議員活動全般であると合理的に推測されるにもかかわらず、補助参加人は当該事務所を具体的に政務調査活動に3分の2程度使用したことと示す客観的資料を示していない。 したがって、3分の2の按分によるべき理由はなく、按分割合は2分の1とすべきである。	-	
	補助 参加 人 き ぼ う	-	-	-	-	-	専ら政務調査活動の補助業務にあたらせるために雇用している者に対する支出であるが一部後援会活動の事務も兼ねているものもあり、活動実態を踏まえて、政務調査活動以外の業務を多めに見積もって3分の1と想定し、政務調査活動業務の割合を3分の2として按分したものであり、違法。	専ら政務調査活動に使用している事務所についての支出であり、利用実態を踏まえて政務調査活動以外の業務を多めに見積もって3分の1と想定し、政務調査活動業務の割合を3分の2として按分したものであり、違法。	-	
熊谷晋夫	原告	合計4回の出張につき、実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。	-	-	50%超の支出根拠が不明であり違法。 「購入したものは「仙台藩ものがたり」「現代用語辞典辞典」「ポケット辞典漢字」「盛岡の先人」「2009年の日本はこうなる」「東北学院卒業生懇親会名簿」である。 これらの資料は議員個人の選舉活動にも利用できるものであり、これらの資料を政務調査活動「のみ」に使用したという使用実態を示す客観的資料はない。	-	50%超の支出は違法。 ⇒ 権員事務所で私事議員についての調査研究活動と個別性が認められない業務を含め広く議員の活動全般に関する補助的業務に従事しているのが一般的である。 提出された証拠のみによつては、政務調査活動とそれ以外の活動の割合及び具体的な仕事内容は不明。補助業務の内容とそれに支払われた金額も具体的に明らかになっていない。 2分の1を超える支出につき合理的な説明がなされていとは到底いえず、これを超える部分については違法。	-	50%超の部分は違法 ⇒ 一般的に文房具等消耗品、PC機器等は、その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的での程度使用したかを正確に把握することは困難。 従つて、政務調査活動のみに使用したという使用実態を裏付ける客観的資料が明らかとされていない以上、2分の1を超える部分は違法となる。	-
	補助 参加 人 き ぼ う	いずれも調査研究のための出張であり、本件要綱7条に基づき、旅費条例所定の額を支出しているので違法。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。	-	「仙台藩ものがたり」「盛岡の先人」「2009年の日本はこうなる」の3冊は、熊谷議員が提唱する「個人館構想」を現実化するための資料として購入したものである。 「現代用語辞典辞典」「ポケット辞典漢字」の2冊は、政務調査活動報告書を行う際に活用するため購入したものである。 「東北学院卒業生懇親会名簿」は、政務調査活動を行なうにあたり、協力者等を特定するために使用したものである(名簿を選舉活動になど使用することはない。)	-	業務実態に即していすればも政務調査活動の補助業務に従事した時間に対して支給したものであり、業務実態を踏まえて政務調査業務の割合を3分の2として按分したものであつて、その支出は違法。	-	パソコン消耗品及び周辺機器購入費。 「政務調査以外の活動にも利用できる」から「按分しないのは不当」と主張するが、わずかでも利用可能性があれば按分しなければならないとする原告の論理こそ不当。 文房具、消耗品等は、政務調査活動により収集蓄積された情報等の整理等に購入した物品であつて、按分の必要はない。	-	

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人きぼう

		調査研究費	研修費	資料作成費	資料購入費	広報広聴費	人件費	事務所費	事務費・経費	
	旅費	旅費以外								
堀湖健一	原告	—	—	—	—	—	50%超の支出は違法。 ・議員事務所で働く事務職員については、調査研究活動と関連性が認められない業務を含め広く議員の活動全般に関する補助的業務に従事しているのが一般的。 提出された証拠のみによっては、政務調査活動とそれ以外の活動の割合及び具体的な仕事内容は不明。補助業務の内容とそれに支払われた金額も具体的に明かになっていない。 従って、2分の1を超える支出は違法である。	—	—	—
	補助参加人きぼう	—	—	—	—	—	業務実態に即していすれば政務調査活動の補助業務に従事した時間に対して支給したものであつて、政務調査活動以外の業務に従事した時間に対する人件費は別途支給しているのであるから、按分の必要はない。	—	—	
佐藤嘉郎	原告	—	—	—	—	—	100%計上 →50%超の支出根拠が不明なので違法。 ・臨時的に従事する議員であることや政務調査活動のみ従事の説明なし。 議員は政務調査活動以外の活動も行うのであるから、議員の仕事内容も政務調査に限らない。	—	—	—
	補助参加人きぼう	—	—	—	—	—	被用者は政務調査活動の補助業務に特定して随時に雇用しているものに対する支出であり、業務を特定して雇用しており、按分の必要はない。	—	—	
庄司俊充	原告	—	—	—	違法な支出である旨の主張を撤回する。	—	—	—	—	
鈴木勇治	原告	—	—	—	—	100%計上→全額違法 ・補助参加人が朋友会活動が具体的に政務調査活動であるとの客観的資料を示しつづ主張立証しない限り、政務調査活動であるとはいえない限り、全額違法であるところ、政務調査活動であることについて何ら主張立証されているとはいえないから全額違法。	3分の2で計上。 →60%超の支出根拠が不明なので違法。 ・活動内容として①会議、②事務処理、③現地調査、④相談業務、⑤資料作成、⑥議員向け、⑦その他が挙げられているが、これら①ないし⑦の全くない限り、政務調査活動以外の事務作業である。少なくとも、①ないし⑦には政務調査活動以外の議員活動に関する事務も含まれている。またどの業務に対していくら支払われたのかが明らかでない(60%超の支出につき合理的な説明がなされているとはいえない)。	80%計上 →50%超の支出根拠が不明なので違法。 ・政務調査業務以外の割合を20%としても、政務調査活動以外の業務に従事した時間に対して算上した合理的な説明がない。 事務所が政務調査活動以外にも使用できる状況にあってこと、それとも開局らす補助参加人がその使用実態を客観的立証等により具体的に主張立証できなければ、少なくとも按分割合は2分の1とすべきである。	按分3分の2で計上 →50%超の支出根拠が不明なので違法。 ・事務費は事務所に設置した政務調査専用パソコンのリース代及び保守管理料であるところが、パソコンは政務調査活動以外にも利用することが可能であり、同議員の事務所内では政務調査活動以外に議員個人の活動も行われる。 パソコンを政務調査のみに使用したという使用実態を裏付ける客観的資料が明らかにできない以上、50%超の支出は違法。	
	補助参加人きぼう	—	—	—	—	朋友会は、原告が指掲する宮城県労働者山岳連盟とは別団体である。 単なる親睦団体ではなく、市政の運営、社会情勢、経済状況等について議論による講演や意見交換が行われる会合である。親睦会には参加しておらず、年会費のみを納付しているため、按分の必要はない。	業務実態に即していすれば政務調査活動の補助業務に従事した時間に対して支給したものであり、業務(政務調査補助業務以外の就労時間が15.79%)を踏まえて政務調査業務の割合を3分の2として按分したものであつて、その支出は適法。	事務所建物109.8m <sup>2</sup> のうち約8m <sup>2</sup> 程度(占有率にして約7%)を後援会備品などの収納部分として使用していること、年間10回(1回あたり2時間程度)近隣町内会、スポーツ団体が利用したこと等、政務調査活動以外にも使用している点等を総合的に勘案し、政務調査活動業務以外の割合を20%として按分計上したものであつて、その支出は適法。	パソコンリース代及び保守管理料。 政務調査費として計上した1台のパソコンは、政務調査専用としてリースを受けたもの。 事務所には、当該パソコンのほかにも3台のパソコンを所有し、政務調査業務以外の業務においては、政務調査専用パソコン以外のパソコンを利用している。 本来であれば政務調査専用であることから按分計上の必要はなかったものの、按分割合を3分の2として計上したものであつて、その支出は違法。	
柳橋邦彦	20.12.26出張 →実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 原告 本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく清算を定めた本件要綱7条にも違反している。	—	—	—	—	—	違法な支出である旨の主張を撤回する。	100%計上→全額違法 かかる事務所は自己所有もしくは借用である可能性が高い。	—	
	補助参加人きぼう	—	—	—	—	—	—	政務調査活動に限定して使用している事務所についての支出であり、質料については近隣相場の2分の1程度の額とすることで算生と合意。	—	

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人公明党仙台市議団

	調査研究費		研修費	資料作成費	資料購入費	広報広報費	人件費	事務所費	事務費・経費
	旅費	旅費以外							
～公明会派	平成21年1月29日からの視察旅行につき、視察の必要は認められず全額が違法。 また、上記出張を含めた10件の出張に上告、少なくとも実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 「本件手引書は定額分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。」	助成費(人件費)を100%計上 → 政務調査のみに必要な支出が不明なので、50%超の支出は違法。	-	コピー使用料、資料作成の人件費を100%計上 → 50%超の支出は違法。	-	100%計上 → 50%超は違法。 会派ホームページの作成に伴う経費のことだが、ホームページは議員活動、政治活動などにも用いられているので、50%超の支出は違法。	100%計上 →50%超の支出根拠が不明なので違法。政務調査活動のみ従事の説明なし。会派控室内での活動は政務調査活動に限られているので、2分の1に按分すべき。	-	プリンターリース代を100%計上 →50%超違法。 プリンタやパソコン、インターネット通信等は政務調査活動以外にも使用するものあり、全て政務調査に使用しているとの説明を裏付ける資料がないので、50%超の支出は違法(会派控室において使用されているごとのみもって按分の必要なとはいえない。)。
	政務調査費証明書には、視察先や目的の記載が要求されていないためそれをこの記載がないが、出張届書、支出伝票、調査・研修等報告書によって、視察調査を実施していることは明らかなのに、全額違法とされる根拠はない(視察内容を示す資料、視察先の資料・名刺等も保管し、報告書を作成している上、視察内容を施策立案、議会質問等に役立てている)。 旅費についても、本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。	人件費等の助成費は、会派控室における調査研究活動の助成業務に限定して臨時に採用した議員の個人費であり、按分の必要なし。政務調査活動以外の業務については常勤職員が担当。政治活動や後援会活動は、政党事務所において、政党が雇用する常勤職員が複数人で勤務しているので、会派控室を使用する必要性は全くない。	-	議会質問に関する資料、報告会資料等、政務調査活動に係るもののみなので、按分の必要なし。	-	会派ホームページの作成に伴う経費あり、政務調査活動に係るもののみなので、按分の必要なし。ホームページにおいて、選挙PR活動、政治活動、後援会活動はしていない。議員に関する様々な情報が掲載されるのが通常というは原告の見解にすぎず、他の支出が目的に違反した不適切な支出であることを指摘せよ。	会派雇用議員に対する人件費だが、会派控室における政務調査活動に従事した分の支給であり、所定の勤務時間外や休日にも政務調査活動の補助業務に従事したときの時間外手当や休日手当として支給したものなので、按分の必要なし。	-	プリンター、パソコンリース代、インターネット通信費であり、これらの事務機器類全てが会派控室において政務調査活動に使用されているものなので、按分の必要なし。
答原哲	実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 「本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。」	-	-	-	-	-	-	-	-
	本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもの合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。	-	-	-	-	-	-	-	-
銀田城行	実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 「本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。」	-	-	-	100%計上→ 50%超が違法。 「住宅地図は、政務調査活動に限らず、政治活動、選挙活動等など利用目的が多義的である上、議員を辞めた後も利用できる。「りにま高原駅周辺の調査を必要とする理由が不明で、調査結果を何らかの政策に反映させた裏づけとなる資料もなく、全て政務調査に使用しているとの説明を裏付ける資料もない。」	ホームページ(100%)は議員活動、政治活動などにも用いられているので、50%超の支出は違法。 メガホン(80%)・デジタルカメラ(80%)・プロジェクター(80%)→ 50%超は違法。 政務調査以外の用途にも用いられる物品であり、議員を辞めた後も利用できる。全て政務調査に使用しているとの説明を裏付ける資料もないの、50%超の支出は違法。	-	-	PHS電話代を80%計上→50%超違法 電話代は、政務調査活動に限らず、政治活動、私的通信なども利用される。 会派内規による80%の按分は具体的な裏づけある根拠は無であり、具体的に如何なる政務調査活動に使用したかを裏付ける資料はなく、政務調査費と判別できない支出を含む場合には、按分により50%超の支出は違法。
	補助参加人公明党	本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもの合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。	-	-	ぐにま高原駅周辺及び沿線の土地利用状況や町並みなどを調査し、仙台市の町造り施策に生かすことができるが調査するために必要である。政務調査以外に利用されると推認される具体的な草案の主張なく、單に利用目的が多義的であるから按分すべきとの主張は短絡的である。調査研究活動は、直ちに成果に結びつもあるれば、数年後に成果として現れるものもあり、場合によっては成果に結びつかないものもある。	ホームページにおいて、選挙PR活動、政治活動、講演活動は行っていない。 メガホンは該当報告を行う目的で、デジタルカメラは政務調査活動に必要な資料収集に使用する目的で、プロジェクターは報告の会合等で資料を用いて説明する際に使用する目的で購入した。	-	-	ほとんどが市民相談、調査活動等の政務調査活動に使用されているが、会派内規により80%の按分にした。
菊地昭一	実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 「本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えて清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。」	-	-	-	100%計上→ 50%超は違法。 ホームページは議員活動、政治活動などにも用いられているので、50%超の支出は違法。	-	-	PHS電話代を80%，デジカメ代金を100%計上→いずれも50%超違法。 電話は、政務調査活動に限らず、政治活動、私的通信などにも利用される。会派内規による80%の按分は具体的な根拠は不明であり、政務調査費と判別できない支出を含む場合には、50%超の支出は違法。	
	補助参加人公明党	本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもの合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。	-	-	選挙PR活動、政治活動、後援会活動は行っていない。	-	-	デジタルカメラは、政務調査活動(資料作成、広報広報他)に使用しており、その目的以外に使用することはない。 「議員の任期終了後も引き継ぎ使用できる」という事情は、政務調査費の支出において考慮すべき事項にはならない。 携帯電話は、そのほとんどが市民相談、調査活動等の政務調査活動に使用されているが、会派内規により80%の投げにした。	

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人公明党仙台市議団

	調査研究費		研修費	資料作成費	資料購入費	広報広聴費	人件費	事務所費	事務費・経費	
	旅費	旅費以外								
山口津世子	実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 原告告 訴 本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えても清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。	—	—	—	—	—	—	—	—	
	扶助参加人公明党 本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。	—	—	—	—	—	—	—	—	
小田島久美子	実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 原告告 訴 本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えても清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。	—	—	—	—	携帯電話代を80%計上→50%超違法。 携帯電話は、政務調査活動に限らず、政治活動、私的通信などにも利用される。 会派内規による80%の按分は具体的な裏づけある根拠は不明であり、政務調査費と割り切れない支出を含む場合には、按分により50%超の支出は違法。 ホームページは議員活動、政治活動などにも用いられているので、50%超の支出は違法。	—	—	—	—
	扶助参加人公明党 本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。	—	—	—	—	携帯電話は、そのほとんどが市民相談、調査活動等の政務調査活動に使用されているが、会派内規により80%の按分とした。 ホームページ更新料は、政務調査活動またその広報活動のための費用であり、全額が違法な支出である（ただし、誤って80%の按分とした）。選挙PR活動、政治活動、後援会活動は行っていない。	—	—	—	—
小野寺利裕	実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 原告告 訴 本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えても清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。	—	—	—	100%計上→50%超が違法。 住宅地図は、政務調査活動に限らず、政治活動、選挙活動など利用目的が多義的である上、議員を辞めた後も利用できる。調査結果が何らかの政策に反映させた裏づけとなる資料もなく、全て政務調査に使用しているとの説明を裏付ける資料もないので50%超の支出は違法。	—	—	—	—	
	扶助参加人公明党 本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。	—	—	—	宮城野区内の政務調査活動に必要不可欠であり、かつ、調査活動以外に使用することはない。 政務調査活動以外に利用されたと推認される具体的事実の主張なく、単に利用目的が多義的であるから按分すべきとの主張は短絡的である。	—	—	—	—	
鳴中貴志	実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 原告告 訴 本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えても清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。	—	—	—	100%計上→50%超は違法。 ホームページは議員活動、政治活動などにも用いられているので、50%超の支出は違法。	—	—	—	コピー機リース代を100%計上→50%超違法。 政務調査以外の用途にも用いられる物品であり、議員を辞めた後も利用できる。政務調査活動のみに利用したことと裏付ける資料はなく、全て政務調査に使用しているとの説明を裏付ける資料もないので50%超の支出は違法。	
	扶助参加人公明党 本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。	—	—	—	政務調査活動またその広報活動のための費用である。 選挙PR活動、政治活動、後援会活動は行っていない。	—	—	—	政務調査活動に専用使用しており、家族の使用に関しては別途設置してあるコピー機を使用している。	
鈴木広麻	実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 原告告 訴 本件要綱7条は法100条14項、本件条例1条に違反する。また、本件手引書は定額分が実費を超えても清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。	—	—	デジタルカメラ購入代として100%計上→50%超は違法。 政務調査以外の用途にも用いられる物品であり、議員を辞めた後も利用できる。具体的に如何なる政務調査活動に使用したかを裏付ける資料はなく、全て政務調査に使用しているとの説明を裏付ける資料もないので50%超の支出は違法。	—	—	—	—	—	
	扶助参加人公明党 本件要綱7条により、旅費条例に基づいて支出しているので違法である。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。	—	—	デジタルカメラは、政務調査活動（資料作成、広報広聴他）に使用しており、その目的以外に使用することはない。 「議員の任期終了後も引き続き使用できる」という事情は、政務調査費の支出において考慮すべき事項にはあたらない。	—	—	—	—	—	

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人・社民党仙台市議団

	調査研究費		研修費	資料作成費	資料購入費	広報広聴費	人件費	事務所費	事務費・経費	
	旅費	旅費以外								
(社民会派)	①20.5.18~20視察旅行 ②20.12.23~25視察旅行	—	—	—	60%超の支出根拠が不明なので違法。 新聞関係では統発新聞や朝日新聞といった一般紙、図書類では時刻表や「ふるさと仙台」といった雑誌、その他に住宅地図、週刊「金曜日」といった雑誌が購入されているが、政務調査活動のみに必要な情報源とはいえないもので、清算不必要とする旨を定めた本件要綱7条にも違反している。	—	100%計上 →60%超の支出根拠が不明なので違法。政務調査活動のみ従事の旨が明記なし。 会派控室内での活動は政務調査活動に限られないで、2分の1に按分すべき。 現に、雇用契約書では常勤職員の業務内容が事務全般となっており、政務調査活動に限定されていない。陪助員についても、「会派要望等作業業務」の内容が判然とせず、政務調査活動に限定されていない。	—	—	コピー機使用料、事務用品・パソコンのための経費等を100%計上 →50%超違法。 会派控室内での活動は政務調査活動に限られないで、2分の1に按分すべき。 事務費の性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難。本件会派における事務費に關しての本件各支出が市政に關する調査研究に資するために必要な経費に充てられたものとはいえないことを推認せる一般的な外的的な事実の指摘としては、対象となった資料のタイトル等からこれらの資料が政務調査活動のみに必要な情報と与える類の資料ではないことの指摘のみで必要かつ十分であり、対象となった資料を具体的に政務調査活動のみに使用したという使用実態を示す客観的資料がない以上、2分の1を越える部分の支出は違法である。
	いずれも調査研究のための出張であり、本件要綱7条に基づき、旅費条例所定の額を支出しているので適法。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもので合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。	—	—	—	政務調査活動に必要な情報源であるから適法。 実際に政務調査活動以外に利用されたと推認される具体的な事実を主張することなく、単に利用目的が多義的であるから按分すべきとする原告の主張は非常に短絡的であり、到底認められない。	—	会派控室において専ら政務調査活動に従事しているので、支出は適法である。	—	会派控室内におけるコピー機使用料、事務用品等を100%計上 →50%超違法。 会派控室内での活動は政務調査活動に限らないで、2分の1に按分すべき。 事務費の性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難なものであるとの指摘で必要かつ十分であり、それに対して、政務調査のみ使用したという使用実態を裏付ける客観的資料が明らかされていない以上2分の1を越える部分は違法となる。	
小山勇朗	原告	—	—	—	60%超の支出根拠が不明なので違法。 購入したものは「こんなニッポンに誰いた」「琉球王国のグスク」「ふるさと仙台」といった書籍であつて、特定の政務調査活動に必要とされる類の書籍ではなく、また購入した貨物を失った後にいつ返還される物ではなく、個人として使用が継続されることが多くなる類の図書類。 一資料購入費の全額を政務調査費の対象経費とするのがされば、これらの資料が政務調査活動に限定されて使用されたことを補助参加人において明らかにしなければならない。これらの資料が具体的に政務調査活動のみに使用したという使用実態を示す客観的資料がない以上、2分の1を越える部分の支出は違法。	—	60%超の支出根拠が不明なので違法。 現実問題として、政務調査活動のみに従事せざることは不自然。監査委員に対する「調査費」とによると、実際の非常勤職員の業務内容は政務調査活動に限定されておらず、補助参加人提出の非常勤雇用管理制度及び領収書においても、具体的な仕事内容が不明であり、補助業務の内容とそれに支払われる支出しに合理的な説明がなされたことは到底言えまい。むしろ、人件費の領収書の領収書には「政務調査他事務補助」と記載されており、政務調査の補助以外の業務に従事していたことを推認される。 一補助業務の内容とそれに支払われた金額が具体的に明らかであるなど2分の1を越える支出につき合理的な説明がなされたことは到底言えまい。少なくとも按分した2分の1を越える支出に関しては違法である。	50%超の支出根拠が不明なので違法。 使用形態としては「議会報告の作成、郵送作業、質問の為の資料整理、市政相談」が挙げられているが、現実の使用形態は政務調査活動に限定されていない。また、後援会に関しても、「月に何回かは…後援会の話題になることはあります」として、後援会の会員についても領収書は無いものの使用している。 一政務調査費として事務経費を100%計上してある金額が具体的に明らかであるなど2分の1を越える支出しに合理的な説明がなされたことは到底言えまい。むしろ、人件費の領収書の領収書には「政務調査他事務補助」と記載されており、政務調査の補助以外の業務に従事していたことを推認される。	50%超の支出根拠が不明なので違法。 同議員の事務費の内訳をみるとコピー機のリース代やインク代、インターネット使用料、お茶、コーヒー、菓子等といったようその性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難というべきものである。 したがって、政務調査のみ使用したという使用実態を裏付ける客観的資料が明らかされていない以上2分の1を越える部分は違法となる。	50%超の支出根拠が不明なので違法。 同議員の事務費の内訳をみるとコピー機のリース代やインク代、インターネット使用料、お茶、コーヒー、菓子等といったようその性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難というべきものである。
補助参加人・社民党	—	—	—	—	政務調査活動に必要な情報源であるから適法。 実際に政務調査活動以外に利用されたと推認される具体的な事実を主張することなく、単に利用目的が多義的であるから按分すべきとする原告の主張は非常に短絡的であり、到底認められない。	—	社民会派では、個々の事務所では、常勤職員は公用せず、政務調査活動に必要な補助業務を行う非常勤(臨時・パート)で対応すると申し合わせをしている。その申し合わせのとおり、当該被用者を必要な時に時間枠内で調査研究活動に必要な補助業務に従事させており、当該支出は適法である。	後援会や政治活動については事務所とは別の場所を利用し、当該事務所については政務調査活動に關して使用しており、当該支出は違法である。 地方議会の議員は、市政等の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動に携わっているが、そのため政務調査費の支出が認められているが、そのような調査研究活動に基づくものであり、按分の必要は全くない。	当該費用は調査研究活動に要する事務経費であり、当該支出は適法である。 実際に政務調査活動以外に利用されたと推認される具体的な事実を主張することなく、単に利用目的が多義的であるから按分すべきとする原告の主張は非常に短絡的であり、到底認められない。	

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人社民党仙台市議団

	調査研究費		研修費	資料作成費	資料購入費	広報広報費	人件費	事務所費	事務費・経費
	旅費	旅費以外							
石川達治	原告	一	一	一	一	一	50%超の支出根拠が不明なので違法。 補助業務の内容とそれに支払われた金額が具体的に明らかであるなど2分の1を超える支出につき合理的な説明がなされていない。逆に業務内容の「客対応」「広報補助」「事務所対応」等といった記載からすれば業務が政務調査の権利に限定されないことは明らか。したがって、少なくとも按分した2分の1を超える支出に関しては違法である。	50%超の支出根拠が不明なので違法。 監査委員に対する「調査累計」によれば事務所の使用形態としては、議会活動のみならず、後援会の役員会での使用等も認められ、政務調査活動に限定した使用形態でないことは明らかである。 → 政務調査費として事務所費を100%計上していることからすれば、補助参加人は当該事務所が政務調査活動を行うことに使用されていることを明らかにしなければならず、原告が、監査委員に対する調査累計とともに現実の使用形態が政務調査活動に限定していない事実を指摘している。その申し合わせのもと、当該使用者を必要な時に時間給で調査研究活動に必要な補助業務に従事させており、当該支出は違法である。	50%超の支出根拠が不明なので違法。 同議員の事務費の内訳をみると電話使用料やコピー機の使用料といったものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難というべきものである。 したがって、政務調査にのみ使用したという使用実態を裏付ける客観的資料が明らかとされていない以上2分の1を超える部分は違法。
	補助参加人社民党	一	一	一	一	一	社民党会派では、個々の事務所では、常勤職員は雇用せず、政務調査活動に必要な補助業務を行う非常勤(臨時・パート)で対応すると申し合わせをしている。その申し合わせのもと、当該使用者を必要な時に時間給で調査研究活動に必要な補助業務に従事させており、当該支出は違法である。	後援会活動等は自宅で行っており、当該事務所は政務調査活動に関して使用しているのであり、当該支出は違法である。 地方議会の議員は、市政等の向上と発展を摸索するために日常的に議会研究活動が期待されており、そのため政務調査費の支出が認められているが、そのような調査研究活動を行うために当該事務所を使用しているのであり、議会報告の作成等も調査研究活動に基づくものであり、按分の必要は全くない。	調査研究活動のための事務所における事務費用を計上したものであり、政務調査費にかかる費用であり、当該支出は違法である。 実際に政務調査活動以外に利用されたと推認される具体的な事実を主張することなく、単に利用目的が多義的であるから按分すべきとする原告の主張は非常に短絡的であり、到底認められない。
相沢和紀	原告	一	一	一	一	一	住宅地図購入費の50%超の部分へ支出根拠不明のため違法。 住宅地図に関しては、政務調査活動に限らず、政治活動、選挙活動等など利用目的が多義的であることは明らか。 → 住宅地図が政務調査活動のみに必要な情報を与える類の資料ではないことは明らかであるから、資料購入費の全額が政務調査費の対象経費とするのであれば、この住宅地図が政務調査活動に限定されて使用されていることを補助参加人において明らかにしなければならない。 → これらの資料を具体的に政務調査活動のみに使用したという使用実態を示す客観的資料がない以上、2分の1を超える部分の支出は違法である。	50%超の支出根拠が不明なので違法。 具体的な仕事内容が不明であり補助業務の内容とそれに支払われた金額が具体的に明らかであるなど2分の1を超える支出につき合理的な説明がなされていない。むしろ、人件費の領収書の但し書きの中に「HP更新料」と記載されているものもあり、政務調査の補助以外の業務にも従事していたことを推認される。また、監査委員に対する「調査累計」によると、その業務内容は議会報告や市民の相談援助、送迎等が含まれており、政務調査活動に限定されていない。したがって、少なくとも按分した2分の1を超える支出に関しては違法である。	コピーマシン料及びトナーリー代、固定電話料に関するもので、携帯電話代については70%を計上・50%超違法。 客観的資料なく、また携帯電話代についても30%のみを控除する根拠が不明。また同議員の事務費の内訳をみるとコピーマシン料、トナーリー代といったようにその性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難。 したがって、政務調査にのみ使用したという使用実態を裏付ける客観的資料が明らかとされていない以上2分の1を超える部分は違法となる。
	補助参加人社民党	一	一	一	一	一	社民党会派では、個々の事務所では、常勤職員は雇用せず、政務調査活動に必要な補助業務を行う非常勤(臨時・パート)で対応すると申し合わせをしている。その申し合わせのもと、当該使用者を調査研究活動に必要な補助業務のみに従事させており、当該支出は違法である。	一	コピーマシン料及びトナーリー代、固定電話料については、調査研究活動の事務費に係るものであり、当該支出は違法である。 実際に政務調査活動以外に利用されたと推認される具体的な事実を主張することなく、単に利用目的が多義的であるから按分すべきとする原告の主張は非常に短絡的であり、到底認められない。
大槻正俊	原告	一	一	一	一	一	ホームページ作成費について50%超部分が違法。 ホームページによって広報を行う目的は、政務調査活動だけだとまるで、選舉PR活動、政治活動、後援会活動など多義的。 → 補助参加人において調査研究活動のための使用として半分以上占めるとの主張立証なき限り、按分により2分の1を超える支出については違法。 平成23年仙台高判は、ホームページのレンタルサーバ料金に関して、2分の1の按分によるべきとしている。	60%超の支出根拠が不明なので違法。 具体的な仕事内容が不明であり補助業務の内容とそれに支払われた金額が具体的に明らかであるなど2分の1を超える支出につき合理的な説明がなされていない。むしろ、用務内容及び人件費の領収書の但し書きの中には「運転作業」と記載されているものもあり、政務調査の補助以外の業務にも従事していたことを推認される。また、監査委員に対する「調査累計」によると、その業務内容は議会報告の作成補助等が含まれており、政務調査活動に限定されていない。したがって、少なくとも按分した2分の1を超える支出に関しては違法である。	一
	補助参加人社民党	一	一	一	一	一	社民党会派では、個々の事務所では、常勤職員は雇用せず、政務調査活動に必要な補助業務を行う非常勤(臨時・パート)で対応すると申し合わせをしている。その申し合わせのもと、当該使用者を調査研究活動に必要な補助業務や運転業務のみに従事させており、当該支出は違法である。	一	

(別紙5)主張整理表  
被告補助参加人・社民党仙台市議団

	調査研究費	研修費	資料作成費	資料購入費	広報広聴費	人件費	事務所費	事務費・経費
辻 一	大連等への主張(平成20年5月22日～26日) ・実費と旅費条例に基づく計算額との差額(10%と算定)が違法。 ・本件要綱7条は法100条14項、本件条例13条に違反する。また、本件手引書等は定額分が実費を超過して清算不要としている点で、旅費条例に基づく支給を定めた本件要綱7条にも違反している。	一	ホームページ作成費について60%超部分が違法。 具体的な仕事内容が不明であり補助業務の内容とそれに支払われた金額が具体的に明らかであるなど2分の1を超える支出につき合理的な説明がなされていない。むしろ、人件費の領収書の但し書きの中には「ボステーリング」「議会報告作成、発送業務」と記載されているものもあり、政務調査の補助以外の業務にも従事していたことを推認させる。また、監査委員に対する「開示請求」によるその業務内容は議会報告の作成、市政報告の資料等の作成、事務所の電話当番等が含まれており、政務調査活動に限定されていない。したがって、少なくとも按分した2分の1を超える支出に関しては違法である。	一	60%超の支出根拠が不明なので違法。 具体的な仕事内容が不明であり補助業務の内容とそれに支払われた金額が具体的に明らかであるなど2分の1を超える支出につき合理的な説明がなされていない。むしろ、人件費の領収書の但し書きの中には「ボステーリング」「議会報告作成、発送業務」と記載されているものもあり、政務調査の補助以外の業務にも従事していたことを推認させる。また、監査委員に対する「開示請求」によるその業務内容は議会報告の作成、市政報告の資料等の作成、事務所の電話当番等が含まれており、政務調査活動に限定されていない。したがって、少なくとも按分した2分の1を超える支出に関しては違法。	60%超部分違法。 同議員は事務所費として、各月の事務所経費から社民党宮城野区支部協議会、辻一氏議会より積んである月額30,000円を差し引いた金額になります。として3万円を控除した全額を「按分」として計上しているがこの按分方法は妥当でない。監査において後援会や政党的な使用も一部ある。しかし、議員は公費である。議員は明確には別個のものであるからすれば、補助金の3万円を考慮することなく、政務調査費と判断できない支出を含む場合には、その全額を按分しなければならない。そして、按分割合について当該事務所を具体的に政務調査活動のみに使用したという使用実態を示す客観的資料を示していない以上、按分した2分の1を超える支出に関しては違法。	60%超の支出根拠が不明なので違法。 同議員の事務費の内訳を見るにコピー機トナー代、FAX用紙といったその性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度を使用したことから党と後援会から3万円を積出ししていることから党と後援会から3万円を積出ししているため、事務所費及び事務費の合計金額から補助金の3万円を控除するといった方法は妥当であり、政務調査にのみ使用したという使用実態を裏付ける客観的資料が明らかとされていない以上2分の1を超える部分は違法。	
	補助参加人・社民党 いすれも調査研究のための出張であり、本件要綱7条に基づき、旅費条例所定の額を支出しているので違法。 本件要綱7条の定額方式は、冗費・乱費の防止や事務の簡素化を目的としたもの合理性を有するので、法100条14項にも違反しない。	一	ホームページは政務調査活動の成果としての議会活動等を報告するもので、政務調査活動と密接不可分のものであり、当該支出は違法である。	一	社民党会派では、個々の事務所では、常勤職員は雇用せず、政務調査活動に必要な補助業務を行う非常勤(臨時・パート)で対応すると申し合わせをしている。その申し合わせのもと、当該被用者を時間給で調査研究活動に必要な補助業務に従事させており、当該支出は違法である。	当該事務所は政務調査活動に使用することが主であるが、後援活動や政党活動的な使用も一部あることから、事務費と事務所費を併せて政務調査活動分を按分して計上しており、当該支出は違法である。	当該費用は、主として政務調査活動のために事務所で使うコピー機やトナー代等であるところ、事務費と事務所費を併せて按分して計上しており、当該支出は違法である。	
八島 幸三	①「仙台青葉倫理法人会」 ②「白石七日会」 →全額違法な支出である。 政務調査との客観的資本なく、会合の内容も明らかとなっていないため到底政務調査活動とは認められない。 この両会は特定の政務調査活動のために組織された団体ではなく、又その支出が各団体の研修会の費用ではなく年会費であることなどからすれば、当該支出が調査研究の必要性に欠けるものであることは明らかである。したがって、その支出全額が違法となる。	一	①「仙台青葉倫理法人会」 ②「白石七日会」 →全額違法な支出である。 政務調査との客観的資本なく、会合の内容も明らかとなっていないため到底政務調査活動とは認められない。 この両会は特定の政務調査活動のために組織された団体ではなく、又その支出が各団体の研修会の費用ではなく年会費であることなどからすれば、当該支出が調査研究の必要性に欠けるものであることは明らかである。したがって、その支出全額が違法となる。	一	50%超の支出根拠が不明なので違法。 具体的な仕事内容が不明であり補助業務の内容とそれに支払われた金額が具体的に明らかであるなど2分の1を超える支出につき合理的な説明がなされていない。むしろ、監査委員に対する「開示請求」によると、その業務内容は議会活動報告の封入作業等も含まれて政務調査活動に限定されていない。したがって、少なくとも按分した2分の1を超える支出に関しては違法である。	50%超の支出根拠が不明なので違法。 監査委員に対する「開示請求」によれば事務所の使用形態としては、市政報告会や懇親会等が含まれており政務調査活動に限定した使用形態でない。 → 政務調査費として事務所費を100%計上していることから、補助参加人は当該事務所が政務調査活動を行なうことに使用されていることを明らかにしなればならず、原告が、監査委員に対する「開示請求」をもとに使用形態が政務調査活動に限定しない実態を指摘している以上、補助参加人は当該事務所を具体的に政務調査活動のみに使用したという使用実態を示す客観的資料を示さなければならず、それがないのであるから、2分の1を超える部分の支出は違法。	切手代100%計上 →全額違法。少なくとも50%超違法。 議員個人としての政治活動等も密接に関連したものである。客観的資料により当該議会活動報告が政務調査活動のみの報告であることが明らかとされていない以上、2分の1を超える部分は違法。	
	補助参加人・社民党 仙台青葉倫理法人会は、青葉区内の企業経営者を中心にして、経済活動のあるべき姿等をテーマで、週1回研修会を行う団体である。 白石七日会は、宮城県白石高校出身者を中心とした絏済界や大学関係者、医療関係者等により構成され、年2、3回研修会を行なう団体である。 両会は政務調査のための情報収集及び意見交換を行う場であり、これらは政務調査活動の一環であり、当該支出は違法である。	一	仙台青葉倫理法人会は、青葉区内の企業経営者を中心にして、経済活動のあるべき姿等をテーマで、週1回研修会を行う団体である。 白石七日会は、宮城県白石高校出身者を中心とした絏済界や大学関係者、医療関係者等により構成され、年2、3回研修会を行なう団体である。 両会は政務調査のための情報収集及び意見交換を行う場であり、これらは政務調査活動の一環であり、当該支出は違法である。	一	社民党会派では、個々の事務所では、常勤職員は雇用せず、政務調査活動に必要な補助業務を行う非常勤(臨時・パート)で対応すると申し合わせをしている。その申し合わせのもと、当該被用者を調査研究活動に必要な特定した業務に従事させており、当該支出は違法である。	当該事務所は、政務調査活動のために月数回程度使用しており、当該支出は違法である。 地方議会の議員は、市政等の向上と発展を摸索するために日常的に調査研究活動が期待されおり、そのために政務調査費の支出が認められているが、そのような調査研究活動を行なうために当該事務所を使用しているのであり、議会報告の作成等も調査研究活動に基づくものであり、按分の必要は全くない。	当該費用は政務調査活動の成果である議会活動報告誌の発送費用であり、当該支出は違法である。	

(別紙 6 )

佐藤正昭議員の出張一覧

- ① 出張先 東京都  
出張期間 平成 20 年 4 月 7 日  
調査研究項目 仙台市水族館について、経済活性化と資金調達について、国際  
経済状況について
- ② 出張先 長野市  
出張期間 平成 20 年 4 月 15 日から同月 16 日  
調査研究項目 スポーツ振興について、プロスポーツと市民との関わりにつ  
いて、スポーツ施設について、大規模スポーツ大会後の施設運営に  
ついて
- ③ 出張先 東京都  
出張期間 平成 20 年 4 月 22 日から同月 23 日  
調査研究項目 街づくりについて、経済活性化と街づくりについて、世界経済  
と地域の関わりについて
- ④ 出張先 名古屋市  
出張期間 平成 20 年 5 月 7 日から同月 9 日  
調査研究項目 名古屋港の整備について、港周辺開発について、中心市街地活  
性化について
- ⑤ 出張先 大阪府、広島市  
出張期間 平成 20 年 5 月 12 日から同月 13 日  
調査研究項目 障害者福祉について、大阪市・広島市中心市街地の活性化、交  
通アクセスについて
- ⑥ 出張先 東京都（参議院議員会館）  
出張期間 平成 20 年 5 月 14 日  
調査研究項目 スポーツビジネスについて、Jリーグと地域経済について、地

域活性化とプロスポーツについて

- ⑦ 出張先 大阪市、神戸市  
出張期間 平成 20 年 5 月 21 日から同月 22 日  
調査研究項目 環境問題について、地域環境の整備について、中心市街地・活  
性化について、街づくりについて
- ⑧ 出張先 大阪市  
出張期間 平成 20 年 6 月 4 日から同月 5 日  
調査研究項目 中心市街地の再開発について、箱もの行政について、地域計画  
について
- ⑨ 出張先 東京都  
出張期間 平成 20 年 6 月 7 日  
調査研究項目 プロスポーツによる地域振興策、スポーツとスポンサー等
- ⑩ 出張先 東京都（参議院議員会館）  
出張期間 平成 20 年 6 月 13 日  
調査研究項目 プロスポーツ運営について、Jリーグチーム強化について、ス  
ポーツとスポンサーについて
- ⑪ 出張先 東京都  
出張期間 平成 20 年 6 月 16 日  
調査研究項目 地域福祉施策について、経済活性化施策について、地域経済動  
向について
- ⑫ 出張先 東京都  
出張期間 平成 20 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日  
調査研究項目 指定管理者について、地域のスポーツ振興について、ベガルタ  
仙台について、スポーツイベントについて
- ⑬ 出張先 東京都  
出張期間 平成 20 年 7 月 24 日

- 調査研究項目 環境施策について、ゴミ収集施設・リサイクル施設について、  
仙台駅東口活性化について、仙台駅東口の交通環境について
- ⑭ 出張先 東京都  
出張期間 平成20年7月28日から同月29日
- 調査研究項目 スポーツの街づくりについて、市内の文化音楽施設について、  
再開発事業について
- ⑮ 出張先 東京都（参議院議員会館）  
出張期間 平成20年7月31日
- 調査研究項目 地域経済活性化施策について、観光施策強化について、スポー  
ツビジネスと地域活性化について
- ⑯ 出張先 東京都（仙台市東京事務所、国土交通省）  
出張期間 平成20年8月15日
- 調査研究項目 交通施策全般について、JR貨物と地域づくりについて、Jリ  
ーグチームと地域との連携について、地域スポーツ活性化につ  
いて、ペガルタ仙台強化策について
- ⑰ 出張先 福岡、北九州  
出張期間 平成20年8月23日から同月25日
- 調査研究項目 にぎわいのある街づくり、集客施設と街づくりについて、景観  
と街づくりについて、交通対策について
- ⑱ 出張先 東京  
出張期間 平成20年8月27日から同月28日
- 調査研究項目 スポーツ行政について、スポーツと街づくりについて
- ⑲ 出張先 東京都、横浜市  
出張期間 平成20年9月8日から同月9日
- 調査研究項目 農業・漁業の振興策について、にぎわいのある街づくりにつ  
いて、国際交流について、スポーツビジネスと街づくりについて、

- 仙台市の再開発について
- ㉑ 出張先 東京  
出張期間 平成20年10月15日から同月16日
- 調査研究項目 国際スポーツイベントについて、プロスポーツ支援について
- ㉒ 出張先 札幌市  
出張期間 平成20年10月21日から同月23日
- 調査研究項目 消費者行政について、議会制度について、議会改革について
- ㉓ 出張先 東京都  
出張期間 平成20年11月6日から同月7日
- 調査研究項目 地下鉄東西線について、総合交通体系について、経済産業施策  
について
- ㉔ 出張先 東京都  
出張期間 平成20年11月13日から同月15日
- 調査研究項目 国際交流について、経済活性化について、地域活性化について、  
観光振興について
- ㉕ 出張先 東京都  
出張期間 平成20年11月20日
- 調査研究項目 楽天イーグルスと地域との連携について、仙台市水族館につ  
いて、観光集客施設について、仙台市とロシアとの経済交流につ  
いて、街づくりと街並みについて
- ㉖ 出張先 東京都  
出張期間 平成20年12月4日から同月5日
- 調査研究項目 国際交流について、国際経済と仙台市の関わりについて、農地  
改良と農地整備について
- ㉗ 出張先 東京都  
出張期間 平成21年1月9日

調査研究項目 仙台市水族館について、観光集客施設について、経済活性化策について

㉗ 出張先 盛岡市

出張期間 平成21年1月15日

調査研究項目 文化交流施策について、市民主導の文化活性化について、街づくり全般について

㉘ 出張先 名古屋市、三重県桑名市

出張期間 平成21年1月25日から同月26日

調査研究項目 中心市街地の活性化について、中心市街地・再開発について、再開発事業について

㉙ 出張先 東京都

出張期間 平成21年1月30日

調査研究項目 地域経済活性化について、仙台駅東口再開発について、仙台市とロシアとの経済交流について、スポーツと地域活性化について

㉚ 出張先 神戸市、名古屋市

出張期間 平成21年2月6日から同月8日

調査研究項目 街のにぎわい創出について、水族館等の集客施設について、再開発について

㉛ 出張先 東京都

出張期間 平成21年2月13日

調査研究項目 プロスポーツと地域の連携について、パブリックビューイングについて、経済活性化とスポーツの関わりについて

㉜ 出張先 福岡県太宰府市（九州国立博物館）、熊本市（熊本城）、鹿児島市（鹿児島水族館）

出張期間 平成21年3月22日から同月24日

調査研究項目 博物館の概要・展示方法・外国人への対応・ボランティア等、

「くまもとさるく」の現況、城再建への市民参加、一口城主制度について、環境未来館（鹿児島）の現況について、いおワールド鹿児島水族館

㉝ 出張先 名古屋市、静岡市

出張期間 平成21年3月25日から同月27日

調査研究項目 市街地再開発について、中心市街地商店街の状況について、交通政策について、交通状況について

以上

